

叙任権闘争期前後のドイツ東南部

における貴族とラント

服部 良久

- 目次
- I 貴族史と初期領邦史の接点
 - II 叙任権闘争以前のバイエルンとその辺境地域
 - (1) 再建期のオストマルクにおける貴族の集会
 - (2) 11世紀前半のオストマルクとベーメン／ハンガリー
 - (3) 叙任権闘争以前の辺境伯と貴族
 - 1) 辺境伯の軍事的指導力
 - 2) 貴族の動向
 - 3) エーベルスベルガーの権力基盤と親族構造
 - 4) 小括
 - III 叙任権闘争期のバイエルン／オストマルク
 - (1) 叙任権闘争初期の政治的動向
 - (2) トゥルン集会とマイルベルクの戦い
 - (3) グレゴリウス改革と貴族
 - (4) オストマルクと叙任権闘争
 - IV 叙任権闘争以後のバイエルン／オストマルクの貴族
 - (1) フォルムバッハー
 - (2) ジグハルディンガー
 - (3) ズルツバッハー
 - (4) ラポトーネン・ディーポルディンガー
 - (5) プライン・ハルデッガー
 - (6) ラーブサー／アリポーネン／ファルケンシュタイナー／
グリースバッハ・ヴァクセンベルガー
 - (7) 中小貴族（エーデルフライエ）家系の動向
 - (8) 小括
 - V 辺境伯レオポルト3世時代のラント
 - VI 結 語
- 欧文要約

略 語

- MBR* : Meiller, A. von, *Regesten zur Geschichte der Markgrafen und Herzoge Osterreichs aus dem Hause Babenberg*, 1850.
- MB* : *Monumenta Boica*, 1763 ff.
- BUB* : *Urkundenbuch zur Geschichte der Babenberger in Österreich*, Bd. I, Fichtenau, H./E. Zöllner (bearb.), 1950, Bd.IV(=IV-1), Fichtenau/H. Dienst (bearb.), 1968.

- UBOE : *Urkundenbuch des Landes ob der Enns*, 1852 ~
- MG : *Monumenta Germaniae Historica*, SS: Scriptorum, D: Diplomata regum et imperatorum Germaniae.
- FRA : *Fontes Rerum Austriacarum*, II-3, *Das Stiftungen-Buch des Cistercienser-Klosters Zwettl*, Hg. v. Frast, J. , 1851; II-4: *Codex Traditionum Ecclesiae Collegiatae Claustro-neoburgensis*, Hg. v. Fischer, M., 1851; II-8: *Saal-Buch des Benedictiner-Stiftes Göttweig*, Hg. v. Karlin, W. , 1855; II-10: *Urkundenbuch des Stiftes Klosterneuburg* T. 1, Bearb. v. Zeibig, H. , 1857; II-28: *Ebenda* T. 2, 1868; II-31: *Codex diplomaticus Austriaco-Frisingensis* 1, Hg. v. Zahn, J. , 1870; II-51: *Urkunden und Regesten zur Geschichte des Benedictinerstiftes Göttweig*, T. 1, Bearb. v. Fuchs, A. , 1901; II-69; *Die Traditionsbücher des Benediktinerstiftes Göttweig*, Bearb. v. Fuchs, A. , 1931.
- HbBG : Spindler, M. (hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte* I, 2. Aufl. , 1981.
- Tyroller : Tyroller, F., *Genealogie des altbayerischen Adels im Hochmittelalter*, 1962.
- MIÖG : *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung*.
- JbNö : *Jahrbuch für Landeskunde von Niederösterreich*.

I 貴族史と初期領邦史の接点

近年 P. モーラフらは、中世後期～近世のドイツ（帝国）国制史を近代国家モデルに拠ってではなく、ひとつの政治的システムとして捉え直そうとする視点を提示してきた。その際モーラフらは帝国議会など制度的・アンシュタルト的要素を低く評価し、むしろ宮廷を中心とする直接的な人的結合関係の帝国統治における意義を重視する¹⁾。プロソポグラフィと政治社会学的手法を自家薬籠中のものとしたモーラフの研究成果を検討することは本稿の課題ではない。中・近世の帝国国制は実際には、モーラフが *gestaltete Verdichtung* と表現したごとき、統合と制度化の進捗をも示した。しかし同時期の帝国国制について人的結合関係に基づく政治システムという機能的側面を否定することはできないとすれば、統治の制度化と行政組織の社会からの自立化が殆どみられない成立期のラント（領邦）もまた、ランデスヘルたらんとする有力諸侯と貴族（領主）たちの間に形成される、当該地域の最低限の平和・秩序に関する合意を創出するためのひとつのシステムとして理解されるべきであろう。ラントとは何よりも、現実に紛争・係争の解決のために協議し、あるいは地域の共通の敵に対して軍事的に対処するために結集す

る貴族たちの人的団体であったと考えられる。

このようなラントの理解はいうまでもなく、O. ブルンナーの「ラント理論」と重なるものである²⁾。ブルンナー説の評価と問題点についてはあらためて詳論するまでもないであろう。ブルンナーの提示した「ラント」が行政史・政策史的側面を捨象した構造モデルであることは夙に指摘され、ブルンナーも認めるところであった。ではブルンナーの「ラント理論」が具体的な領邦史研究においても有益な構造モデルたりうるとすれば、いかなる意味においてであるのか。1990年に『サヴィニー協会法史雑誌』にブルンナーのラント概念のドイツ国制史研究における受容(批判)のプロセスを詳細に検討する論攷を公表したM. ヴェルティンによれば、従来の国制史研究者はブルンナー説における「ラント法」や「ヘルシャフト」を問題としながら、ラント概念そのものを真摯に検討することのないまま、屢々領邦史研究において、ある段階の領邦の政治構造を説明するためにこの概念を導入してきた。ブルンナーのラント概念は、修正を加えることにより国制史研究になお「新しい道 neue Wege」を拓きうるものとするヴェルティンにとって、ラントの本質とは貴族の人的団体 Personenverbandたることであり、「ローカルな支配者たる一定の貴族たちおよび、彼らによって上位権力として承認されたランデスヘルの利害共同体」であった。ブルンナーがランデスヘルをラントに対する外的存在とし、領邦に二元的権力構造を設定したのに対し、ヴェルティンはこれを批判しつつランデスヘルをもラント共同体 Landesgemeindeに含まれるものとする。中世盛期までランデスヘルと貴族の関係は、抗争 Konfliktではなく協調的共存 harmonisches Miteinanderに規定されていたというのである³⁾。この点については異論の余地があるろう。

①ランデスヘルがその領域形成のために、大公領や辺境伯領などの帝国法上の枠組みを長期に亘って有した場合、そうした国制的枠組みの中で一定の協調的関係が漸次的に形成されたと考えることができる。②しかしそうでない場合(聖界領邦など)、領邦の形成と存続はランデスヘルの倦むことなき領域政策の成否に左右されていたし、その過程は常に緊張関係と抗争をともな

いたであろう。にもかかわらず、②の場合にもランデスヘルが地域の最低限の秩序を在地貴族の合意によって維持し、また政治的意志形成のために協働するという「協調」的關係は、何れかの段階で認識しうるものと思われる。こうした関係が存在しないかぎり、ラントは政治的システムとしてさえ持続的に機能しえなかったであろう⁴⁾。いずれにせよこのような貴族相互の、そしてランデスヘルとの協働の実態は、上記の国制的条件や地域の権力構造に応じて多様であり、またその把握は中世盛期・後期のラントタイディングやラントタークという制度化された合意形成の場の出現以前には、史料的な困難をとまなうであろう。

本稿が考察対象とするドイツ東南部では上記の①のタイプに属すラントが多い⁵⁾。筆者は過去にオーストリア（大公領）におけるラントの政治構造をその身分編成を中心に考察してきた。その際の重点は、13世紀を中心に、上級ラント貴族を構成するラントヘレン身分（ミニステリアーレン出身者が大半を占める）とその下位にある騎士身分の形成、各々の存在基盤、相互関係等を明らかにすることにあつた⁶⁾。この時期のそうした身分編成は中世盛期以後のラントの統合の進展と基本構造を示すものではあるが、しかしブルンナーやヴェルティンのいう、地方貴族の利害共同体、政治的共同体としてのラントの形成をその出発点において明らかにするためには、11世紀後半～12世紀半ば、いわゆる広義の叙任権闘争期におけるこの地域の政治構造、そしてとりわけこのラントを構成する貴族層の動向をふまえねばならない。それによってラントを静態的構造モデルとしてではなく、その形成を歴史具体的、動態的に捉えることが可能となるのである⁷⁾。

周知のように G. テレンバッハ、K. シュミットらを中心とする戦後ドイツの貴族史研究は、11世紀に貴族の存在形態や意識が大きく転換することを指摘してきた。カロリング期の帝国貴族は、帝国各地に散在する豊かな所領と男女双系に及ぶジッペ的親族関係のネットワークを基盤に、帝権との密接な関係を維持しつつ各地で頭職を担うことにより、帝国の一体性に貢献した。他方11世紀には、世襲所領の核たる中心ブルクを設けてこれに因む家名を

定着させ、さらに精神的核＝菩提所たる私有修道院を建立し、これらのブルクと家産を継承する父系的貴族家門が成立する。カロリング期の帝国貴族を典型とするインターローカルな貴族から、地域支配に基盤をもつ貴族家門 Adelsgeschlechter への移行というシュミット・テーゼについては、女系親族の認識の重要性、家名の成立期とその原因、貴族内の階層に応じた移行の偏差などについて、とりわけ地域研究の進展にともない多くの批判が寄せられてきた。筆者は旧稿においてこうした研究動向を紹介・検討したうえで、貴族史上の転換期がラント形成の初期段階と接合することから、両現象の関連について考察することを課題として提示した。この点を中心にしてラント・オーストリアの形成を考察するための課題を提示しておこう⁸⁾。

- ① 辺境伯（後のランデスヘル）の指導下に、法的にはバイエルン大公権に従属していたオストマルクにおいて、この地域に関わりを持つ有力貴族 Dynastennadel たちが自立的に（広義の）裁判集会を持ち、マルク（とその周辺）の平和と秩序の維持を集団的に担って行く、そのような協働が持続的になされるようになる時期を把握すること。ラント形成の初期段階においてこうした形での政治的統合、或いは意志形成が重要であるのは、とくにオストマルクにおいては有力貴族と辺境伯のレーエン関係は未だ国制の軸をなすほどに貫徹しておらず、また辺境伯の統治組織も制度化されていなかったからである⁹⁾。
- ② ①の背景として貴族の存在形態との関連性を検討すること、とりわけ東南ドイツ一帯に広く所領と親族関係を有する貴族たちが、マルク（と周辺）に活動を集中させるといった意味での地方化 Lokalisation があったかどうか、またそれはブルクを中心とする支配の地域的集中と、これを継承する父系家門の形成に随伴する現象といえるかどうかを検討すること。
- ③ 同じく①の政治的背景として、オットー1世によるハンガリー人に対する勝利とオストマルクの再建以後、なお東南部辺境領にとって脅威であったベーメン、ハンガリーに対して、辺境伯下のマルクの貴族たちが防衛上の一定の自立性、自主性を持つ、換言すれば軍事面での王権とバイエルン

大公からの自立性を持つ時期を明らかにすること。

- ④ 叙任権闘争という独特の政治・社会的状況は、①～③にどのような影響を与えたのか、とりわけ①の意味での政治的共同体の形成にとって、ランデスヘルと貴族たちの政治的立場の選択とそのプロセスはどのような意味を持ったのかを考察すること。

これらすべてを均等に論じることによって明快な結論を導くことは史料上困難であるが、以下では各々の論点に関わる事実を可能なかぎり踏まえ、整理することを通じてなんらかの見通しを得たい。蛇足ながら、ラントと貴族制を結合する問題設定は、原理的には中世における様々なレベルでの権力統合、そして国家形成の初期段階の理解に連なるものであり、また貴族の存在形態とその変化という一般的問題を通じて、帝国と領邦という二元的「政治システム」をその初期的局面において相互関連的に考察する可能性をも拓くものである。

注

- 1) Moraw, P., Personenforschung und deutsches Königtum: *Zeitschrift für Historische Forschung* 3, 1975; Moraw und Press, V., Probleme der Sozial- und Verfassungsgeschichte des heiligen römischen Reiches im späten Mittelalter und in der frühen Neuzeit (13.-18. Jh.): *Zeitschrift für Historische Forschung* 3; Moraw, *Von offener Verfassung zu gestalteter Verdichtung 1250-1490*. Propyläen Deutsche Geschichte 3, 1985.
- 2) Brunner, O., *Land und Herrschaft*, 5. Aufl, 1965.
- 3) Weltin, M., Die Begriff des Landes bei Otto Brunner und seine Rezeption durch die verfassungsgeschichtliche Forschung: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte Germ. Abt.* Bd. 107, 1990, S. 340, 359, 369-371.
- 4) シュヴァーベン大公領におけるこのような *conprovinciales principes* の機能については Maurer, H., *Der Herzog von Schwaben*, 1978, S. 204-211. 13, 4世紀のルクセンブルク伯の領邦形成を考察したW・ライヒャートは、同伯のヘルシャフトリヒな領域政策の意義を強調し、13世紀にはブルンナーの法・平和共同体としてのラント概念は妥当しないと述べるが、13世紀末以後は共通の慣習法領域としてのラントという観念も現われるという。Reichert, W., *Herrschaftliche Raumerfassung und Raumgliederung im Westen des Reiches am Beispiel der Grafen von Luxemburg, 1200-1350*; *Zeitschrift für Historische Forschung* 19-3, 1992, S. 304-306. ベーメンの国制に即してブルンナーのラント法概念を検討したF・ザイプトは、13, 4世紀の法文化以前の *secundum ius terre, secundum consuetudinem terre, iure provincie* などの文言は具体的な法というよりも、貴族（とランデスヘル）の所領関係の変更や係争解決における協働という機能的側面、もしくはその際の法意識（正しい手続きをふまえているという）を示すものであるという。とすればブルンナー

がラント法そのものを重視するにもかかわらず、(初期の) ラントを規定するのはやはりランデスヘルを含めた貴族の共同行為という機能である。Seibt, F., *Land und Herrschaft in Böhmen: Historische Zeitschrift* Bd. 200, 1965, S. 307-315. なお Graf, K., *Das "Land" Schwaben im späten Mittelalter*: Moraw, P. (hg.), *Regionale Identität und soziale Gruppen im deutschen Mittelalter*, *Zeitschrift für Historische Forschung*, Beiheft 14, 1992, S. 157-164 は、ヴェルティンがラント法を軽視する点を批判するが、他方でラント法と裁判共同体としての機能を基礎としたブルンナーのラント概念を、ブリックレのいう「コムナリスムス」(共同体主義)にも連なる国制的概念として、高く評価している。

- 5) バイエルン大公領・オストマルク／オーストリア大公領・ケルンテン大公領・シュタイアマルク辺境領／大公領など。②に属するのはザルツブルク大司教領、ティロル伯領など。こうした類型的相違と領邦身分編成の相違の関連については Mitterauer, M., *Ständegliederung und Ländertypen*, *Zusammenfassung: Herrschaftsstruktur und Ständebildung* 3, 1973, S. 198-203.
- 6) 拙稿「中世オーストリアの身分制的構造」, 『富山大学人文学部紀要』8, 1984年, 同「中世上オーストリアにおけるラントとヘルシャフト」, 前掲紀要10, 1986年, 同「中世オーストリアにおけるランデスヘルシャフトと貴族支配」, 前掲紀要15, 1989年など。
- 7) 筆者はラント・オーストリアの成立過程を次のような二段階において捉えようとする。①11-12世紀前半: 有力貴族 *Dynastennadel* を中心とするのルーズな政治的共同体 ②12世紀前半～13世紀半ば: 有力貴族の断絶とミニステリアーレンの台頭, 前者の生き残りと後者によるラントヘレン身分の形成。
- 8) 拙稿「ドイツ中世貴族史研究の一課題——貴族家門・権力構造・国制——」, 『史学雑誌』102-2, 1993.
- 9) 有力家系が断絶し、ランデスヘルが遺領の一部、または全体を掌握した後、レーエンとして他の貴族、ミニステリアーレンに授封されることを繰り返す中で漸次レーエン関係が浸透していった。14世紀末にはランデスヘルのレーエン簿が作成される。

II 叙任権闘争以前のバイエルンとその辺境地域

(1) 再建期のオストマルクにおける貴族の集会

ヴェルティンは(オスト)マルクは「生成しつつあるラント」(ブルンナー)ではなく、すでにラントであったと述べる。つまりマルクは当初から上記のような貴族の利害共同体としての人的団体であったというわけである。しかしマルクのかかる団体としての構成・実態・機能を11世紀以前について確認することは史料上困難極まる。事実ヴェルティンはこの時期については、前章に挙げた課題のうち、①に関する断片的事実を挙げるに過ぎず、貴族の実態に関する分析的視点を示してはいない。本章ではまず叙任権闘争以前の時期について、いくつかの証書を手掛かりにマルクにおける貴族の集会の事例をとりあげ、それらの意味を①～③の視点から検討することにしたい。また

オストマルクのラントへの歩みを考えるに際して、マルクをとりまく政治的環境を概観しておかねばならない。いうまでもなく帝国（王国）辺境の防備のために設定されたマルクはその政治的發展を、国王の帝国統治におけるその位置づけ、とりわけ周辺諸民族の政治的動向とこれに対する帝国の対応によって左右されたからである。

国王オットー1世によるオストマルク再建以前については事例も少なく、不明な点が多いので立ち入った考察は控えたい。よく知られた903/06年の「ラッフェルシュテッテンの関税規則 Zollordnung von Raffelstetten」は、後の上オーストリアのリンツ付近に位置するラッフェルシュテッテンにおいて、当時この地域の辺境伯 Grenzgraf, Praefekt の任にあった Arbo が iudices orientalium とともに国王ルートヴィヒの命令により、この地域の41人の貴族 nobiles に東部辺境地域 orientales partes の関税の在り方を問うて明らかにさせたものである。ここではこの関税判告 Zollweistum の経済史・国制史的解釈をめぐる論争には触れない。ヴェルティンはその形式上、辺境地方 orientales partes の貴族たちが辺境伯の司宰下に参集して、ひとつの慣習的秩序を確認したという意味で、すでにラントの機能が萌芽的にみられると述べる。Arbo の管轄領域はパッサウ東部からヴィーナーヴァルトに及んだとされるが、しかしこの集会に参加した nobiles の実態やその分布などは明らかではなく、これを①の意味でのラント集会というにはなお不明な部分が多すぎるといえよう。いずれにせよ（事実上の）バイエルン大公ルイトポルトなど多くの犠牲者を出した907年のプレスブルクにおけるハンガリーに対する壊滅的敗北とハンガリー人の進出は、バイエルン貴族のマルクにおける活動を困難にしたであろう。

バイエルンでは907年に戦死したルイトポルトの後を襲った息子アルヌルフが、教会高権をも掌握して自立的なバイエルンの支配者たる地位を誇ったが、その死後息子エーベルハルトは国王オットーに教会高権の返還を拒否して938年に大公位を失い、かわりに大公に任命されたアルヌルフの弟ベルトールトの下で、バイエルン大公もまた官職大公たる性格を帯びた。さらにそ

の死後 947 年に兄王に叛乱を繰り返していた王弟ハインリヒが大公に任命されると、以後若干の中断を挟み、国王即位前のハインリヒ（2世）に至るまでの3代、半世紀余りに亘ってリウドルフィンガーの大公が続く。これらルイトポルディングー、リウドルフィンガーの大公たちにとって、ハンガリーに対する防衛はバイエルンの聖俗貴族の支持を得るためにも重要な課題であり、そのためオストマルクもまた重要な意義を持った。955年のレヒフェルトの戦いにおける国王オットーのハンガリー人に対する勝利を、K. レヒナーのごとくオーストリアの「誕生の時 Geburtsstunde」と呼ぶことが正当であるかどうかは別にしても²⁾、マルクの発展の基礎を築いたことは確かである。なおこの戦いの時、バイエルン大公ハインリヒ（王弟）は病床にあり、バイエルン北部のノルトガウの辺境伯 Berthold がノルトガウの兵を率いて国王軍に従軍し、勝利に貢献した。オストマルクの辺境伯家バーベンベルガーと近親関係にあり、Grafen von Schweinfurt と称される東フランケン出身のこの Berthold の家系はルイトポルディングーに対抗し、バイエルンにあって王権を支える存在であった。このように、バイエルンには大公家に匹敵、あるいはこれを凌駕する実力を有し、王権に直結するごとき有力貴族家系が存在したことは明らかである。

再建されたオストマルクの最初の辺境伯として 962 年に現われる Burchard は、974-76 年の大公ハインリヒ 2 世「喧嘩好き」Heinrich der Zänker の国王に対する蜂起に連座して罷免されたと考えられる。その後任、バーベンベルガーのレオポルトはすでに 976 年に marchio Liutpoldus として国王オットー 2 世の証書にメッテン修道院への寄進の発願者として現われる³⁾。レオポルトの出自については、後のオットー・フォン・フライジングの記述にしたがってフランケンのいわゆる ältere Babenberger (=Popponen) とする説やバイエルンのルイトポルディングーとする説があり、また系譜中の位置づけについても見解の一致をみてはいない⁴⁾。後述するように 11 世紀前半に至るまでバーベンベルガーがバイエルンのドナウ流域に所領や支配権を有したことは明らかであり、レオポルト自身もレーゲンスブル

系図I

バーベンベルガー

注記

Lechner, Die Babenberger の巻末系図より
作成。Heinrich II から続く世代は省いた。

Mg=Markgraf

Om=Ostmark

Ezbf=Erzbischof

Bf=Bischof

Hz=Herzog

Gr=Graf

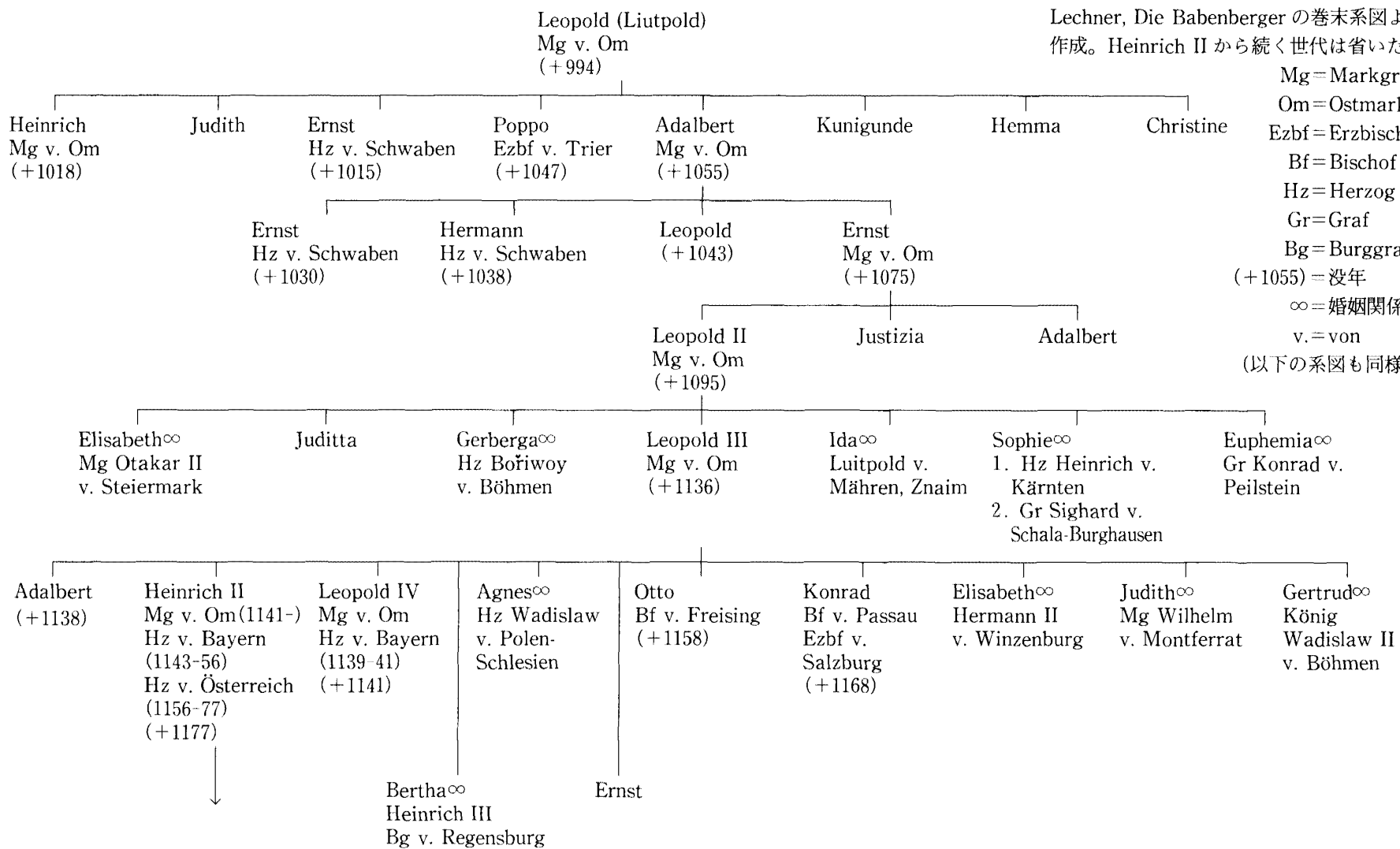
Bg=Burggraf

(+1055)=没年

∞=婚姻関係

v.=von

(以下の系図も同様)



クやザルツブルクのネクロロギウムに記されているように、バイエルンと密接な関係を維持していた。他方、レオポルトがマルクにおいていかなる活動を行なったのかを示す史料はきわめて乏しい。ただ 991 年にはハンガリー人のマルク侵入に対して、バイエルン大公ハインリヒ「喧嘩好き」とともに軍を率いて反撃し、ヴィーン東南のフィッシャ河まで境界を前進させたことが知られる⁵⁾。

レオポルトがマルク中央部、ドナウ沿いのメルクを後述する有力貴族ジグハルディングー Sighardinger から奪ったことは知られるが、後にバーベンベルガーの居館が置かれるこの地でなんらかの集会を催したとの記録はない。興味深いことに、レオポルト 1 世時代のマルクにおける下記の貴族の集会 2 例は、いずれもレオポルトのイニシアチヴによるものではなかった。

① 981-95 年にバイエルン大公ハインリヒ 2 世が辺境伯レオポルトのマルク *marca liutbaldi marchionis* において催した裁判集会 *publicum placitum* には、司教、伯、有力者が平民とともに召集され *congregatis omnibus tam episcopis quam comitibus primoribusque cum plebibus regni*, 彼らの各々の所領はどれか、とくにパッサウ司教に属するものは何か、司教・修道院長の領民 *familia* が辺境伯にいかなる賦課を負うかを、辺境の住民 *populus terminalis* に誓約によって確認させた。またそれによってパッサウ司教の領民が辺境伯にたいする諸賦課から免れていることが確認され、さらにマルク内の同司教領が逐一挙げられた。以上を誓約によって確認した者は *Meginhart comes, Papo comes, Marchuuart comes et frater eius Rudker, Tiemo comes, Pertolt, Werinheri, Rupo, Egil, Milo* である⁶⁾。

② 985-991 年、パッサウ司教ピルグリムはマルク西端のロルヒ Lorch (現在のエンス Enns) と東部のマウテルン Mautern で行なわれた教会会議において、東部の司教区民 *orientales diocesanos* に、エンス河からヴィーナーヴァルトに至る地域の十分の一税はハンガリー人の侵入による荒廃以前にはパッサウ司教に属していたことを、誓約により判告させた。その証人は

①と同じ Meginhart, Pabo, Rupo, Werinheri, Mi (mi) lo, Egil, の他, 45 人を数える。続いて同司教は後の上オーストリアの Mistlbach (Wels 周辺) においても教会会議 *aecclesiasticum placitum* を開き, マルクのどの地の十分の一税が各教区教会に属すかを人びとに問うて誓約により明らかにさせた。その際の証人名 24 のうち 20 はロルヒ・マウテルンのそれと一致する⁷⁾。

①の大公の集会はパッサウ司教文書のコーデックスにのみ伝えられており, *BUB* の編者はその場所をマルク中部のトゥルン Tulln と推定している。この記事がヴァイズトゥム形式のより大掛かりなオリジナル文書の, パッサウ司教に関わる部分を中心にした抜き書きであろうとする O. Fr. ミティス説が正しいとすれば⁸⁾, この集会はハンガリー人の進攻 (レヒフェルトの戦勝以前のそれか, あるは 991 年の進攻かは不明) 後の, 旧所領の所有関係の確認によるマルクの再建を意図するものであったといえよう。ここでは次の諸点を指摘しておこう。当時のマルクにはすでに聖俗のバイエルン貴族の所領形成がかなり進んでおり, とりわけパッサウ司教はその豊かな所領と教区 (教会) の設定によってマルクの社会秩序の形成に多大の影響力を有した。また 974-6 年の蜂起によって王に罷免されたバイエルン大公ハインリヒは 985 年に許されて復位し, 東部辺境における聖俗貴族の利害調整においても, 辺境伯に対してパッサウ司教の利権を支持する形でイニシアチヴをとり, それは以下にも述べるように, 国王の意にも沿うものであった。②の三ヵ所での教会会議はおそらく①に続いて行なわれたのであろう。主催した司教ピルグリムは, パッサウ司教権と司教教会の発展のために辣腕をふるい, しばしば文書改竄・偽造も辞さなかった。しかし 985 年に国王オットー 3 世は, やはりハンガリー人による荒廃を考慮してマルクにおけるパッサウ司教領民の国王役人と辺境伯の裁判権や賦課からの免除を, そして 993 年にはマルクにおける司教領の十分の一税の免除を保証したことから, ②の会議の内容は非現実的ではない⁹⁾。いずれにせよここには所領と教会行政両面でマルクに対する影響力を強化しようとするパッサウ司教の意図がより明確に表現されている。これに対して

辺境伯レオポルトは、自身の集会で扱われた問題が自身の利権を減ずる可能性を持つものであるにもかかわらず、両証書に証人としては登場せず、これらの集会に参加さえしていなかったように思われる。

さて①②に共通するのは、大公、司教の司宰する聖俗いずれの集会においても、当該地域（マルク）の住民 *populus*、つまり領主／貴族たちの集団的な意思表示が尊重されたことである。また証人リストから知られる出席者、とくに中心メンバーたる有力貴族はこの聖俗の集会において一致していたのではないかと考えられる。そうした貴族についての所領基盤・親族関係・活動形態に関する詳細な検討は後段に譲り、ここでは以下の点のみ確認しておきたい。個人名のみ記された人物の家系を確定することは難しいが、系譜研究の成果などをふまえて推定することは可能である¹⁰⁾。①に登場する *Meginhart comes, Tiemo comes* はバイエルン西部からマルク東部に広く所領を有し、後にそのバイエルンの私有修道院に因んで *Grafen von Formbach* と呼ばれた家系（以下フォルムバッハーと記す）に属した¹¹⁾。*Meginhart* はレヒナーによれば国王の委任によるヴィーンの支配者であったが、本来は後の上オーストリアのトラウンガウの伯 *Graf im Traungau* であった。ティロラーのバイエルン貴族に関する系譜総覧ともいべき研究書によれば、*Pertolt* もまたフォルムバッハーに属し、しかも *Tiemo* の父親にあたる人物であるが、証人リストにおける位置からして疑問なしとはしない。*Werinheri* (*Wernher*) はティロラーによれば、バイエルン西部～中部に豊かな所領を持ち、その中心ブルクと修道院に因んで歴史家がエーベルスベルガー *Ebersberger* と呼ぶ古い家系に属した¹²⁾。本章(3)で詳論するように同家もまたオストマルク各地およびクライン（辺境領）にも所領を持つ広域的貴族であった。ヴェルティンは *Papo (Babo) comes* をもエーベルスベルガーとしているが、ティロラーによれば *Papo* はフォルムバッハー出身の妻を持つ、レーゲンスブルクのブルクグラフ家系の祖先 *Babo* であるという¹³⁾。*Marchuart comes et frater eius Rudker* はケルンテンの辺境伯、後にケルンテン大公となる、同地方の指導的貴族家系であったエッペンシュタイナー

Eppensteiner に属す。同家も当時すでにエーベルスベルガーと姻戚関係にあった。Rupo, Egil, Milo はヴェルティンによれば、ザルツブルク大司教の小封臣である。なおパッサウ司教ピルグリムは、バイエルン西部からザルツブルク、マルクに所領を持つ伯家系ジグハルディンガー Sighardinger の出身である。これ以外の②の証人リストの人びとを同定することはさしあたり困難である。彼らは①では *populus orientalis*, ②では *diocesanos orientales* と呼ばれたように、おそらく大半は在地小領主ないしは、有力貴族の従者（後のミニステリアーレン）であったと思われる。

以上より、ハンガリー禍が一段落した後のマルクにおける権利関係を確認する重要な集会に参加した貴族の中心メンバーは、同定しうるかぎりではバイエルンを中心に、オストマルク、さらには南部のケルンテン、クラインなど東南ドイツに広く所領を有する存在であった。彼らはマルクに所領を持ち、その保全に関心を持つ限りにおいて上記の集会に参加したのである。この意味でヴェルティンが①の集会をすでに、政治的共同体としてのラントの機能的核をなす上級裁判集会＝ラントタイディングたる性格を持つと述べたのは正しい。しかしバイエルンから自立した人的団体としてのラント・オーストリアの成立を確認するためには、個々の貴族の存在形態・活動をより詳細に考察しなければならず、また将来のランデスヘルであるバーベンベルガーの辺境伯の活動および貴族たちとの関係を明らかにしなければならない。それにはいま少し時代を下る必要がある。

(2) 11世紀前半のオストマルクとベーメン／ハンガリー

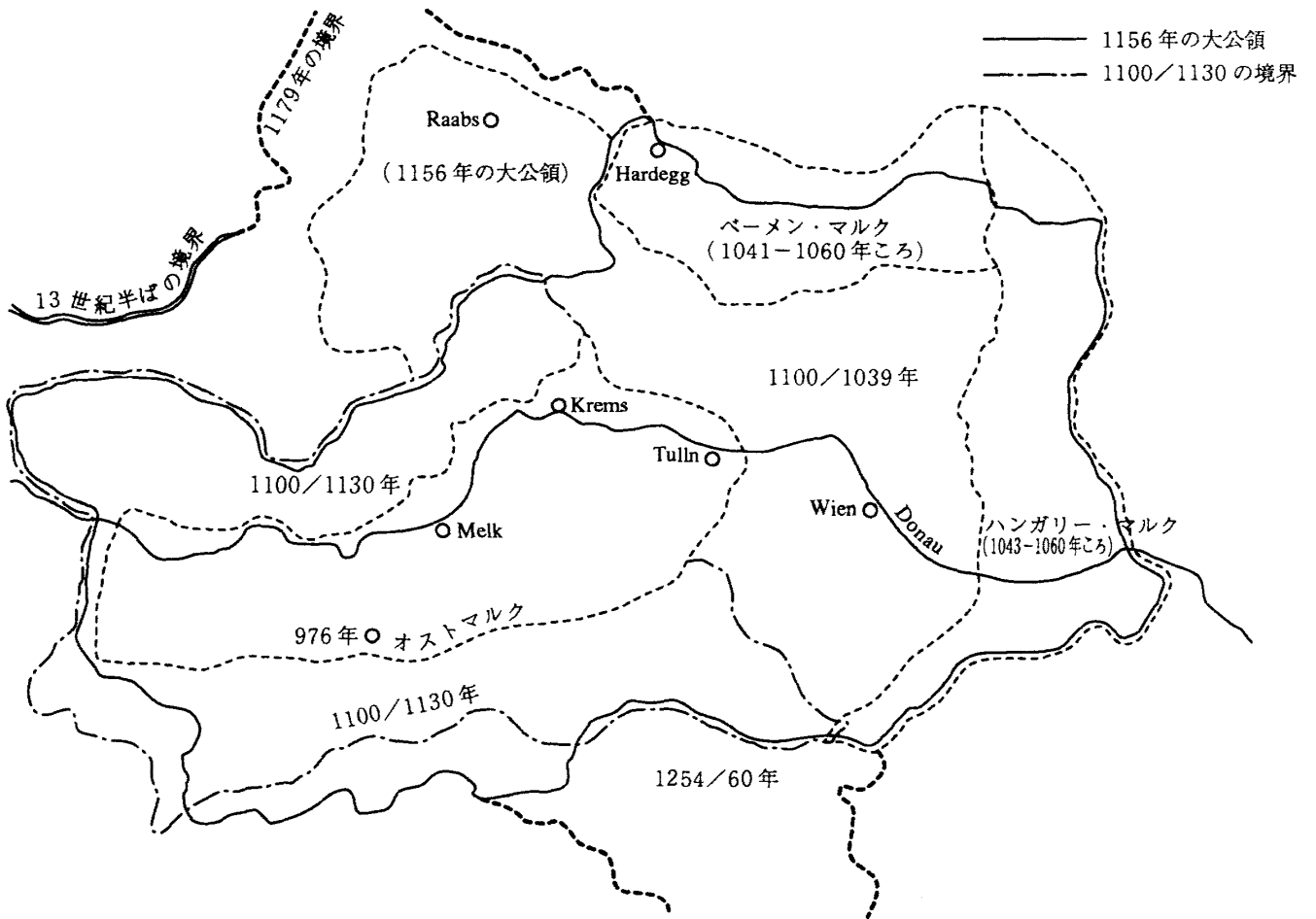
まずドイツ王権とスラヴ諸民族、ハンガリーの関係を軸に、マルクに関わる東南ドイツの政治的状況を概観しておく。11世紀のバイエルンは国王自身が大公であった時期が約30年、これにその幼少の息子、及び妃が大公であった時期を加えると通算50年以上に亘って事実上王の支配下にあり、王領 Kronland たる性格を帯びた¹⁴⁾。とりわけ叙任権闘争以前には、リウドルフィンガーの最後の王ハインリヒ2世（国王 1002-24, バイエルン大公位 1002-04,

1009-17) から、ザリア王朝前半のコンラート 2 世 (1024-1039)、ハインリヒ 3 世 (王位 1039-1056、バイエルン大公位 1027-42, 1047-49) に至るまでの諸王は帝国統治においてバイエルンとその貴族を重視・重用し、また自立的な国家への発展を始めたハンガリーに対して帝国への服属を強要するため、軍事力をともなうきわめて積極的な政策を展開した。したがって国王のバイエルン、マルク滞在は頻繁となり、それだけにマルクはなおバイエルン、そして王権に強く結びつけられていたのである。

既に受洗していたハンガリーのアルパード家の侯 Waik は 1001 年、教皇より聖シュテファンに因む王冠を与えられてシュテファン (イシュトバーン) 1 世と称した。このハンガリー最初のキリスト教国王は、バイエルン大公であり 1002 年に国王となるハインリヒの姉妹 Gisela を妻としており、ハンガリー・ドイツ関係はしばし安定する。他方、大スラヴ国家建設を目論むポーランド大公 Boleslaw は一時ベーメンを征服してマルクに大きな脅威を与え、1004-1018 年に国王ハインリヒ 2 世との間に断続的な戦いが生じた。この間、辺境伯レオポルト 1 世の息子の辺境伯ハインリヒ (994-1018) は 1004 年にはバイエルン軍を指揮して、ドナウ河まで侵入したポーランド軍と戦い、1015、17 年には当時バイエルン大公を兼ねた国王ハインリヒを支え、ベーメン軍・バイエルン軍をも率いてポーランドと戦った。バーベンベルガーと遠い親族関係にあるメルゼブルク司教ティートマールは彼を「有能な戦士」と讃えている¹⁵⁾。まもなく大ポーランド国家は内紛により衰退するが、辺境伯がいまや、辺境防衛における重要な軍事的指導者として現われていることに注目しておこう。

1027 年に国王コンラート 2 世は、レーゲンスブルクにバイエルン貴族を集めて 10 才の息子ハインリヒ (後の国王) を大公に選ばせ、またこの時バイエルンの「全ての伯と選ばれた iudeces」に誓約の上、バイエルンとマルクの帝国領、都市、修道院を確認させた¹⁶⁾。1030 年にはハンガリー王シュテファンが妻を通じてバイエルン大公位を要求し、ドイツ国王と対立した。国王コンラートはヴィーン南東のライタ河まで遠征したが成果なく、逆にヴィー

地図Ⅰ オストマルク・オーストリア大公領の領域的發展



注記

この図は Lechner, K., Die territoriale Entwicklung von Mark und Herzogtum Österreich : Atlas von Niederösterreich 37, 1951より作成。明確な境界線を引くことは本来不可能であって、概略図にすぎない。北西部 (Waldviertel北部) の帰属時期とその法的性格については異論がある。(本編Ⅳ章の注55) 参照

なお、この地図は大公領の上オーストリア部分は含まない。

ン付近で包囲され、フィッシャ・ライタ河間地域はハンガリーへの割譲を余儀なくされた。このようにコンラートの対ハンガリー政策は功を奏さず、その後コンラートはブルグント問題などにみられるように政策の重心を西方に移して行く。

既述のように自身長期に亘ってバイエルン大公であった国王ハインリヒ 3 世もまた東南部における帝国の膨脹のため精力的な軍事行動を展開した。ベーメン大公 Bretislav はプラハ大司教座の設置をめざし、その南限をめぐる国王ハインリヒとの間に軋轢が生じたが、1040 年のハインリヒのベーメン遠征は「多数の *proceres, milites* が戦死し、あるいは捕虜になり」相応しい成果はなかった。1041 年には辺境伯アダルベルト (1018-55) が息子レオポルトとともに小部隊でドナウ北部のスラヴの大きな城塞 (Gars 付近と推定される) を破壊し、同年ベーメン大公は国王に降伏、今日の国境と重なるタイア河をマルクとの境とした¹⁷⁾。1055 年の史料に初出するタイア河の南側に沿う新しい辺境領、いわゆるベーメン・マルク *marchia Boemia* はこの時国王によって設置されたと考えられる¹⁸⁾。ハンガリーでは親独派と民族派の王位争いが激化し、前者に属す国王 Peter は前述のシュテファンの甥であり、その姉妹 Froiza は辺境伯アダルベルトの第二の妻であったが、1041 年、民族派の Samuel Aba によって追放されバイエルンに亡命した。以後 Peter を支持するハインリヒ 3 世と Aba は繰り返し相互に侵入・占領・破壊・劫掠を繰り返す。1043 年にはハインリヒはヴィーンで王国集会を持ち、これをふまえてハンガリーに遠征し、父王時代に奪われていたフィッシャ・ライタ河間地域を回復、ここからドナウ北部のマルヒ河に沿う地域にいたる新辺境領、いわゆるハンガリー・マルクを設置した¹⁹⁾。この二つの新マルクは中心ブルクと母教区の設置、計画的な集落建設をとめない、K. ボーブルによればベーメンを睨むバイエルン北部のカム Cham, ナップブルク Nabburg 二つの新マルクとともに、ハインリヒ 3 世の東方政策と帝国組織の斬新さを示すものであった²⁰⁾。注目すべきは、国王が当初両新マルクをバーベンベルガーの辺境伯に委ねず、各々 Adalbero, Siegfried なる独自の辺境伯が任命

されたことである²¹⁾。しかしボーズルの評価と裏腹に、両新辺境伯の具体的な活動を示す記録は殆どない。ただ明らかなのは、国王が辺境伯 Siegfried には大規模な王領を下賜し、また両新マルクとその周辺には以後バイエルン系貴族が豊かな所領を形成したことである。パーベンベルガーの影響力はここでは後景に退き、これらの辺境領がオストマルクに統合されるのは 1060 年以後のことである。そのプロセスはラントの形成を考えるうえで重要な意味を持っているので、後段で考察したい。

1044 年に国王ハインリヒはハンガリーに遠征し、Menfö の戦いで Aba を破り、これを捕らえて処刑した。亡命していた Peter はハインリヒの支援によって復位し、ハインリヒに臣従誓約を行なった。しかし 1046 年、再び民族派の蜂起によって Peter は死亡し、前述のシュテファンの孫 Andreas が新王に即位した。Andreas は国王ハインリヒとの和を望んだがハインリヒはこれを拒否し、マルクとハンガリーの境域における戦いが再開された。1050 年にはハンガリー軍によってハンガリー・マルクの中心ブルク Hainburg (Heimenburg) が破壊され、同年のニュルンベルクの王国集会では国王はその再建と対ハンガリー政策をバイエルンの有力貴族を交えて協議した。そして Hainburg 再建を委ねられたレーゲンスブルク司教ゲプハルト、バイエルン大公コンラート、オストマルク辺境伯アダルベルトらは頻繁なハンガリー軍の攻撃に耐えながら多大の労力をもってこれを遂行した²²⁾。しかしベーメン大公の支援をも得た国王の数次のハンガリー遠征は失敗に終わった。そこでバイエルン大公コンラートや辺境伯アダルベルトはハンガリーとの平和的關係を望み、国王に和を促したが、国王はハンガリー王を屈伏せしめることに固執した。1053 年にはバイエルン大公コンラートが罷免され、3 才の王息ハインリヒが大公となり、翌年ハインリヒが国王に戴冠されるとその弟コンラートが大公に、さらに 1055 年のコンラート死亡後はハインリヒ 3 世の妃アグネスが大公となった (1061 年まで)。1052 年以後もハンガリー人は南部のケルンテン・マルク (後のシュタイアマルク) に侵入し、1053～54 年には、罷免されハンガリーに亡命していた前バイエルン大公コンラートの率いるハ

ンガリー人の侵入があった。また 1055 年にはヴェルフェンのヴェルフ (3 世), レーゲンスブルク司教ゲプハルトなど一連のバイエルン貴族が国王に対して蜂起したが鎮圧された²³⁾。その背景には多大の労力を費やす国王の対ハンガリー政策への, バイエルン貴族の不満があったと思われる。しかしこの年及び翌年に辺境伯アダルベルトと国王ハインリヒ 3 世は没し, 1056 年, 新辺境伯エルンストはハンガリーと和を結んだ。1058 年には幼少の国王ハインリヒ 4 世の摂政役アグネスも, 境界に近いマルヒフェルトにてハンガリー王 Andreas との間に和を結び, ハンガリーのドイツ王権への臣従の強制を断念した。しかしハンガリー政情はなお安定せず, その後 1060 年には兄弟 Bela の陰謀により Andreas が殺害され, その妻と国王ハインリヒ 4 世の姉 Judith と婚約していた息子 Salomon はバイエルンに亡命したが, 1061 年にアグネスによりバイエルン大公に任命されたオットー・フォン・ノルトハイムの率いるドイツ国王軍は 1063 年にはハンガリーに遠征して Salomon を即位させることに成功した²⁴⁾。

注

- 1) Weltin, Österreich um das Jahr 1000 und bei der Erhebung zum Herzogtum 1156: *Ostarrichi Gedenkstatt Neuhofen/Ybbs*, S. 16. ラッフエルシュテッテンの関税規則については Mitterauer, M., *Zollfreiheit und Marktbereich*, 1969, S. 115-134; *HbBG*, S. 377ff.
- 2) Lechner, K., *Die Babenberger. Markgrafen und Herzoge von Österreich 976-1246*, S. 33.
- 3) *MG DO II*, Nr. 133.
- 4) 辺境伯レオポルト 1 世の出自についての研究動向を概観しているのは Dienst, H., *Die Dynastie der Babenberger und ihre Anfänge in Österreich*: Zöllner, E. (hg.), *Das babenbergische Österreich (976-1246)*, 1978, S. 18-24. 今日ではバイエルンのルイトポルディングーとの系譜関係を重視する傾向が強いが, 具体的な位置づけについては見解の一致はない。またファウスナーは Popponen-ältere Babenberger-Grafen von Schweinfurt の連続性を強調し, この家系とルイトポルディングーを飽くまで区別する。しかしレオポルト 1 世を Konradiner のシュヴァーベン大公 Konrad の息子とする彼の見解は説得的ではない。Faußner, H. C., *Zur Frühzeit der Babenberger in Bayern und Herkunft der Wittelsbacher*, 1990, S. 26, 82-84. vgl. Lechner, K., Beiträge zur Genealogie der älteren österreichischen Markgrafen: *MIÖG* 71, 1963, S. 246-267; Fichtenau, H., Herkunft und Bedeutung der Babenberger im Denken späterer Generationen: *MIÖG* 84, 1976, S. 1-13.
- 5) *Annales Rudberti Salisburgensis*: *MG SS* 9, S. 771-772.
- 6) Heuwieser, M. (hg.), *Die Traditionen des Hochstifts Passau*, 1930, S. 79f., Nr. 92.
- 7) *Ebenda*, S. 80ff., Nr. 93; *BUB IV*, Nr. 551.

- 8) Mitis, O. Fr. von, *Studien zur älteren österreichischen Urkundenwesen*, 1912, S. 84-86.
- 9) *MG DO III*, Nr. 21, 115.
- 10) 以下の考証は Tyroller, S. 136-138, 66, 69; Weltin, *Die Urkunden des Archivs der niederösterreichischen Stände (5): Mitteilungen aus dem Niederösterreichischen Landesarchiv (Nöla)* 7, 1983, S. 57ff. による。なお本章後出の系図II, IV章の系図IIIをも参照。系図IIIには①の Meginhart は記入していない。
- 11) 但し Tyroller は Tiemo のこの集会参加を記していない。
- 12) 但しフロールシュッツは Wernher の祖父 Ratold が次章で言及するエーベルスベルガーの Adalbero, Eberhard の兄弟であるか否か, つまり Wernher がエーベルスベルガーの男系に属すのか否かを明言してはいない。vgl. Flohrschutz, G., *Der Adel des Ebersberger Raumes im Hochmittelalter*, 1989, S. 102.
- 13) Weltin, a. a. O., S. 57; Tyroller, S. 167, 169. Tafel 11. Papo はエーベルスベルガーと姻戚関係にある Grafen von Kühbach に属する人物である可能性も否定できない。vgl. Faussner, a. a. O., S. 75f, 81.
- 14) Störmer, W., *Bayern und der bayerische Herzog im 11. Jh.: Weinfurter*, S. (hg.), *Die Salier und das Reich* Bd. 1, 1991, S. 505-507.
- 15) Lechner, *Die Babenberger*, 1976, S. 60. ティートマールのオバはノルトガウのバーベンベルガー家系=Graf im Schweinfurt の Berthold の妻であった。レヒナーは Berthold を辺境伯レオポルト 1 世のオジとするが, 見解の一致をみていない。Lechner, *Die Anfänge des Stiftes Melk und des St. Koloman-Kultes: JbNö* 29, 1944/48, S. 73-74.
- 16) Faußner, *Königliches Designationsrecht und herzogliches Geblütsrecht: Österreichische Akademie der Wissenschaften. Philosophisch-historische Klasse. Sitzungsberichte* 429, 1984, S. 32-33; Schmid, P., *Regensburg, Stadt der Könige und Herzöge im Mittelalter*, 1977, S. 340-41.
- 17) *Annales Altahensis Maiores MGH SS in usum scholarum*, S. 23-28; *Annales Mellicenses: MG SS* 9, S. 498.
- 18) *MG DH III*, Nr. 331; Bosl, K., *Die Markengründung Kaiser Heinrichs III auf bayerisch-österreichischem Boden*; Ders. (hg.), *Zur Geschichte der Bayern. Wege der Forschung* LX, 1965, S. 418ff.
- 19) 1045 年の国王ハインリヒ 3 世の証書にのみその辺境伯が *marcha marchionis Sigifridi* として現われる。*MG DH III*, Nr. 133, 141.
- 20) Bosl, a. a. O., S. 426-438, 442.
- 21) ベーメン・マルクの Adalbero はエーベルスベルガー, エッペンシュタイナーと親族関係にある人物とされる。ハンガリー・マルクの Siegfried の家系については, H・ディーンストの最近著ではシュパンハイマーに属し, Graf im Inn-, Norital であったとされるが, 諸説ある。またチェンデスによればオストマルクの辺境伯エルンスト (1055-75) の第二の妻 Suanhild はこの Siegfried の娘で, 彼の遺領の大半をバーベンベルガーにもたらしたというが, その根拠は充分ではない。Dienst, H., *Werden und Entwicklung der babenbergischen Mark: Kommission für die Geschichte Österreichs* (hg.), *Österreich im Hochmittelalter*, 1991, S. 84; Bosl, a. a. O., S. 424; Lechner, *Die Babenberger*, S. 76, 81; Csendes, P., „Regio finibus ungarorum gladio ab hostibus adquisita“ Überlegungen zur Geschichte der Ungarnmark in Österreich: *Babenberger Forschungen, JbNö* 42, 1976; Weltin, *Ascherichsbrvge — Das Werden einer Stadt an der Grenze: Nöla* 10, 1986/87, S. 10-12.
- 22) *Annales Altahensis Maiores*, S. 46; *Herimanni Augiensis Chronicon. MGH SS* 5, S. 128-9; Bosl, a. a. O., S. 431.
- 23) *Annales Altahensis Maiores*, S. 51.
- 24) *HbBG*, S. 314.

(3) 叙任権闘争以前の辺境伯と貴族

1) 辺境伯の軍事的指導力

以上に略述した 11 世紀半ばまでのバイエルン・オストマルクをめぐる政治的状况からは、マルクの政治的運命は隣接するベーメンとハンガリーとの関係に強く規定されたこと、とりわけマルクの防衛は飽くまでハンガリーに対する宗主権を貫徹しようとする国王ハインリヒ 3 世の強固な意志と、これに協力する聖俗のバイエルン貴族の動向に左右されたことが読み取れる。そのために国王は頻繁にバイエルン、マルクに滞在し、王国集会を持ったが、いうまでもなく対ハンガリー政策のみに集中することはできず、1041 年のベーメンとの戦いにおいては辺境伯アダルベルトと息子レオポルトがベーメン境域の都市を占領するなど重要な役割を果たし、1054 年のハンガリー軍進入時にも国王は防衛を辺境伯アダルベルトとその息子エルンストに委ねざるをえなかった¹⁾。また直接的軍事行動以外に、この地域の防備のために国王は何よりも、バイエルンの有力貴族とその家臣(ミニステリアーレン)を境域に定着させることに尽力した。1040 年代からは国王自身のミニステリアーレンへのマルクにおける王領下賜が始まる²⁾。これらのミニステリアーレンは開墾と集落建設を指導し、その子孫は 12, 3 世紀には様々な出自の有力ミニステリアーレンとともにラント貴族(ラントヘレン)身分を構成するであろう。持続的な辺境防衛において最も肝要であるのは、こうした人材を定着させることであった。このような辺境政策はかなりの成果をもたらしたようである。1075 年ころ記された、叙任権闘争以前のバイエルン・オストマルクに関する極めて詳細な記述を含む「ニーダーアルタイヒ修道院編年誌」によれば、1042 年のハンガリー王 Aba の不意の侵入時には易々とトゥルン付近まで攻め入った敵に対し、辺境伯アダルベルトと息子レオポルトは当初少数の兵士を率いて *cum parvissima manu militum et servitorum* 立ち向かわねばならなかったし、遅れて集まった貴族の兵も 300 に満たなかった³⁾。また 1050 年に破壊された Hainburg の再建と守備のために集まった武装したバイエルン人 *Baioarici provinciales* はごく少数であった。しかし 1054 年の侵入時

には provinciales はハンガリー人に多くの損害を与え、以後侵入は止んだという⁴⁾。マルクのこうした人的＝軍事的強化は、新マルクの設置以後の短期間に実現されたのではないにせよ、11世紀半ばころには急速に進んだと考えてよいだろう。しかも国王やバイエルン大公の軍事力に頼るところがなお大きかったとはいえ、辺境伯の軍事的指導力もまた同じ時期に強化され、とくに国王と大公が同一であり、また幼少であった場合など当然ながらその役割は一層重要となった。

ではマルクの開発と防衛に貢献した辺境伯及びバイエルン系の貴族たちはマルクにいかなる所領を持ち、どのような活動を展開したのか。また辺境伯と貴族たちはどのような関係を結んだのか。彼らはラントと呼びうる人的団体を構成したといえるのか。これらの点は前章で設定した課題②③に関わるものであるが、ここでは叙任権闘争以前に限定して事実関係を確認するにとどめる。

1070年代以前の辺境伯は未だ自身の証書発給を行なっていなかったようであり、マルクの貴族集会の記録は勿論、マルクにおける辺境伯の活動の記録もきわめて少ない。少なくとも10世紀のバーベンベルガーはなおバイエルン東部の所領 (Donaugau, Sundergau) を基盤としていたと考えたほうがよい。また東フランケン (Schweinfurt) 及びバイエルン北部のノルトガウには、既にふれたようにバイエルンに大きな影響力を持つバーベンベルガーの別家系 (Schweinfurt 系) が存在した。法理的には当初全て王権に属したマルクの「無主地」がレオポルト1世に与えられたことを示す記録はない。さしあたり前任辺境伯 Burchard から継承した若干の官職領がマルクにおけるレオポルトの活動基盤であった。11世紀前半にもなお辺境伯アダルベルトは Graf im Schwainachgau, Graf im unteren Donaugau, Graf im Künziggau (いずれも Passau 周辺) と称した⁵⁾。またコンラディーナーのシュヴァーベン大公ヘルマンの娘を妻とした、アダルベルトの兄弟エルンストは、義父の大公位を継承し、その二人の息子も父親の大公位を襲うことができた。このようにバーベンベルガーは全体としてなおバイエルン以西に重要な活動基盤を有し、

マルクはその付属物であったともいえる。しかしアダルベルトは40年近い辺境伯としての活動を通じて次第にマルクに重心を移していった。彼のバイエルンの所領が譲渡され、アダルベルトの死後もはやそれらに言及されなくなるのはその証左である。しかしバイエルンやシュヴァーベンの「バーベンベルガー」が辺境伯家系と同族であるとの共属意識をどの程度持っていたのかは知るよしもない。いずれにせよ辺境伯家バーベンベルガーは、11世紀半ばまでに男系を絶やした両「バーベンベルガー」家系のシュヴァーベン大公位とノルトガウの遺領を継承することはなかった⁶⁾。帝国南部の東西に及ぶ「バーベンベルガー」はお互いに相続可能な親族集団 *Erbengemeinschaft* とは認識されなかったといえようか。このことが「父系家門」意識の形成とどう関わるのか、バーベンベルガーの「自己理解」をこの時期について明らかにする手掛かりはない。さて、こうした重心移動は、11世紀前半にみられる辺境伯への王領下賜と関連する。1002年の国王ハインリヒ2世による辺境伯ハインリヒ1世へのヴィーン南部、トリースティング・リージング河間の王領及び、カンフ・マルヒ河間の20マンスの王領下賜に始まり、1035年にはやはりヴィーン南部、ピースティング・トリースティング河間の50国王マン스가、1048、51年には各々マルク北東部の30国王マン스가その「忠勤」のゆえに辺境伯アダルベルトに与えられた⁷⁾。こうしてバーベンベルガーはマルクに存在基盤と活動を集中させて行く。このことはバーベンベルガーの生成しつつあるラントの指導者＝ランデスヘルとしての成長にとって重要な意味を持つであろう。

これらの王領下賜は11世紀のうちに辺境伯がようやく、原則的には全体として王権に属したマルクの土地を漸次委ねられ、或いは事実として掌握していくプロセスを示すが、それは決して辺境伯がこの時期に、実力的に他の貴族を圧倒する存在となったことを意味しない。例えば1045年にハンガリー・マルクの辺境伯 *Siegfried* は計380国王マンスと屋敷地を同マルクに与えられており、バーベンベルガーを凌駕する規模の所領を有する有力貴族も存在した⁸⁾。次にこうした貴族たちに関する事実を追ってみよう。

注

- 1) *Annales Altahensis Maiores*, S. 28.
- 2) Kroupa, W. F., *Studien zur Ministerialität in Österreich*. Dissertation/Wien 1980, S. 48.
- 3) *Annales Altahensis Maiores*, S. 29-30.
- 4) *Annales Altahensis Maiores*, S. 50.
- 5) *MG DH II*, Nr. 215, 232, 294, 408, 442; *DH III*, Nr. 25, 275; *BUB IV*, Nr. 558; Lechner, *Die Babenberger*, S. 65; Dienst, *Die Dynastie der Babenberger*, S. 26.
- 6) 但しティロラー, ゾコブによればシュヴァーベン大公ヘルマン4世の男系子孫はさらに Grafen von Sulzbach へと連なる。本稿 V 章, 系図 V 参照。Sokop, B., *Stammtafeln europäischer Herrscherhäuser*, 1989, 2. Ottonen und Salier.
- 7) *MG DH II*, Nr. 22; *DK II*, Nr. 221; *DH III*, Nr. 215, 278.
- 8) *MG DH III*, Nr. 133, 141.

2) 貴族の動向

10世紀に続いて11世紀にも国王はパッサウ司教にマルクにおける教区教会建設のための王領寄進や十分の一税徴収権の確認を行なっているが、フライジング、レーゲンスブルク司教、ザルツブルク大司教、さらに諸修道院等への寄進も含めて教会所領の個別的例証は控える¹⁾。ここでは豊かな教会・修道院領のフォークタイ獲得が、以後のマルクにおけるバーベンベルガーを含めた世俗領主の所領(ヘルシャフト)形成にとって決定的に重要となること、換言すれば教会領に関しては、遠隔の教会領主に替わり所領と領民を保護・支配するフォークトが、ラントを構成する人的要素となること、教会行政においてマルクへの影響力を強めるパッサウ司教と、自身の教会後見権下の教区教会の形成を通じてこれを抑制しようとするバーベンベルガーの間に、やがて競合が強まるであろうこと、この二点をあらかじめ指摘しておく。

二つの新マルクのうちベーメン・マルクは、既述のようにまもなくベーメン大公がドイツ国王への忠誠を回復し、平和的關係に入ると意義を失った。ハンガリー・マルクでも上記の辺境伯 Siegfried はその新マルクにおける活動が不明確なまま1050年代に入ってまもなくその地位を退き、この独自のマルクとしての自立性は急速に失われていったようである²⁾。しかしその後この地域では、一部は辺境伯と親族関係にある貴族が大規模な所領を維持し、Adalbero, Siegfried の後継者に相当するような影響力を示す貴族の存

地図II 11, 2世紀のバイエルン・オーストリアの貴族所領



在が、バーベンベルガーによる新マルクの完全な統合をなお阻んでいた。

① アリボーネン

ニーダーアルタイヒ編年誌によれば 1060 年にハンガリーに国王使節として赴き、Bela の叛乱に遭って苦戦、捕虜となった comes Poto は、Aribo との特征的個人名 Leitname によりアリボーネン Aribonen と称される家系に属す。この家系の 10 世紀以来の系譜と所領・活動については前稿にてその概要を述べたので再論は控えるが、871-907 年に辺境伯としてトラウンガウからマルクにかけて活動した祖先とおぼしき Aribo 以来この一族はザルツブルク大司教座と密接な関係を保ちつつ、バイエルン東部のイーゼンガウ、キームガウ、ザルツブルクガウからケルンテン、シュタイアマルクへと活動

領域を広げ、各地域で伯と称し、修道院を建設し、11世紀にはマインツ大司教、ケルン大司教を出した³⁾。この意味でアリボーネンはバイエルンの枠に収まらぬ帝国の名門貴族であったが、同家の発展と一族の自己認識において重要であったのは、10世紀末から3代にわたって帯びたバイエルン宮中伯の地位であり、またその獲得を可能にした国王との密接な関係であった。その存在基盤と活動において極めて広域的なアリボーネンの特色は、この時期のマルクで活動した有力貴族 Dynastenadel に共通するものである。さて同家の男系最後の世代の Aribo, Poto の兄弟は、上記の 1053 年のバイエルン大公の国王への陰謀に巻き込まれて各々宮中伯職と帝国レーエンを失ったが、ハインリヒ 3 世の晩年には赦されて所領を回復し、対ハンガリー戦で活躍した。ハンガリー・マルクの中心 Hainburg 近傍の Pottenburg のはこの Poto の新マルクにおける拠点として設けられたブルクに由来するものであろう。しかし Aribo, Poto はこのマルクの所領名を付して名乗ることは一度もなく、Aribo はザルツブルクガウとケルンテンの豊かな所領を拠り所とし、Poto は妻のもたらした上フランケンのブルク Botenstein で晩年を過ごした⁴⁾。つまりアリボーネンにとってオストマルクでの活動は、ハンガリーの進出に対して東南ドイツ、辺境諸地方の所領と利権の維持という同家の関心と、国王の利害を体現し、その政策に協力するという宮中伯の義務に沿うものであったが、オストマルクの一（在地）領主として辺境伯バーベンベルガーに対する軍事奉仕をなすという性格のものではなかった。

② ラポトローネン・ディーポルディングー

アリボーネンに続いてハンガリー・マルク内外の有力領主として現われるのは、やはりその特徴的個人名によってラポトローネン・ディーポルディングー Rapotonen-Diepoldinger と称される貴族家系である（以下 R-D と略記）。その祖先 Rapoto I は 10 世紀後半にトラウンガウ南部の伯として現われ、レヒナーはバーベンベルガーの初代辺境伯レオポルトの娘乃至は近親である Hemma をその妻と推測している⁵⁾。その子孫たちは上バイエルンの Dies-sen, Augstgau の伯とも称した。Diepold の名は Rapoto II が妻を迎えた

Augstgau 伯家系に由来する。11 世紀前半の Diepold I は、バイエルン北部のノルトガウの(辺境)伯であった前述の「バーベンベルガー」の Schweinfurt 家系に属す Heinrich の娘を娶り、この地域に進出する足掛かりを得た。その息子と孫たちは Cham, Nabburg の(辺境)伯、ノルトガウの辺境伯、さらにはドナウの南側の Vohburg の(辺境)伯と称し、この地域に強力なヘルシャフト形成したが⁶⁾、Cham, Nabburg が国王ハインリヒ 3 世によって設置された新マルクであることを想起するなら、やはり R-D のハインリヒ 3 世以後のザリア王権との強い結びつきが認識されよう。実際、同家は叙任権闘争期前後を通じてザリア王権と密接な関係を維持し、東南ドイツの政治的帰趨に少なからぬ影響を与えるのだが、この点は次章で詳論しよう。さて同家は 11 世紀前半にヴィーン周辺への植民・定住を指導し、またおそらく 1050 年代から前述のレーゲンスブルク司教やアリボーネンの Poto らとともに国王の委任により Hainburg とその周辺の防備・支配に携わったと思われる。1058 年に摂政役の王母アグネスより Diepold II が Hainburg の西方の所領を授封されたのはかかる活動と関連する⁷⁾。Diepold II は、1060 年に叛乱によって殺害されたハンガリー王の妃と息子 Salomon が亡命してきた折に、彼らを保護して国王の下に送り届けるという重責を果たした。R-D のオストマルク東部境域における所領は、ハンガリー・マルクのフィッシャ・ライタ河間の Hainburg-Petronell-Bruck an der Leitha 地域からドナウ以北の Ernstbrunn, Grosskrut, そしてベーメン・マルクの東部 Klein-Hadersdorf, Wetzelsdorf に及んだ。R-D はこれらの所領の開発・維持・防衛のために多くのミニステリアーレンを投入した。旧稿で繰り返し論じたようにミニステリアーレンこそ、防御機能を併せ持つ辺境植民村落=Angerdorf の建設・保護・支配を通じて、以後のラント形成の社会的担い手となったといつてよい。R-D のミニステリアーレンの存在はこのマルク東南部において 12 世紀まで確認される(III章(4)をも参照)。

以上のように R-D はアリボーネンと比較してはるかに強く、オストマルクの社会形成と政治に関わっていたといえるが、他方でアリボーネンと同様、

その辺境における活動は国王との直接的関係によって規定されていた。この意味で R-D はオストマルクにおいて、バーベンベルガーの辺境伯と対等に近い立場にあったといえる。また 1070 年代までを通観しても同家の成員がマルクの地名を付して記されることはなく、ハンガリー・マルクで活躍した Diepold II もノルトガウの辺境伯としか記されていない⁸⁾。以後もこのバイエルン北部のヘルシャフトは同家にとってオストマルクのそれに比して一層重要性を増していくであろう。しかしこのような R-D の存在基盤と活動、家門意識、バーベンベルガーとの関係などを明確にするには次章における、叙任権闘争という政治的激動期を挟む長期に亘る考察を要する。

③ フォルムバッハー

前掲の 985/91 年のバイエルン大公とパッサウ司教の集会に出席していたフォルムバッハーについては、その後 11 世紀半ばまでマルクにおける活動を示す記録は稀にしか見出だせない。しかしフォルムバッハーは早くからマルクに関わりを持ち、既に述べたようにこの時期に、都市というよりハンガリーに対する重要な戦略上の拠点であったヴィーンの支配を国王から委ねられており、12 世紀初にはこの支配をめぐるバーベンベルガーと競合することになる⁹⁾。また R-D より妻を迎えたフォルムバッハーの Ulrich V は 1060 年代には後に同家に Graf von Ratelnberg との呼称を与えるヴィーンの遙か西方のトライゼン河沿いのブルクと所領を有した他、バーベンベルガーのマルクにおける最古の居所であり、11 世紀末に菩提所となる修道院が設けられるメルクの周辺にも同家の所領やミニステリアーレンが存在した。さらに 11 世紀前半から、マルクに多くの所領を持つニーダーアルタイヒ修道院やレーゲンスブルク司教、パッサウの聖ニコラ修道院のフォクトがフォルムバッハーから輩出したことも、同家のマルクにおける活動の重要性を示すものである。フォルムバッハーがやはり多数のミニステリアーレンをマルクの所領に投入したことは、12 世紀初にヴィーン周辺で少なからぬ同家のミニステリアーレンが現われることからわかる¹⁰⁾。しかしフォルムバッハーがマルクの所領名を付して名乗るのは 1080 年代以降であり、マルクの

所領はバイエルン東部の Formbach, Neuburg, Windberg, Viechtenstein などを中心とする同家の所領全体の一部にしか過ぎなかった。これらの広く散在する拠点を持ち、これらを名乗るフォルムバッハー内部の各家系の分化傾向と相互の親族意識については、やはり同家に大きな試練を与えた叙任権闘争とその後の時期を射程に入れて考察しなければならない。

④ ジグハルディングー

その特徴的個人名からジグハルディングー Sighardinger と称される家系は、自家からもその大司教を出したザルツブルク大司教座と結合しつつ 10 世紀にマルク西南部に進出し、大司教領のフォークタイと森林開墾によって大規模な所領を形成した（以下IV章の系図IVをも参照）。まもなくその中心地メルクは辺境伯レオポルト 1 世に奪われたものの、後に Peilstein, Schala の二つのヘルシャフト（後にグラーフシャフトと称される）に分化するその所領は維持された。さらに同家はマルク東部、ヴィーン周辺にも所領を開発し、フォルムバッハー以前にヴィーンに影響力を持ち、ハンガリーとの戦いにも加わっていたであろうと推測される¹¹⁾。ジグハルディングーについては前稿でもふれ、IV章でも詳論するので、ここでは以下の点のみ確認しておく。すなわち同家は既に 10 世紀にやはりバイエルンと辺境地方に広く所領を有したエーベルスベルガーを分出し、さらに 11 世紀前半及び末には各々 2～3 の家系に分化しつつマルクに重心を置いた家門としての構造を明らかにしていくのだが、11 世紀半ばころにはなお、ザルツブルクガウ、ポンガウ、バイエルンのキームガウ、イーゼンガウなどに伯のタイトルと結合した拠点的所領を持ち、広域的な存在基盤と活動を維持していた。

⑤ ハデリッヘ（シュヴァルツェンブルガー）

伯と称された有力貴族 Dynastenadel 以外の中小貴族の動向について史料的に確認することは難しいが、ベーメン・マルクでは、1055 年に Hadericus なる人物が、国王ハインリヒ 3 世より「辺境伯アダルベローのベーメン・マルクの伯領に in marchia boemia in comitatu marchionis Adelberonis」含まれるプルカウ河の両側及び Mailberger Wald 付近に計

3 国王マンスを（従来レーエンであったが、この度はアイゲンとして）下賜された¹²⁾。Hadericus はヴィーナーヴァルトの Schwarzenburg を拠点とし、その特徴的個人名により歴史家がハデリッへ Haderiche と呼ぶ家系に属した。Hadericus の子孫は後述するように叙任権闘争期に戦場となる、ベーメンとの境に近いマイルベルクにブルクを建設し、オストマルク北西部のカンプ河沿いにもその名に因む所領 Hadersdorf を有した。レヒナーによれば Haderiche は R-D、後述のプライン・ハルデッガー及びバーベンベルガーと親族関係にあり、叙任権闘争以後は R-D のオストマルク北東部の所領を継承していったと考えられる¹³⁾。このオストマルク北東部でも新マルクが解体した遙か後までなお、バーベンベルガーにもまして他の貴族家系が、その一部は王領下賜に由来する大規模な所領を維持、継承していたといえよう。

注

- 1) こうした事実については *MBR*, S. 3-9.
- 2) チェンデスは Siegfried の死によってこのマルクは解体したと述べる。また既に 1063 年には辺境伯エルンストはかつての Siegfried の管轄領域においても伯とされている。Csendes, a. a. O. S. 48. いずれにせよ 1060 年代にはドイツ・ハンガリー関係の安定によってこのマルクの存在意義は最早なかった。
- 3) 拙稿「ドイツ中世貴族史研究の一課題」, 88-89 頁。
- 4) Dopsch, H., *Die Aribonen. Ein führendes Adelsgeschlecht in Bayern und Kärnten während des Hochmittelalters. Staatsprüfungsarbeit 1968*, S. 108-110, 137-139.
- 5) Lechner, *Die Babenberger*, S. 56. 以下 R-D の系譜と個々人の事実は Tyroller, S. 180-191.
- 6) ヘルシャフトとは土地所領, 村落支配, フォークタイ, 裁判権など様々な支配権をブルクを中心にミニステリアーレンを用いて組織した, 一定の領域性を持つ中世盛期の貴族支配の類型。以下同じ意味でこの語を用いる。ヘルシャフトの成立と様々なタイプについては拙稿「中世オーストリアの身分制的構造」, 29-32 頁参照。
- 7) R-D のオストマルクにおける所領については Lechner, *Die Babenberger*, S. 80; Weltin, *Ascherichsbrvgge — Das Werden einer Stadt an der Grenze*, S. 15-18; Mitscha-Märheim, H., *Zur ältesten Besitzgeschichte des nordöstlichen Niederösterreichs: JbNö 26*, 1936, S. 80-83; Ders., *Hochadelsgeschlechter und ihr Besitz im nördlichen Niederösterreich des 11. Jahrhunderts: JbNö 29*, 1944/48, S. 426-435.
- 8) *MG DH IV*, Nr. 296. 但し 11 世紀末まで有力貴族の記名は comes, marchio などのタイトルのみを付されるのが一般で, 地名を付されることは稀である。
- 9) Csendes, P., *Die Babenberger und Wien: Wiener Geschichtsblätter 31*, 1976, Sonderheft 1, S. 104; Ders., *Straße, Burg und Ministerialität im Raum von Wien: Unsere Heimat 45*, 1974, S. 143-152.
- 10) フォルムバッハーの系譜については Tyroller, S. 134ff, Tafel 9. メルク, ヴィーン周辺の所領につ

いては Lechner, Die Anfänge des Stiftes Melk, S. 58-74; Csendes, Straße, Burg und Ministerialität, S. 148; Lohrmann, K., Die Besitzgeschichte des Wiener Raumes vom Ausgang des 11. Jh. bis zur Mitte des 12. Jh.: *Jahrbuch f. Verein f. Geschichte Wiens* 35, 1979, S. 54-56, 59, 67, 71. ロールマンによればフォルムバツハーのミニステリアーレンがヴィーン周辺に定着するのは、同家がフォークトとなる, 1070-72年のゲットヴァイク修道院の建立以後のことである。Ebenda, S. 76.

11) Lohrmann, a. a. O., S. 76.

12) *MG DH III*, Nr. 331.

13) 1108年にも同じく Hadericus と名乗る人物が国王ハインリヒ5世よりヴィーン西南の Brunn am Gebirge に3国王マンスを与えられた。Lechner, Die Gründung des Klosters Maria-Zell im Wiener Wald und die Besitzgeschichte seiner Stifterfamilie: *JbNö* 26, 1936, S. 107; Ders., *Die Babenberger*, S. 81; Mitscha-Märheim, a. a. O., S. 83. 本稿III章(4), IV章(7)をも参照。Schwarzenburg の場所の同定は Weigl, H. (hg.), *Historisches Ortsnamenbuch von Niederösterreich*, VI, 1974, S. 94. なおレヒナーによればハデリッへはバイエルンのノルトガウにも Schwarzenburg と称するブルクを有した。

3) エーベルスベルガーの権力基盤と親族構造

以上に考察対象とした貴族家系はいずれも12世紀へと連続していくのであるが、叙任権闘争期以前においてはその権力基盤の実態を知ることは難しく、また彼らの自己認識、つまり親族・家門意識を垣間見させる史料を殆ど残してはいない。これに対し本章(1)に挙げた10世紀末のマルクにおける集会にすでに Wernher なる人物を参加させていたエーベルスベルガーは、1045年に男系を絶やすが、この家系に名を与えたその私有修道院の文書集や、ここで成立した、建立者家族の歴史叙述を中心とする年代記、すなわち H. パッツエがいうところの Stifterchronik に属す Chronicon Ebersbergense など比較的史料に恵まれている。また近年 G. フロールシュッツは、エーベルスベルガーのバイエルンにおける権力構造に関する精緻な実証研究の成果を刊行した。以下では叙任権闘争以前の古いバイエルン貴族を代表する貴族家系としてエーベルスベルガーの権力基盤、親族関係、そして家門意識如何を考察する¹⁾。

① バイエルンにおける所領形成

エーベルスベルガーのバイエルンにおける所領形成と隆盛は、当初から王権との結合によるところが大きかった。C. トロッター、ティロラーや M. ミッテラウアーは、863年にカロリンガーのカールマンの父王ルートヴィヒに

対する叛乱を支持し、所領を失った上ライン地方の Kraichgau の伯 Sighart なる人物がエーベルスベルガー（及びジグハルディングー）の祖先であり、彼は後に代償としてカールマンよりバイエルンの森林域 Sempt を与えられたという²⁾。この Sighart はフロールシュッツによればシュヴァーベン出身で南フランケンにも権力基盤を持ち、従って帝国貴族と云ってよい活動の広がりを示す。その同名の息子もバイエルンに権力基盤を築いていたカールマンの息子アルヌルフの即位を支援し、その後国王アルヌルフは自身の親族とも記されたこの Sighart を、同王の有力な支持者としてバイエルンに招来した。Sighart はやがてバイエルンにおいて Ratold の個人名を特徴とする伯家と姻戚関係を結び、この地に定着していく。さてこの間の事情をエーベルスベルク修道院年代記は次のように記している。皇帝カールマンの時代にバイエルンの Sempt 河岸の交易場 emporia 付近に王国市場 fiscale forum を有する Sigihardus なる伯が、あるとき森林で狩猟中に立岩と菩提樹の間に巨大で異様な猪を見つけた。結局彼はこれを射止めることができなかったのだが、この話を聞いたさる高名な聖職者が、その場所を開墾し教会を設け、またやがて神はアッチラに類する厄災をもたらすであろうゆえ、防備を施すよう彼に助言したので、かれはこれに従ってこの地を開墾しエーベルスベルクと呼ばれる木造のブルクを設けた。その後国王アルヌルフはこのブルクのために数カ所の王領を下賜した。フロールシュッツによればこれはおそらく、国王アルヌルフの要請を受けた Sighart がバイエルンへの移住に際して、与えられていたバイエルンの森林区が開墾に適當か否か、シュヴァーベンの高僧に相談し、肯定的な助言を得たという事実を背景にした、修道院縁起風の叙述である。ここには帝国貴族が地元貴族との結合および国王の援助によってバイエルンに定着していくプロセスが描かれているのである³⁾。

② 王権との結合と上昇

Sighart からブルク・エーベルスベルクと周辺家領を相続した息子 Ratold は、ティロラーの系図によれば、その兄弟 Sighart を経て連続していくジグハルディングー家系と、これより分化する狭義のエーベルスベルガ

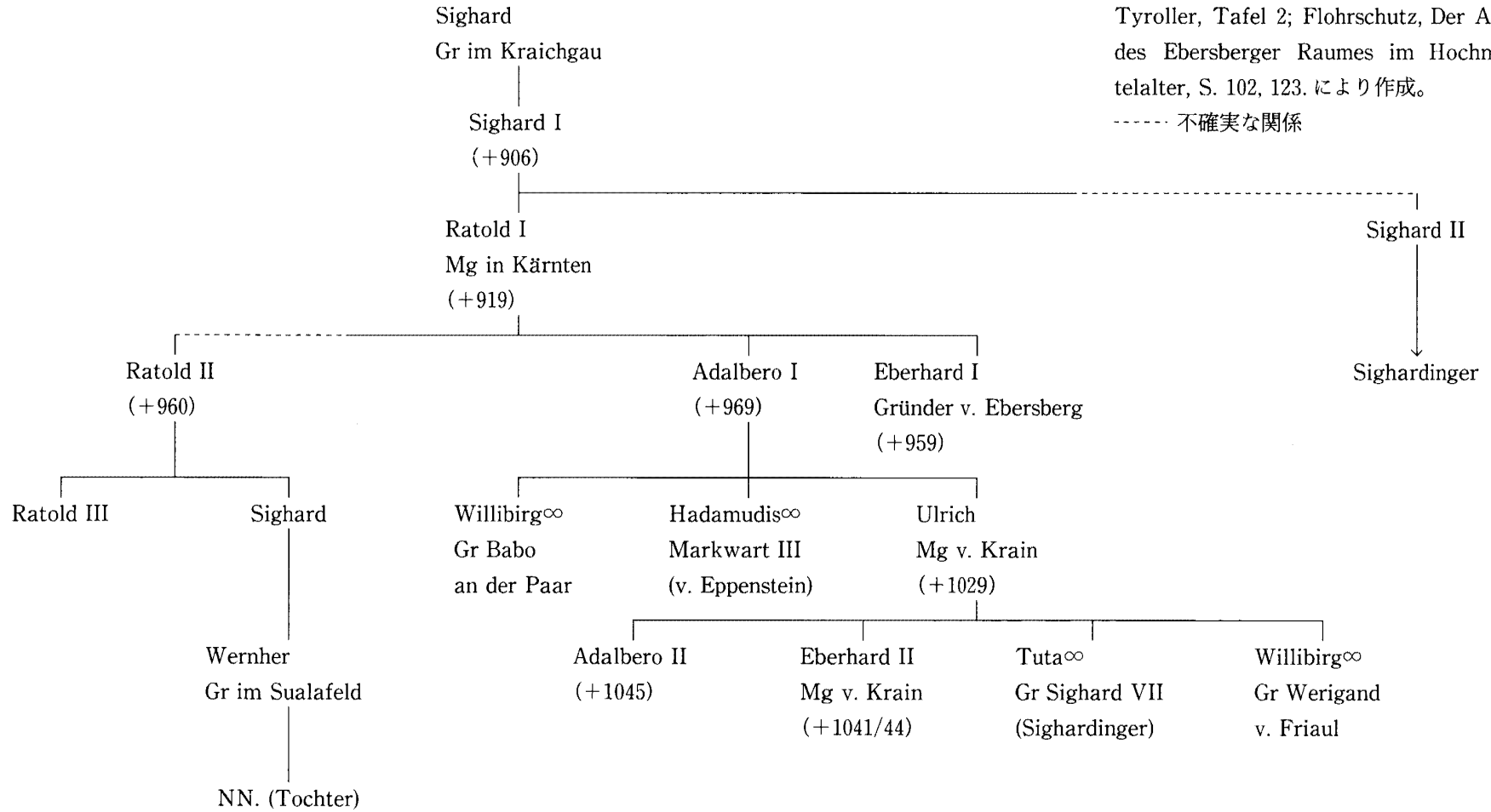
系図 II

エーベルスベルガー

注記

Tyroller, Tafel 2; Flohrschutz, Der Adel des Ebersberger Raumes im Hochmittelalter, S. 102, 123. により作成。

----- 不確実な関係



一の出発点をなす⁴⁾。Ratold は「信仰と俗事の双方において極めて有能であった」ゆえ、皇帝は彼にケルンテンの辺境部 (クライン) の防備を委ねた⁵⁾。彼はまたブルク・エーベルスベルクの周辺 *suburbana* を拡充し、その息子 Eberhard もハンガリー人が東部辺境に侵入した際にはこのブルクを掘割と壁で強化した。同家の拠点は Sempt からエーベルスベルクに移っていたと考えてよい。この他エーベルスベルク年代記にはハンガリー人の侵入とこれに対する同家の防衛の記述が多く、下記の Eberhard の修道院建設もハンガリー人の来襲を神が夢の中で告げたことと関連させられている。Ratold がすでにケルンテン (クライン) 辺境伯として活動したことから、エーベルスベルガーは単に拠点ブルクのみならず、国王よりオストマルク再建以前のバイエルン東南部辺境地域の防備を委ねられており、同家の家勢上昇はこの辺境防衛と密接に結びついていたと考えられる。さて Eberhard はその財産を投じてブルクに修道院を建立し (当初は参事会教会 *Chorherrenstift* として。1013 年にアウクスブルクの *St. Ulrich und Afra* 修道院から修道士を招いてベネディクト派修道院に改組)、さらに死後自身の所領を兄 Adalbero を通じてこの修道院に寄進した。Adalbero の息子 Ulrich はクライン辺境伯であり、テーゲルンゼー修道院のフォークトをも勤め、その活動期間は 60 年に及ぶ。Ulrich はバイエルン大公とこれを支持する貴族の蜂起の際にも一貫して国王に忠実であり続け、晩年には息子たちにも、家産を失わぬためには決して国王に背かぬようにと諭したという⁶⁾。つまりエーベルスベルガーの運命を左右するのは何よりも国王との関係であって、バイエルン大公や辺境伯ではなかった。ここにも従来、国王への奉仕によって隆盛をきわめた貴族の信条が表現されているといえよう。

③ 権力基盤

さて王領に由来する、市場町 (Markt) となる Sempt と、その南に森林 *Ebersberg Forst* を挟んで 10km 余りを隔てたブルク・エーベルスベルクを出発点としたエーベルスベルガーの所領は、11 世紀にはバイエルンでは、西はミュンヘン西部のヴルム河から南はアルプス山麓地域、北はドナウ左岸地域、東はイン河中流域まで、つまりドナウ以南の殆ど全域に及び、さらに

パッサウ西部の Aschach, オストマルクの Persenbeug, トゥルン付近の Elsbach, Habersdorf, クライン辺境伯としての当地の拠点など, 前掲の貴族たちのそれと同様, 辺境地域に広がっていた⁷⁾。バイエルンにおけるエーベルスベルガーの所領は, 約 30 を数えるというバイエルンの伯家系の中で同家を筆頭格に押し上げるものであるが, フロールシュッツの詳細を極めた研究によれば, いずれも散在的であって領域的まとまりを持たない。Sempt-Ebersberg 周辺には自有地 Allod が比較的密であったが, それでも土地領主権は各集落において他の領主のそれと混在していた。ブルク Ebersberg の守備兵や直轄所領の管理者は servus と表記される, 非自由民の上層から採用された人員が充てられた。彼らはミニステリアーレンの初期的形態を示すが, 他の世俗貴族におけると同様, 11 世紀初にはなお質・領的にエーベルスベルガーの支配を支える主力集団をなしてはいない。Sempt-Ebersberg 地域の他には, 東部のイーザール中流〜ドナウ間, 西部のヴルム河〜イーザール河上流周辺, 南部のマンガファル河〜テーゲルンゼー地域などにおいて比較的所領が密であったが, いずれも拠点的ブルクを備えず, 支配空間としてのまとまりを欠いている。このようなバイエルン全域に点在するエーベルスベルガーの直轄所領の周辺に存在し, 同家の(所領, 権限に関わる)法的行為を証人として支え, その広域的な影響力の媒体であったのは, 100 人を越える封臣である。しかし当然ながら彼らの授封地は他の貴族の封臣の授封地と混在していた。そのうち開墾の担い手でもあった土豪的な小封臣はやはり Sempt-Ebersberg 周辺に多く, エーベルスベルガーの封のみをその存在基盤とし, 従って比較的強く同家に従属する集団をなした。しかし身分的には同格ながら同家より授封されていた Falkensteiner などの伯家系は勿論のこと, これに近いエーデルフライエ上層の有力封臣も散在所領と自身の封臣, 複数の封主を有する自立度の高い領主であった。これらの封臣団はエーベルスベルガーの断絶後は全体としてエーベルスベルク修道院の封臣へと移行するが, 小封臣は大半がミニステリアーレン化し, 有力封臣の一部は自立・上昇して伯のタイトルを帯びるようになる。

このようにブルク、市場町、修道院を中心とし、自有地と小封臣の比較的密な Sempt-Ebersberg 地域はなおまとまったテリトリウムに編成されてはいなかったとはいえ、エーベルスベルガーが 12 世紀へと存続しておれば、ミニステリアーレンを用いた組織化と裁判権の結合によって中世盛期の貴族所領＝ヘルシャフトへと発展する可能性を持っていたともいえる⁸⁾。しかしそれ以外の領域、とりわけ封臣の存在のみ確認される地域はなんら支配空間としてのまとまりを示さず、やはり 12 世紀以降の貴族のヘルシャフトと区別されよう⁹⁾。エーベルスベルガーはオストマルクでは西部の Persenbeug など上記の所領の他、ベーメン・マルクの南部、Eggenburg, Gars 周辺にも所領を有し、ここから Horn 盆地を経て北西部の、なお未開墾な森林地帯 Waldviertel に進出しようとしていたらしい。これらの所領に関する直接的な証書史料は現存せず、その実態は明らかではないが、防御機能を不可欠とする開墾所領としては Sempt-Ebersberg 地域と類似の構造を持ったとも考えられる。以上に考察したエーベルスベルガーの権力基盤は、規模の差はあれその構造的特色においては、上に言及した他のバイエルン系貴族のそれと大差ないものであろう。

④ 家門意識

ではこうした権力基盤を持つエーベルスベルガーの「自己理解」とは如何なるものであったのか。まずその呼称から考えてみよう。エーベルスベルガーとはいうまでもなく歴史家が与えた便宜的な名称であって、同時代にエーベルスベルガーの何れかが自称・他称に関わらず von Ebersberg と称することはなかった。修道院で成立したエーベルスベルク年代記も殆ど個人名のみを表記し、せいぜい伯のタイトルを添える程度である。一般に 11 世紀の有力貴族は広域に散在する所領と複数の拠点を持っていたことから、同時代人にはシュタムジッツ (Stammsitz=拠点的居所。たいていはブルク) の地名を記すことはあまり意味がなく、著名な貴族は個人名と官職タイトルによる表記で充分だと考えられたのであろう¹⁰⁾。このようにシュタムジッツに由来する(単一の)家名が定着していないということは、シュタムジッツと結合した家門

意識，すなわちかかる拠点を世襲していく父系的血統の連続性に対する自己認識が欠如していることを意味するのであろうか。さしあたりエーベルスベルガーのシュタムジッツがエーベルスベルク以外に考えられぬとすれば，当然問題とすべきは，同家の人々がこの地のブルク・修道院を如何に認識し，それは自身の同時代の親族，そして過去から将来に連なる家系の意識とどう関わるのかという点である。

エーベルスベルク年代記は5世代に亘るエーベルスベルガーの事績を，この間の修道院の建立・発展と結びつけて簡潔に叙述したものである。この年代記が上述のように Sighart によるブルク・エーベルスベルクの建設をもって始まるのは，その作者である修道士がこれを，エーベルスベルク修道院の建立者にして保護者=Stifter たる同家の歴史の出発点と考えたからであろう。とはいえ当修道院建立の前提となるこの地の獲得とブルク建設を叙述の起点としたのは当然ともいえる。また年代記が男系直系に属す人物の叙述に終始しているのは，同家の人びとの「父系家門意識」を示すというよりは，むしろ修道院の利害に強く関わってきた人びとの系譜を記した結果というべきであろう。これに対して同家の人々がエーベルスベルクをどのように認識していたのか，必ずしも明らかではないが，ブルクは前述のように領域支配の核というよりは，レヒフェルトの戦勝によってハンガリー人のバイエルンへの直接的脅威が除かれるまではむしろ防衛拠点としての意義において重視された。また貴族が従来 of 拠点ブルクを修道院とし，拠点（居所）を別のブルクに移す事例は稀ではないが，エーベルスベルクでは Eberhard による修道院建設の後も当ブルクは同家の居所であり続け，新たな拠点ブルクの建設，獲得もなかった。建立者 Eberhard はフライジング教会に葬られたが，1013年に Ulrich の妻 Richgart はこのブルクで亡くなり，年代記によればこの castrum に葬られた。また16年後に没した Ulrich 自身も同所の妻の傍に埋葬された¹¹⁾。こうしたブルクの現実的な機能の連続に対してエーベルスベルク修道院の意味は明確ではなく，同修道院はこの家系の最後までその菩提所としての機能を明示してはいない。この点で後の改革修道院と貴族家門の関

係とは異なるようであるが、これはエーベルスベルガーの家系意識の在り方と関わるのだろうか。

シュテルマーは、シュミットがいう父系家門意識の形成は必ずしも拠点ブルクに由来する単一家名の成立と不可分ではなく、アリボーネン、ヴェルフェン、エーベルスベルガーなど有力貴族については9～10世紀の交に、特徴的個人名の継承においてそうした意識が表現されているという¹²⁾。しかしそうした個人名は必ずしも父系祖先から継承されるばかりでなく、しばしば重要な意味を持つ母系親族からも入り込む。またブルク建設者 Sighart 以下5世代の (Ratold 系を除く) エーベルスベルガーの名がわかる8人にあっては、ジグハルディングーに連なる Sighart 以外は Adalbero, Eberhard が隔世的に2人現われるのみで、とくに家系の連続を強く意識させる名の継承は見出せない。この家系に一度しか現われない Ulrich に至っては、その洗礼父であるアウクスブルク司教 Ulrich に同名を与えられたことに由来するものである¹³⁾。

年代記では、Eberhard の修道院建設の動機は先に述べたように、夢によってハンガリー人侵入とそれへの対処を神から予示されたことにあり、また聖セバスチアンの遺物によって巡礼地とされたように、それは直接家門意識と関わるものではなかった。また子供のなかった Eberhard が晩年に家産を修道院に寄進しようとしたのに対し、兄 Adalbero は、所領が他人の手に渡るより自分が相続して息子たちが裕福になるほうがよいと答えたが、Eberhard の死後はその希望を叶えた。兄弟間で分割相続された家産については、各人が自由な処分権を持ったようであり、長兄が一族全体の家産について惣領的な監督権を行使することはなかったといえよう。他方、エーベルスベルガーの中でもっとも重要な人物であり、年代記の叙述の中心的位置を占める Ulrich には、二人の息子に子供がないのが心痛の種であった。Ulrich は相続人の誕生を願って修道院に寄進を行なったが、ほぼその可能性がなくなるに及んで悲観し、一時は全財産を修道院と貧者に別ち与えて聖地巡礼に出ようとしたという¹⁴⁾。この企ては放棄されたが、家系存続への願望の強さを感じ

じさせるエピソードである。Ulrich が二人の息子に父 Adalbero と叔父 Eberhard の名を与えたのも、家系意識の一端を示すものといえようか。兄であり同家の男系の最後である Adalbero は父の死の翌年におそらく父の遺志によりブルクを修道院に寄進した。また 1037 年には修道院を改築し、1040 年には国王ハインリヒ 3 世より免属特権と修道士による院長選出の権限を認められた¹⁵⁾。Adalbero はオストマルクのブルク Persenbeug で 1045 年に没したが、この Persenbeug の comicia と称された所領をエーベルスベルク修道院に遺贈すべく妻 Richlind に遺言した¹⁶⁾。Adalbero はおそらく男系断絶という避けられぬ運命に直面して、一族の供養と救霊をこの修道院に託そうとした。そのため彼は父とともに自有地の多くを寄進すると同時に、修道院を管区司教（フライジング）の影響から解き、将来に亘る自立と安定を保証しようとしたのであろう。修道院長 Williram (1048-85) が修道院の保護者家族のそうした遺志を理解し、また自身の利益保全のためにもこの家系と修道院の歴史を記録させたのは、容易に理解できよう¹⁷⁾。

エーベルスベルガーの「自己理解」を時代を追って把握するには史料は充分ではない。以上の考察から明らかなように、家名は無論、個人名などの外的徴表からもその父系家門意識を読み取ることは難しい。同家はようやく 11 世紀の最後の 2 世代に、断絶の危機に際しておそらく否応なく私有修道院や家産の将来に配慮するなかで、自己の歴史的アイデンティティを持ち始めていたのかもしれない。しかしそれは外に向かって明確に表現されるには至らなかった。そうした「自己理解」の曖昧さと権力基盤＝所領の実態の関係についても、安易な憶測は慎まねばならないが、バイエルンの他、オストマルク、クラインに広がる開墾所領と、国王の辺境政策、対ハンガリー政策と密接に関連するエーベルスベルガーの辺境防衛のための活動が密接に関連していたこと、即ちインテンシヴな支配をともなう領域の形成よりも、広く散在する拠点の形成・維持がそうした活動にとっては重要であったことを推測させる¹⁸⁾。かかる存在基盤は巡行する国王との接触・奉仕においても有利であったに相違ない¹⁹⁾。当然、特定拠点の継承と結合した家門意識や単一家

名の形成は明確にはならない。この点でエーベルスベルガーの存在基盤や意識に、カロリング末期の「帝国貴族」に類似する点を認識することも誤りではない。こうした貴族がバイエルン大公や辺境伯の指導下の「政治的共同体」に持続的に統合される可能性が弱かったことは明らかであろう²⁰⁾。

4) 小括

すでに取り上げたオストマルクと関わりの深い他の貴族も、少なくとも叙任権闘争以前にはその権力基盤、活動形態、王権との関係、自己認識などにおいてエーベルスベルガーとほぼ同様の性格を持つものと考えたい。いずれもバイエルン北部、東部～ザルツブルクに古くからの所領を有し、さらにトラウンガウ、オストマルクからケルンテン（後のシュタイアマルクを含む）の各地に広く所領やフォークタイを得、修道院を建設し、親族関係を広げた。彼らのこのようなインターローカルな所領や顕職の獲得は、国王との直接的結びつきに負うところが大きい。彼らは国王の集会に参加し、その軍事行動を支え、他方で王領を与えられ、自身のミニステリアーレンを投入して辺境の植民、村落形成と防衛に貢献した。こうした広域的貴族は、マルクにおける所領の保全ないしは拡大のために対ハンガリー政策には重大な関心を持った。しかし彼らがバーベンベルガーの辺境伯の高権に服す在地貴族といえる存在ではなかったことは以上の考察より明らかであろう。11世紀半ばには辺境伯は次第に軍事的指導力を強めていたが、なお王権から自立して、独自のイニシアチヴによりオストマルクとその周辺の平和と秩序（教会領保護を含めて）を維持していくためのヘゲモニアルな権力も、指導者としての影響力も充分ではなかった。勿論I章で述べたように、所領と集落がなお粗で権力関係のルーズなこの時期のマルクにおいて、辺境伯とその他の貴族の関係を敵対・抗争の図式で捉らえることは誤りである。問題は、貴族たちがマルクにおいて持続的に機能する政治的団体を構成しえたか、そこで辺境伯はいかなる役割を果たしたのかにある。

前者の問いについてはエーベルスベルガーについて述べたように、少なく

とも 11 世紀前半までに関しては否定的ならざるをえない。またこの時期のオストマルクにおいては、辺境伯のイニシアチヴ下に開かれた貴族の集会の記録は存在しない。辺境伯レオポルト 1 世に続くハインリヒ 1 世 (994-1018), アダルベルト (1019-55), エルンスト (1055-75) は自身王領の被授与者として国王証書に記される以外は、やはり国王証書において、寄進されたマルク内の王領の位置が「辺境伯某の辺境領・伯領において in marchia et comitatu NN. marchionis」との文言で表現される場合にその名が記されるにとどまった²¹⁾。つまり証書史料にはなんら行為主体としては登場しない。またニーダーアルタイヒ編年誌の帝国東南部、辺境地方に関する詳細な叙述においても、国王以外に高位聖職者やバイエルン大公は頻出するが、辺境伯については 1041-42 年のハンガリー侵入時に、アダルベルトとその息子レオポルト (ルイトポルト) が獅子奮迅の働きをして国王に讃えられたと記されているのみである²²⁾。軍事行動において国王・バイエルン大公・辺境伯の指揮下に一定の協働をなした貴族が、10 世紀末の大公・パッサウ司教の集会に示された所領や権益の調整を目的とする集会を、11 世紀においても持った可能性は否定できない。しかしマルクに所領を有し、その防衛に関わった貴族の存在基盤や活動が上述の如く広域的・散在的であるとすれば、そうした政治的共同体の機能の恒常化と統合強化はやはり困難だったといえよう。またその際の国王やバイエルン大公から自立した辺境伯のヘルシャフトリヒな圧力を想定することも難しい。

いずれにせよ史料に基づかぬ推論を重ねることは無意味である。次章では叙任権闘争期のバイエルン、オストマルクの政治状況をふまえ、既に挙げた貴族のこの時期以降の動向を考察することによって、ラント形成のプロセスを明らかにしたい。

注

1) Flohrschutz, *Der Adel des Ebersberger Raumes im Hochmittelalter*, 1989. この他のエーベルスベルガーに関する研究文献としては Störmer, W., *Adelsgruppen im früh-und hochmittelalterlichen*

- Bayern*, 1972, S. 165-175; Trotter, C., *Die Grafen von Ebersberg und die Ahnen der Grafen von Görz: Zeitschrift des Historischen Vereins für Steiermark* 25, 1929, S. 5-16; Mitterauer, M., *Karolingische Markgrafen im Südosten*, 1963, S. 212-227. エーベルスベルガーの系譜関係については Tyroller, S. 62-70, Tafel 2. 史料は Hundt, F. H. G. (hg.), *Das Cartular des Klosters Ebersberg*, 1879; *Chronicon Ebersbergense: MG SS* 20.
- 2) Trotter, a. a. O., S. 5ff; Mitterauer, a. a. O., S. 212ff.
 - 3) *Chronicon Ebersbergense*, S. 10; *MG DArm.*, Nr. 144, 159; Flohrschutz, a. a. O., S. 96-103.
 - 4) 但しエーベルスベルク年代記はこの Sighart に言及していない。Flohrschutz, a. a. O., S. 102 の系図も Ratold と Sighart が兄弟である可能性は認めつつも確言はしていない。Faußner によれば、Ratold はジグハルディンガーの Graf Sighard in Chiemgau の娘 Engelmüt と 900 年ころ結婚し、その息子たちがブルク・エーベルスベルクなどを母方から相続したというが、Engelmüt をジグハルディンガー出身とする根拠は示されていない。Faußner, *Zur Frühzeit der Babenbergr in Bayern*, S. 68-69; vgl. Störmer, *Adelsgruppen im früh- und hochmittelalterlichen Bayern*, S. 167-168.
 - 5) *Chronicon Ebersbergense*, S. 10.
 - 6) *Chronicon Ebersbergense*, S. 14.
 - 7) 以下の所領については主として上記注 1) の諸文献による。
 - 8) 事実エーベルスベルガー断絶後に、エーベルスベルク修道院は封臣のミニステリアーレン化によりその可能性の実現を目指したが、12 世紀後半には同修道院のフォークタイを得たヴィッテルスバッハーが、修道院のミニステリアーレンをも掌握しつつこの地域をその支配下に収めていった。Flohrschutz, a. a. O., S. 217.
 - 9) 10, 11 世紀にエーベルスベルガーが有したバイエルンの二つの官職的伯領 *Grafschaft Oxing-Steinhörig*, *Grafschaft an Amper und Glonn* も同様に、ブルクを中心に家産的権力を集中した中世盛期のヘルシャフトに相当するものではなかった。Flohrschutz, a. a. O., S. 59-62.
 - 10) 後述するフォルムバッハーについても確認されるように、とりわけ修道院の *Stifterchronik* では 12 世紀においてもその建立者家族の構成員の表記は comes NN. が通例であって「家名」は記さない。どの家門に属すかは自明のことだったからであろう。なおエーベルスベルク修道院文書集に含まれる 10 世紀の寄進証書の証人＝エーベルスベルガーの封臣はすでに地名を付されている。勿論かかる表記は 11 世紀の筆写者の手によるものであるが、シュテルマーが述べるように、この筆写者は 10 世紀前半のオリジナルな証書のおそらく個人名しか記されていない証人たちを、11 世紀の家族の系譜に結合することができた。Störmer, *Früher Adel. Studien zur politischen Führungsschicht im fränkisch-deutschen Reich vom 8. bis 11. Jh.*, 1973, 1, S. 53-54. シュテルマーによれば、バイエルンでは一般に所領がさほど分散していない小領主やミニステリアーレンが、伯家系よりも早く地名を付して表記されるようになるという。但しそれは必ずしも拠点ブルク名ではなかった。*Ebenda*, S. 93-94.
 - 11) *Chronicon Ebersbergense*, S. 14.
 - 12) こうした家門意識の指標をめぐる Störmer の Schmid 批判については、拙稿「ドイツ中世貴族史研究の一課題」, 84-86 頁を参照。
 - 13) *Chronicon Ebersbergense*, S. 12.
 - 14) *Chronicon Ebersbergense*, S. 13.
 - 15) *Chronicon Ebersbergense*, S. 14.
 - 16) しかしヴェルフェン出身のこの Richlind は夫の遺志に反して、ハンガリー遠征に向かう途上の国王をブルク Persenbeug に招請し、ここで (帝国レーエンである) 伯領を甥である Welfhard (Welf III＝後のケルンテン大公) に相続させることを承認された。ここには父系家門に容易には融合しない、独自の出自意識を持ち続ける女性の行動が示されていて興味深い。*Chronicon Ebersbergense*, S. 14. なおこのときブルクの柱が倒壊して Richlind と修道院長 Altmann が死亡するという事故が

起こった。

- 17) 修道院文書集 *Cartular* の作成もこの時期に始まる。Flohrschutz, *a. a. O.*, S. 135. エーベルスベルガーは他に Ulrich, Adalbero の兄弟が Kuhbach, 1030 年には Eberhard が Geisenfeld の二つの修道院を設けている。
- 18) 国王の巡行ルートが貴族の結集する王国の動脈でもあったこと、このルート沿いに有力貴族も所領を得ようとしたことについて指摘するのは Störmer, *Früher Adel*, S. 291.
- 19) 10, 11 世紀のドイツの *Dynastenedel* が婚姻や大公位、司教位などの顯職を通じて、シュタムの枠を越える性格を示したことについては G. テレンバッハも簡略に示唆している。Tellenbach, G., XII. *Congres International des Sciences Historiques, Rapport I, II Moyen Age*, 1965, S. 28.
- 20) これらの所領は Sempt-Ebersberg 地域に多い自有地がエーベルスベルク修道院によって継承された他は、各々の地域ごとにエーベルスベルガーと姻戚関係にあった Eppensteiner, Weimar-Orlamünde, Welfen, Wittelsbacher, Sighardinger などの有力家系によって継承された。Flohrschutz, *a. a. O.*, S. 112-124. またシュテルマーによれば、多くの帝国レーエンを含むこれらの遺領の再分配には国王ハインリヒ 3 世の意志が強く作用し、中小貴族もその恩恵に浴した。そしてこのことが叙任権闘争初期のバイエルン貴族の親国王的態度の背景となったという。Störmer, *a. a. O.*, S. 175.
- 21) このような証書中の文言は *MBR*, S. 1-10 のこれら 3 人の辺境伯の *Regesten* に頻出する。
- 22) *Annales Altahensis Maiores*, S. 28.

III 叙任権闘争期のバイエルン／オストマルク

11 世紀のシュヴァーベンを特徴づける、一部は国王に対抗するまでの権力基盤と自意識を持つ一連の貴族の出現と修道院改革、改革修道士 *Reformmönchtum* の輩出は、相互に関連する事象であると考えられてきた。クリュニー、その他の改革理念に影響を受け、また帝国教会制に不満を持つ貴族は、自身の私有修道院にかかる改革を導入し、叙任権闘争期には教皇を支持して国王に叛乱する。H. ヤコブスによって、中世貴族のキリスト教化の新しい段階を示すものとされた改革派貴族 *Reformadel* が修道院の改革理念に大きな精神的影響を受けたことは、辺境伯や伯をも含む多くのシュヴァーベン貴族が俗世を捨てて修道院に入った事実から明らかであるが、シュミットによれば、改革修道院としての私有修道院の建立と、拠点ブルク名を家名とする貴族家門の始まりは密接に関連していた。ヤコブスによれば、一方では貴族家門の強化とともに改革修道院への貴族の責任意識と影響力（権威）が生じ、他方で改革修道士たちの関心はもはや帝国ではなく、建立者たる貴族の祈禱記念と救霊に結びつけられていった。また「ローマの自由 *libertas*

romana」の付与は私有教会原理の完全な否定を意味せず、むしろ貴族は自身の修道院を国王や司教から自立させ、同時に建立者フォークタイの維持によってこれを自らのヘルシャフトに緊密に編入した。ブルクとともにかかる修道院は新しい構造を持つ貴族支配の物理的・精神的中心であり、家門意識の核にもなったというのである¹⁾。ボーズルによればグレゴリウス改革は古い社会を揺さぶり、新興貴族に新しい理念と「自由」への道を示したということになる²⁾。

このようにシュヴァーベン貴族においては、改革精神と共鳴する「自己理解」=家門意識の出現に特色があるとすれば、前章でみたバイエルン・オストマルクの貴族もまた同様な傾向を示すのだろうか。叙任権闘争という政治的激動と抗争はこの地域では如何なる展開をみせ、またそれはラントという政治団体の形成においてどのような意味を持ったのだろうか。これらを明らかにすることが本章以下の課題であるが、本章ではまず叙任権闘争初期のバイエルン、オストマルクの政治的状況を概観し、次にバイエルン・オストマルクの貴族とグレゴリウス改革、および叙任権闘争の関わりを個別的、具体的に考察する³⁾。

(1) 叙任権闘争初期の政治的動向

まず叙任権闘争初期のバイエルン・オストマルクにおける国王、大公、辺境伯などを中心に政治的動向を概観しておこう。1060年以來バイエルン大公であったザクセンの貴族、オットー・フォン・ノルトハイムは、1070年に国王ハインリヒ4世への反逆の嫌疑を受けて罷免され、大公位はヴェルフェンのヴェルフ4世に委ねられた。翌年オットーは恩赦を受けるが、大公位は回復されなかった。1073年には国王と貴族の抗争時代を予告するザクセン貴族の蜂起が勃発したが、翌年には一旦和が成立した。この年、国王はハンガリー王家内の争いを制するため遠征し、オストマルク辺境伯エルンストも従軍したが成果はなかった⁴⁾。1075年にはザクセンの貴族に農民をも加えた蜂起が再発し、国王はロートリングゲン、ベーメン、シュヴァーベン、バイ

エルン貴族の従軍を得て、ウンストルート河畔の Homburg の戦いで勝利したが、参戦した辺境伯エルンストは戦死した。1076 年、国王はエルンストの息子である後任辺境伯レオポルト 2 世に、父の功績を配慮しマルク南部の森林区 Rogacs を与えたが、これは確認しうる、バーベンベルガーへの王領の最後の下賜である⁵⁾。このように辺境伯は叙任権闘争直前にはなお国王に忠実であった。

教皇グレゴリウス 7 世に破門された国王ハインリヒ 4 世を一年後に廃位することを確認した 1076 年の Tribur における諸侯集会は、バイエルン大公ヴェルフ、ケルンテン大公ベルトールト（ツェーリンガー）、シュヴァーベン大公ルドルフ・フォン・ラインフェルデンの 3 南独大公らを指導者としたが、辺境伯レオポルトはこれに参加してはいない。また 1077 年のカノッサ事件の後これら 3 大公がアルプス峠を閉鎖する中で、アルプス東部の通路を国王のために確保し、ローマからの帰還を可能にしたのはケルンテンに豊かな所領を持つエッペンシュタイナーであり、国王はそのため同家の Liutold をベルトールトに替えてケルンテン大公に任命した⁶⁾。同年 3 月の Forchheim の諸侯集会はルドルフ・フォン・ラインフェルデンを新王に選んだが、これに対し国王は 5 月の宮廷集会でバイエルン大公ヴェルフを罷免し、バイエルンは国王の直轄下に置かれることとなった⁷⁾。

バイエルンの貴族は帝国全体に及ぶ政治的対立にどのように対処したのだろうか。1077 年に罷免された大公ヴェルフは実力でバイエルンを制圧すべく繰り返し軍事行動を展開したが、シュヴァーベンのヴェルフェン領に近いバイエルン西部以外ではその影響力は小さかった。シュヴァーベンやザクセンと異なり、むしろバイエルン貴族の大半はかれらの直接的支配者となった国王に忠実であって、彼らの軍隊はしばしば叛乱諸侯に対する国王の勝利に貢献した。1077 年末には国王はバイエルン東部に進軍して、グレゴリウス派としての立場を明らかにしていた前述の有力貴族フォルムバッハーの所領を劫掠した。同家の Ekbert はこれに抵抗したが、そのブルク Neuburg am Inn が破壊されるに及び、家族とともにハンガリー王 Ladislaus⁸⁾の下に亡命

した。国王ハインリヒは引き続き 1078 年の四旬節半ばまでバイエルン東部の反国王派の制圧に努め、後述するグレゴリウス派のパッサウ司教アルトマンと、これを支持する聖ニコラ修道院の修道士を追放した⁹⁾。さらに同年 8 月、バイエルンの Mellrichstadt の戦いで国王はシュヴァーベン、ザクセン、バイエルンの反国王派に勝利を収め、バイエルン北部のノルトガウに拠点を持つ反国王派の貴族 Heinrich von Hildrizhausen を敗死させたが、同時に少なからぬ味方をも失った¹⁰⁾。

さて辺境伯レオポルトは 1077 年にはなお国王宮廷に姿を現わしている。帝国南部で反国王派諸侯の勢力が優勢になる中で、レオポルトは自身の立場選択の可能性と利益を熟慮していたのであろう。一貫して国王に忠実であった辺境伯家バーベンベルガーにとって、国王に反逆すべき積極的な政治的理由はなかったように思われる。しかし 1078 年、レオポルトはレーゲンスブルクの宮廷集会を最後に、反国王派に転じた。このときレオポルトは国王に反国王派諸侯との妥協を勧めたが容れられなかったこと、或いは Berthold von Reichenau の編年誌に記されたように、国王からなんらかの侮辱を加えられたことが離反の直接的契機となったと考えられるが、レーゲンスブルクで国王と辺境伯の間に何があったのか真相は不明である¹¹⁾。ともあれ辺境伯はこの年以後、国王に背くという、自身の地位と家運を賭した初めての選択をなすのである。しかし翌年国王は再度バイエルン東部からオストマルクに進攻し、期待していたグレゴリウス派のハンガリー王 Ladislaus の支援を受けられなかった辺境伯レオポルトは、降伏を余儀なくされた¹²⁾。にもかかわらずレオポルトはなお立場を改めず、1081 年には自身の教皇グレゴリウス支持、反国王の立場を独特の方法で一層明確に宣言するのである。

(2) トゥルン集会とマイルベルクの戦い

「パッサウ司教アルトマン伝 Vita Altmanni episcopi Pataviensis」は、ザルツブルク大司教ゲプハルトと並んで、辺境地域を含めたバイエルン地方におけるグレゴリウス派の指導者であったアルトマン（司教位 1065-1091）の聖

者伝風の伝記であり、アルトマンがオストマルクに建立したパッサウ司教の私有修道院ゲットヴァイクで1130年代に成立した¹³⁾。この伝記には叙任権闘争期のバイエルン・オストマルクに関する重要な叙述が少なからず見出されるが、1081年の項には次のような記事がある。「辺境伯レオポルトは彼の統治権域の有力者たち *primores sui regiminis* をトゥルンと呼ばれる町に集め、暴君ハインリヒの支配を拒むことを誓い、司教アルトマンを大いに讃え、ハインリヒの支持者を自身の権域 *potestas* から追放し、教皇とその特使に忠実なる全ての人びとを、あらゆる武器によって保護した」¹⁴⁾。そのため激怒した国王ハインリヒは辺境伯領をレオポルトから奪ってベーメン大公に与え、同大公がレオポルトを攻撃するように仕向けた。ベーメン大公はスラヴ人(ベーメン人)とバイエルン人(国王派のレーゲンスブルク司教の軍隊)を集めて「アルトマンとレオポルトの領域に侵入し」、レオポルトは「あらゆる人びとを率いて *cum omni populo*」マイルベルク(マルク北東部のベーメンとの境に近い小集落)でこれを迎え撃った。この1082年5月12日のマイルベルクの戦いで農民をも含めた俄かこしらえのレオポルト軍は健闘したが敗れ、多くの者が殺害され、或いは捕虜になった。プラハの聖職者コスマスの年代記はこの戦いを詳述しているが、それによれば結果はレオポルト軍の一方的大敗であったという¹⁵⁾。この敗戦は一時的にマルク境域を荒廃させたが、ベーメン大公はマルクを占領せず、1084年のオストマルクへの国王の遠征もバーベンベルガーの地位を奪うものではなかった。以後目立った反国王的行動を取ることがなかった辺境伯の地位は、暗黙の内に再び国王に承認されたといえよう。

密接に関連するこの「トゥルン集会」とマイルベルクの戦いについては、その史料上の問題、研究史、そしてラント形成史における位置づけをめぐる考察を別稿にて行なっているので詳論は控えるが、本稿の課題に直接関わる論点はここでも確認しておきたい¹⁶⁾。O.ブルンナーは『ラントとヘルシャフト』において、「アルトマン伝」の「トゥルン集会」の記述に現われた *primores sui regiminis* を彼のいう「ラント民」(即ちラント貴族)と考え、これ

に加えて同じテキストにおける *ius illius terre, primi orientalis provincie, provincia orientalis* などの文言から、この伝記が成立した 1130 年代、つまり後世に列聖される辺境伯レオポルト 3 世の治世晩年における、貴族の人的団体としてのラントとこれに対する辺境伯のランデスヘルシャフト、ラント法の存在を認識し、さらに作者のバイエルンから区別されたオーストリア・ラント意識の萌芽をも読み取ろうとした。

このようにブルンナーが「アルトマン伝」の記述をレオポルト 3 世時代末期のラントに対応するものと考えたのに対し、Th. マイヤーはオーストリアの大公領への昇格を認めた 1156 年の「小特許状 *Privilegium minus*」に関する論攷において、ラント形成における「トゥルン集会」そのものの意義を強調した。マイヤーは「小特許状」を契機にオーストリアは「人的結合国家」から「制度的領域国家」に移行すると考えるのだが、しかし「小特許状」の裁判条項による国王罰令権・イムニテート特権の付与がオーストリアにおけるランデスホーハイトの異例の早期発展を促したとする H. ブルンナー説は峻拒した。そして「制度的領域国家」への発展を説明するためマイヤーは、新大公領オーストリアの領域的枠組みは、すでにマルクの「人的結合国家」の段階で「ラント」として存在したと考えた。オストマルクからラント・オーストリアへの領域構造の推移についてはマイヤーは、H. シュトヴァッサーや K. レヒナー説を継承し、本来のマルクの外側には帝国直属のグラーフシャフトや貴族支配領域が存在したが、辺境伯はその軍事・防衛上の指導的役割を通じてこれらの貴族に対する（未だ制度化されない）優越的地位を有したと述べる。1081 年のトゥルン集会における *primores sui regiminis* とは、マルクを越えて広がる辺境伯の事実上の統治領域 *regimen* に属す貴族であり、彼らはこの集会において辺境伯の指導下に、また辺境伯とともに「誓約共同体」をなし、この両者がラントを構成した。それによってマルクとこの統治領域は、単に国王から辺境伯に委ねられた領域であるにとどまらず、貴族たちによって「下から」形成された政治的団体の領域となったというのである。

以上のようにマイヤー説はマルク内外の自立的貴族支配の存在を認めつつ、同時に彼らが早期から辺境伯の指導下に政治的に協働したことをも示そうとした。そしてトゥルン集会での辺境伯と有力貴族たちの誓約による共通の政治的意志形成をラント形成の重要な局面、或いはラントの機能そのものとする見解は、戦後の標準的な中世オーストリア国制史叙述の中に定着したといえる。しかしそうした国制史叙述の多くは、ランデスヘルシャフトの発展の政治史的叙述の中で、この「トゥルン集会」を例証として、叙任権闘争期における「ブルンナーのいう意味でのラントの存在」を前後の脈絡なしに指摘するということである。マイヤー説もまたラント形成の史的考察としては極めて不十分なものであるといわねばならない。1081年にオストマルクとその周辺地域に所領を持つ貴族たちは、なぜ誓約により国王からの離反と教皇グレゴリウス支持という政治的選択を行なったのか。かかる一回的な政治的意志形成とラントという持続的な人的・政治的共同体の形成はどう関わるのか。さらに実際にこの集会に参加したのは前章で述べた貴族のどの程度の部分であったのか。マイヤーが述べるようにこの集会以後（史料的には12世紀初以後）、そうした貴族たちが辺境伯の集会 Landtaiding に参加し、その証書の証人リストに名を連ねる、つまりラントを構成していくとすれば、それは前章でも論じた貴族の存在形態や「自己理解」の変化と関わるのか。ラント形成と貴族制の相互関連的理解にとって不可避であるこうした問題にはマイヤーは全くふれていないのである。

近年、中世オーストリア国制史において最も精力的な研究を続けているM. ヴェルティンは、オストマルクは最初から貴族と辺境伯の人的団体 Personenverband という意味でのラントであったとする。そして彼もまた「トゥルン集会」をそうしたラントの核をなす集会と考え、このような貴族と辺境伯の協働が、マイルベルクの大敗にもかかわらず、辺境伯レオポルト2世の地位を保全したと述べる。H. ディーンストも最近の概説書において敗戦にもかかわらずレオポルトがその地位を維持しえたのは、「ラント」の支持があったからだとして記している。ヴェルティンによれば、11世紀後半にはこ

うした貴族と辺境伯の政治的結合を無視して後者を罷免することは国王にも可能ではなかったのである。しかし人的結合を重視するこれら最近の研究のいずれも、残念ながら貴族の存在形態という構造的な視点を欠落させ、何故この時期に持続的な貴族の政治的協働が可能となるのかを明らかにしてはいない¹⁷⁾。

別稿では「トゥルン集会」について概ね以上のような、主として貴族史に関わる問題点と課題を指摘するにとどまったが、史料から認識しうるこの集会の性格について次のような点を指摘した。すなわち上に引用した「アルトマン伝」の叙述では、辺境伯レオポルトは、自身の政治的選択を「彼の統治権域の *sui regiminis*」貴族たちに宣言し、この選択に逆らうものをその「権域 *potestas*」から追放しようとする強力な領域的支配者として現われる。これに対し 12, 3 世紀にオーストリアの修道院で成立したいくつかの編年誌の「トゥルン集会」に関する記述は概ね、「司教アルトマンと辺境伯レオポルト、およびその他の貴顕たち *principes* が王に背くことを誓約した」というもので、有力貴族たちがアルトマン、辺境伯と対等の立場で誓約を行なったとの印象を与える。おそらく前章で述べた 11 世紀半ばまでの辺境伯の実力的基盤や影響力からすれば、こうした印象が集会の実態に近かったと考えられる。また当然のことながら、この集会の実態が如何なるものであれ、都市共同体成立過程において現われる「誓約共同体運動」と同じように、それ自体で持続的な政治的団体としてのラントを生み出すものではなかった。ラントの形成においてこの集会が意味を持つとすれば、それは貴族と辺境伯の長期に亘る（広義の裁判機能を中心とする）政治的・軍事的共同行為の積み重ねの歴史における重要な一齣としてであることを認識しておかねばならない。未だ制度化されぬ中世盛期までのラントとは、かかる共同行為の繰り返しの中に機能的に把握されるものである。

以上をふまえて上掲の課題、すなわちグレゴリウス改革と貴族たちの関わり及び彼らの存在形態と「自己理解」のありようを考察することが、以下の本稿での課題となる。

(3) グレゴリウス改革と貴族

1) パッサウ司教アルトマンとオストマルク

前述のレーゲンスブルクにおける「侮辱」を別にして、辺境伯レオポルト2世がグレゴリウス派に転じた内面的動機を語る史料は存在しない。ただ個人的に大きな影響を与えたと考えられるのは、パッサウ司教アルトマンと、バイエルンにおけるグレゴリウス派貴族の中心的存在であるフォルムバツハー出身の妻 Itha である。ここではアルトマンの活動を見ておこう。アルトマンは同じくグレゴリウス派のザルツブルク大司教ゲプハルト、ヴェルツブルク司教アダルベーローとともに国王ハインリヒ3世の宮廷礼拝堂司祭出身であり、王の没後は幼少のハインリヒ4世の摂政であったその母アグネスの礼拝堂司祭を務め、1065年にはアグネスによりパッサウ司教に任命された。このようにアルトマンはいわば生え抜きの帝国司教であったが、アグネスを介してクリュニー修道院長ユーグの改革理念を学んだといわれ、「アルトマン伝」では揺るぎなき修道士的理念の持ち主として描かれている。現実にもアルトマンは、墮落していたクレムスミュンスターやランバツハなどの修道院をゴルツェの修道士の招来によって改革し、辺境伯レオポルト2世の私有修道院メルクの改革にも協力した。さらに当時興隆しつつあった聖堂参事会運動の意義を認識し、とくにアウグスティヌス会則による聖職者の修道士的な共住生活 *vita communis* を帝国東南部に浸透させたのは彼の功績である。たとえば彼はパッサウ司教の私有修道院であった聖フロリアン、聖ペルテンをアウグスティヌス派律修参事会に改めて活性化し、またパッサウ郊外の聖ニコラや、1070/72年にマルク中部に建立したゲットヴァイク、そしていくつかのアウグスティヌス派律修参事会を司教区内に建設することによって、マルクの開墾と集落形成の進展にともなって必要となる新たな司牧活動を担うべき律修聖職者の拠点形成に努めた。パッサウ司教区の大半を占めるのはパッサウ以東の、後の上オーストリア～オストマルク地域であるが、王領寄進に由来する豊かな司教領を基盤として、この地域で司教の教区形成と教会行政上の基盤を確かなものとしたのもアルトマンの功績であるといえる¹⁸⁾。

こうした聖職者の律修的共住生活の理念がグレゴリウスの改革理念と並行するものであることは明らかである。1073年にバイエルン大公ヴェルフ夫妻の発願とアルトマンの指導の下に上バイエルンに設けられたアウグスティヌス派律修参事会ロッテンブーフは1090年に教皇の私有修道院となり、帝国南部のグレゴリウス改革の中心となった¹⁹⁾。またアルトマンはパッサウにおいて聖職者の妻帯禁止など改革を進め、政治的にも1076年のTriburの諸侯集会に教皇特使として参加し、反国王の立場を明らかにした。しかしアルトマンの改革はパッサウにおいて聖職者たち、とくに司教座聖堂参事会員の強力な抵抗によって難航した。そして彼らの求めに応じた国王の実力行使により、アルトマンはパッサウを逃れて1081年からは、辺境伯レオポルトの保護下にマルクに滞在することを余儀なくされた²⁰⁾。この後パッサウ司教区の西半分は、国王に任命された対立司教であるエッペンシュタイナーのHermann（ケルンテン大公リウトホルトの兄弟）が掌握し、教皇のドイツにおける特使とされたアルトマンは、以後の在位期の大半を通じてゲットヴァイク修道院を拠点として帝国東南部におけるグレゴリウス派の拡大・浸透に尽力したのである²¹⁾。

ボーズルはバイエルンのグレゴリウス派貴族の多くが、改革運動の中心であるシュヴァーベンとの人的（親族）関係を持つと述べているが、アルトマンもまたザクセンやシュヴァーベンの改革派に人脈を有した。上掲の律修参事会、聖ニコラの初代参事会長であるHartmannは信念に満ちたグレゴリウス派で、かつて対立王ルドルフ・フォン・ラインフェルデンの礼拝堂司祭であった。後に聖ブラジエン修道院の副院長となるが、アルトマン死後の1094年、その墓所となったゲットヴァイクがベネディクト派修道院に改組されるに際して、Hartmannは聖ブラジエンの修道士を伴ってここに来たり、修道院長として改革に努めたのである²²⁾。ではこのような精力的なアルトマンの活動は、バイエルン・オストマルクの貴族にどのような影響を与えたのだろうか。この点を個別具体的に検証することは難しいが、以下世俗貴族の改革派への関わりを考察する。

2) フォルムバッハー

バイエルンにおけるグレゴリウス派貴族の中心的存在であるフォルムバッハーも、ザクセンの有力貴族との親族関係を有し、またパッサウ司教との結びつきも強かった²³⁾(以下IV章(1)の系図IIIをも参照)。叙任権闘争期を生き抜いた Ekbert I の妻 Mathilde は、後の上オーストリア～シュタイアマルクに所領を持つ親改革派の貴族ヴェルズ・ランバッハーの最後の女性相続人であり、やはりこの家系出身のグレゴリウス派のヴェルツブルク司教アダルベローの姪であった。Ekbert はまたパッサウ司教座の存在する Künziggau の伯であり、兄弟 Heinrich II は上述の聖ニコラのフォークト、その従兄弟 Ulrich I はゲットヴァイク修道院のフォークトであった。さらに Ekbert のいま一人の兄弟ティーモは、グレゴリウス派の大司教ゲプハルトの下で 1077 年からザルツブルクの大司教座付属修道院聖ペーターの院長を務めたが、ゲプハルトの没後 1090 年には大公ヴェルフ、辺境伯レオポルトなどの改革派の合意と支持によって、国王派の大司教ベルトールトを追放し、替わってその地位についた。しかしこの大司教も支持勢力の不安定の故に辛酸を嘗め、1097 年からは亡命を強いられた²⁴⁾。なお辺境伯レオポルト 2 世の妻 Itha はレヒナーによれば Ekbert の従姉妹であった。フォルムバッハーの家系・親族構造については後段で再論するが、このように同家はグレゴリウス派 3 司教との結びつきを中心に、改革派ネットワークの中に強く編み込まれ、とりわけパッサウ司教アルトマンとは早くから接触し、その影響を受けていたと考えられる。しかし国王派が優勢であるバイエルンにおいてフォルムバッハーが自身の立場を政治的に貫くのは困難であった。前述のように 1077/78 年にバイエルンに遠征した国王は、同家のブルク Neuburg を破壊し、Ekbert は熱心なグレゴリウス派であり、ルドルフ・フォン・ラインフェルデンの娘を妃としていたハンガリー王 Ladislaus の下に一時亡命せざるをえなかったのである。さてゲットヴァイク修道院のフォークトであった Ulrich は 1082 年のマイルベルクの戦いにおいて、辺境伯軍に加わっていたと思われる。ゲットヴァイクの一寄進証書によれば、Ulrich は「マイルベルクの戦いで戦死し

た彼の戦士のために *pro suis militibus, qui Mauribergensi bello succubere*」同修道院に寄進を行なっているからである²⁵⁾。Ulrich が「トゥルン集会」に参加したことは確認不可能であるが、バイエルンとオストマルクに所領を持つ Ekbert や Ulrich にとって、バイエルンでの形勢が不利な場合、同様にアルトマンの影響もあってグレゴリウス派の選択を明確にしつつある辺境伯の「権域」に活動を集中させたとしても不思議ではない。ではフォルムバッハーはこの時期の辺境伯との政治的(宗教的)立場の一致と協働を経てそのラントの構成員になったといえるのだろうか。この問いに答えるにはなお同家の家系と所領の実態をふまえねばならない。

3) シュパンハイマー

フォルムバッハー以外に明確な政治的立場をとったグレゴリウス派貴族は僅かであるが、そのひとつが上バイエルン、ケルンテン～シュタイアマルクに所領を持つシュパンハイマー Spanheimer である²⁶⁾。ライン・フランケン出身のシュパンハイマーは、ジグハルディングーとの通婚によりケルンテンに支配基盤を得、叙任権闘争が始まるとアルプス東部経由の国王のイタリア通路を遮断せんとして、この地域の国王派貴族エッペンシュタイナーと対立した。とくに同家の Engelbert はザルツブルク大司教のフォークトとして、ゲプハルトが亡命した後も、ケルンテン大公リウトールト (von Eppenstein) の攻撃に対抗し、国王に任命された対立大司教ベルトールトを一時捕虜にするなど、大司教区におけるグレゴリウス派の指導者的役割を果たした。そして1086年には Engelbert は、パッサウ司教アルトマン、フライジング司教メギンハルトと協力して亡命中のゲプハルトのザルツブルクへの帰還を実現させたのである²⁷⁾。彼は晩年にはケルンテンに聖パウル修道院を建立し、ヒルザウから修道士を招いて改革した後、同修道院は1098年には教皇直属とされた。このように Engelbert は終生改革精神に貫かれ、政治的にもザルツブルク～ケルンテンにおけるグレゴリウス派の勢力維持に大きく貢献した。シュパンハイマーのオストマルクとの関わりについては、前章で述べたように

国王ハインリヒ 3 世の設けたハンガリー・マルクの辺境伯 Siegfried を Ekbert の父親とするディーンストやティロラーの説があるが、仮説の域を出るものではなく、この Siegfried もその後オストマルクに支配・活動基盤を確立することはなかった。いずれにせよシュパンハイマーと辺境伯レオポルトの政治的活動との具体的な関わりを確認することはできない²⁸⁾。

4) オタカーレ／マネゴルデ／ヒルドリツハウゼン

Otakar との特徴的個人名によってオタカーレ Otakare と称される家系は、元来バイエルン東部のキームガウの伯であり、11 世紀半ばに断絶したヴェルズ・ランバッハーのトラウンガウ（後の上オーストリア）の所領とシュタイアマルク（辺境伯領）を獲得し、東方に重心を移していく²⁹⁾。さて叙任権闘争時代にはこの家系のシュタイアマルク辺境伯 Adalbero は国王派であったらしいが、その弟で兄の跡を継いで辺境伯となる Otakar II はグレゴリウス派であり、既述のようにシュパンハイマーが国王と和解した後は、グレゴリウス派の指導者にしてザルツブルク大司教の保護者たる存在であった³⁰⁾。この Otakar の最初の妻はヴェルズ・ランバッハーの最後の女性相続人（上記フォルムバッハーの Ekbert I の妻の姉妹）であり、二番目の妻は辺境伯レオポルト 2 世の娘であった。Otakar はまたヴェルズ・ランバッハーの私有修道院ランバッハの世襲フォクトでもあった。当修道院は亡命中の同家出身のヴェルツブルク司教アダルベーローとパッサウ司教アルトマンの協力によりゴルツェ改革が導入されて再生し、11 世紀末からメルク、フォルムバッハ、ミハエルボイレンなどバイエルン・オストマルクの修道院の改革を指導するセンターとなった³¹⁾。ここでは彼がグレゴリウス派ネットワークの媒介者の一人であったことに留意しておこう。なお同家は Adalbero, Otakar 兄弟の父親の代にエーベルスベルガーからマルク西部の Persenbeug を授封され、さらに Otakar II の再婚によって辺境伯レオポルトからオストマルク中南部の Traisental の大きな所領をも得ていた³²⁾。

叙任権闘争初期にグレゴリウス派として活動した中級貴族として、バイエ

ルン北部のノルトガウに結婚によって義父 Otto von Schweinfurt の所領を継承し、Nabburg の辺境伯となった Heinrich von Hildrizhausen, そして Manegold zu Donauwörth が挙げられる。前者は 1078 年の国王軍の勝利に終わった、バイエルンの Mellrichstadt の戦いで落命した。後者は頑強な教皇派として国王に反抗し、その私有修道院ハイリヒクロイツキルへは教皇直屬とされた³³⁾。しかし両者ともオストマルクにおける所領や親族関係は確認されない。

さてその他のバイエルン・オストマルクの有力貴族の政治的立場については 11 世紀末まで国王と争ったヴェルフェンを除けば意外なほど知られず、研究者の見解にも大きな隔たりがある。H. ディーンストはオストマルクの貴族の大半がグレゴリウス派であったとするが、これは先に検討した編年誌や「アルトマン伝」の「トゥルン集会」の記述における、「彼（辺境伯）の統治権域の有力者たち」が参加し、またアルトマン、辺境伯とともに「その他の貴顕たち」が誓約したとの文言を根拠にしたものであろうか。またレヒナーは、前述のエーベルスベルガーと同根のジグハルディングガーの多くがグレゴリウス改革理念の影響を受けていたと述べ、ジグハルディングガーとフォルムバッハーとの親族関係が、こうした教会政策上の立場（グレゴリウス派）を支えたとする³⁴⁾。しかし繰り返し述べるように、改革理念への共感やグレゴリウス派貴族との親族関係から、反国王派的立場を想定することは正当ではない。むしろ L. アウアーによればジグハルディングガーは 1077 年以後は国王派で、ベーメン大公家 Přemysliden と親族関係にあり、1082 年のマイルベルクの戦いではベーメン側を支援したという³⁵⁾。確かに同家のアクィレイヤ総大司教 Sighard はレヒナーが言うように 1076 年までは教皇に忠実であり、トリブールの諸侯集会ではグレゴリウス 7 世の特使として参加したが、1077 年には国王派に転じ、この年のパヴィア集会でフリアウル伯領など数々の所領を報償として国王より得ている³⁶⁾。ただし当時のジグハルディングガーは複数家系の集合体たる性格を示すことから、その政治的党派において一枚岩として捉らえるかどうかは疑問である。

5) 国王派貴族

国王ハインリヒ4世を積極的に支持した貴族としては前掲のエッペンシュタイナーの他に、バイエルン北部のノルトガウに所領を持つ一連の貴族たちが注目される。前章で言及した、オストマルク東部に所領を持ち、対ハンガリー戦で活躍したR-D＝ラポトーン・ディーポルディングーはバイエルンではグレゴリウス派に対抗する大きな政治的影響力を持っていた。11世紀前半に同家のDiepold Iは、既に述べたようにノルトガウに権力基盤を有したHeinrich von Schweinfurt（バーベンベルガーの一家系）の娘を妻とすることによってこの地域への進出の手掛かりを得た。その息子Diepold IIは、同じくSchweinfurterの女性相続人の一人を妻とすることによってNabburgの辺境伯となったHeinrich von Hildrizhausenが国王に反抗して罷免された後、これに替わってノルトガウの辺境伯とされ、国王への忠誠を貫き、敵対陣営に属したHeinrich von Hildrizhausenと同様、1078年のMellrichstadtの戦いで戦死した³⁷⁾。興味深いことにDiepold IIの妻Liutgardはグレゴリウス派の有力諸侯であるケルンテン大公ベルトールト（ツェーリンガー）の娘で、おそらく故郷のシュヴァーベンにおいてヒルザウ改革理念の影響を受け、その推進者として活動した（下記のカストル・ハプスベルガーの建立した修道院カストルにヒルザウ改革が導入されたのはLiutgardの勧めによる）。つまり個々の貴族の党派性は必ずしも親族関係に規定されるものではなかったし、Liutgardの修道院改革理念はなおこの家系の男性たちに浸透しておらず、いわんや政治的立場としてのグレゴリウス派に直結するものではなかった（逆の立場の同様な例を挙げるなら、フォルムバッハーのUlrich von Ratelnbergの妻はR-DのRapoto IVの娘である）。さて、辺境伯レオポルトが「暴君ハインリヒの支持者を自身の統治権域から追放した」とすれば、国王への忠誠を堅持したR-Dはオストマルクにおいては如何なる境遇に置かれたのであろうか。叙任権闘争が貴族の存在形態に与えた影響については次節であらためて考えてみよう。

R-Dと密接な関係にあるノルトガウの貴族として、Heinrich von Schweinfurtの叛乱（1002年）の後その勢力削減を目論む国王によってノルト

ガウの Sulzbach 伯領を与えられていたズルツバッハー，そして 11 世紀半ばに同家により分出し，Sulzbach の南部に家名をなすブルク Habsberg と修道院カストルを設けたカストル・ハプスベルガー Kastl-Habsberger も国王派であった。後者はやはり Schweinfurter の女性相続人の一人を妻としている³⁸⁾。このように R-D, ズルツバッハー，カストル・ハプスベルガーはノルトガウに権力基盤を有し，11 世紀半ばに男系を絶やす Schweinfurter との姻戚関係によってその遺領継承者たる資格を持ち，またハインリヒ 3 世の新マルク (Nabburg, Cham) 設置以来王権の影響の強いこの地域の支配権を国王から委ねられることにより，バイエルン北部の有力貴族へと成長したのである。Mellrichstadt で国王側に加わり戦死した Heinrich von Lechsgemünd もこの党派に属す中級貴族であった³⁹⁾。その他具体的な例証は可能ではないが，前章で挙げたアリボーネンは 1055 年の叛乱失敗以来国王に忠実であり，また後にバイエルンから帝国の枠を越えてアドリア海沿岸南部にまで所領を広げるディーセン・アンデクサー Diessen-Andechser も国王派のメンバーに数えられよう⁴⁰⁾。

以上に挙げた旗幟鮮明な貴族以外は，積極的な党派的行動をとることはないものの国王の要請があれば従軍するといった，いわばソフトな，もしくは消極的な国王派であったと思われる。このような国王派優位の背景を次のように考えることができよう。既に述べたようにヒルザウ，聖ブラジエンなどの修道院改革の波が西南ドイツからバイエルンに本格的に伝わるのは 11 世紀末以後であり，シュミットやヤコブスが述べるように改革理念が貴族の「自己理解」「家門意識」と親和的であったとすれば，そうした結合の可能性も 11 世紀末以後ということになる。また前章でも述べたように，バイエルンでは 11 世紀初以来大公としての国王や王家の直接的影響が強かったが，ハインリヒ 3 世，同 4 世もバイエルンではザクセンにおけるごとく，ブルク建設とミニステリアーレン投入による王領拡充政策を進めることによって在地貴族との間に強い軋轢を生ずることはなかった。ザリア王権はむしろ有力貴族に王領や新マルクをも委ね，中級貴族 (エーデルフライエ層) を含めた広範

な貴族層と王権との結合を維持した。従ってバイエルン貴族は王領や国王による官職付与をその重要な権力基盤となしえたのである。こうした状況は、罷免された大公ヴェルフが 1096 年に国王と和解して大公位を再授封されるまで、あるいは少なくともヴェルフの加わる反国王派が Pleichfeld で国王軍に勝利する 1086 年までは国王のバイエルンにおける影響力が強かったことから、やはり 11 世紀末までは存続したといえよう。

(4) オストマルクと叙任権闘争

以上のように、積極的な党派的行動をとる貴族が少なかったこともあり、史料の比較的豊かなバイエルンについてさえ個々の貴族の政治的立場と具体的行動を明らかにすることは難しい。叙任権闘争期のバイエルン貴族の状況がかかるものであるとすれば、オストマルクにおいて、1081 年に辺境伯レオポルトが「トゥルン集会」においてグレゴリウス派としての政治的意志統一を実現したとの印象を与える「アルトマン伝」や「編年誌」の記述は、どのように理解すべきなのか。前節で取り上げた貴族以外に、オストマルクに所領を持つ貴族の政治的立場を個別的に把握することは、残念ながら難しい。従って「トゥルン集会」に結集し、辺境伯とともに誓約した principes の実態を明らかにすることは断念せねばならない。しかしオストマルクのグレゴリウス派がバイエルン、シュタイアマルク、ザルツブルク、ケルンテンに及ぶグレゴリウス派の人的ネットワークの中に編み込まれていたことは確かである。また国王の直接的支配下に置かれていたバイエルンに比して、オストマルクでは国王の影響力は相対的に穏やかであった。しかし R-D やアリボーン、ジグハルディングーをはじめ、国王派（ないしその可能性が強い）貴族にはオストマルクに所領を持ち、政治的に大きな影響力を持つ家系が少なくなかった。それゆえレオポルトが「アルトマン伝」に記されたとおり、自身のグレゴリウス派宣言に従う貴族を軍事力によって保護し、国王派を自身の辺境伯としての権域から追放しえたとすれば、それはラントの「上からの」権力的統合と辺境伯のランデスヘルとしての成長において画期的意義を持った

といえるだろう。だがレオポルト 2 世が既にそのような実力を蓄えていたとは考えにくい。

R-D を例にとれば、同家は前述のようにマルク東部～北東部に大きな所領を持ち、ここに多くのミニステリアーレンを定住させて、さらなる開墾と所領維持、防衛を担わせた。しかしヴェルティンによれば辺境伯レオポルトのグレゴリウス派への転換後、同家はこれらの所領とミニステリアーレンに対する影響力を失っていき、そのミニステリアーレンは次第にバーベンベルガーのミニステリアーレンに融合しつつあった。R-D とともにハンガリー・マルクとその周辺に定着したミニステリアーレン家系 Liechtenstein-Mödling-Petroneller, Mistelbacher, Himberg-Pillichsdorf-Wolkersdorf-Ulrichskirchener はいずれも、後にその拠点地名を名乗り、バーベンベルガーの有力ミニステリアーレンに属した。他方で同じ R-D のミニステリアーレンでありながら、主家にかわってバーベンベルガーの圧力が強まるなかで、マルクの所領を放棄してバイエルンに戻った Sigeboto von Bornheim のごとき例もある⁴¹⁾。こうした事実はバーベンベルガーの辺境伯が、自身に匹敵する有力貴族の擁する人的団体を辺境伯の人的団体＝生成しつつあるラントに結合する過程として重要である。しかしながらこのプロセスは、1081 年の辺境伯の政治的選択が一つの画期をなすとはいえ、レオポルト 2 世の下で短期間のうちに進行したのではなかった。次章で述べるように R-D は 1108 年に、その即位を支持した新国王ハインリヒ 5 世のハンガリー遠征に従軍してオストマルクに入り、その際に自領及びミニステリアーレンとの絆の回復に務めたと考えられるが、かつての権力基盤の再建には至らなかったようである。いずれにせよそのミニステリアーレンのバーベンベルガーへの服属が確認されるのは 12 世紀半ばであり、実際の移行過程も叙任権闘争期からレオポルト 3 世時代 (1095-1136) を想定する必要があるだろう⁴²⁾。

ところで国王派貴族のなかに、マルクにおける権力基盤が R-D と同様の運命を辿った例を他に確認することはできない。例えばジグハルディングーの諸家系は後述するように、マルクにおける所領と活動をいささかも縮小し

たようには思われぬ。またグレゴリウス派の有力貴族、とりわけフォルムバハラーは叙任権闘争期にはいわば政治的協力者であったが、実力的にはバーベンベルガーと競合する存在であった。「トゥルン集会」に現われた辺境伯と貴族の政治的コンセンサスの形成がラント形成過程において重要な意味を持つことは明らかであるが、それは前述のように、この集会における誓約が人的団体の制度化を実現したからではなく、集会が貴族と辺境伯の共同行為の一局面として認識されるからである。また本稿ではグレゴリウス改革理念、あるいは様々な系譜の修道院改革理念が個々の貴族を捉らえた精神的背景について立ち入った考察を加えることはできない。しかし如上のラント形成のプロセスからすれば、あるひとつの理念への合意をラントの形成の決定的要因と考えることには無理がある。加えて、グレゴリウス派貴族の人的ネットワークは、さほど密ではないもののバイエルン、ザルツブルク、シュタイアマルクにも及び、オストマルクで完結するものではなかった。そしてラント形成が叙任権闘争期の国王派をも含む貴族を、排除ではなく統合して行く長期的なプロセスであるとするれば、「トゥルン集会」という一回的事件のみならず、やはり貴族の存在形態に関わるより長期的な構造的要因を考えねばならないであろう。次章では前章で11世紀半ばまで、つまり叙任権闘争以前の時期について考察した貴族の存在基盤・活動形態・親族構造・家門意識などをふまえて、これらが叙任権闘争期及びそれ以後どのように展開していくのか、辺境伯レオポルト3世時代から12世紀半ばころまでやや時代的射程を広げてフォローしてみよう。なぜならこの時期には辺境伯の司宰する「ラント集会」の記録が少なからず現われるからである。

注

- 1) Schmid, K., *Adel und Reform in Schwaben: Ders., Gebetsdenken und adliges Selbstverständnis im Mittelalter*, 1983, S. 343ff; Jakobs, H., *Rudolf von Rheinfelden und die Kirchenreform: Fleckenstein, J. (hg.), Investiturstreit und Reichsverfassung*, 1973, S. 105. ブルグンドにおけるクリュニー改革と貴族の関係については Wollasch, J., *Reform und Adel in Burgund: Fleckenstein, J. (hg.), a. a. O.*, S. 281, 286-287. クリュニー改革を導入した貴族の動機はやはり私有修道院の自由と自立性、安定の保証であった。

- 2) Bosl, K., Adel, Bistum, Kloster Bayerns im Investiturstreit: *Festschrift f. Hermann Heimpel*, 1971, S. 1146.
- 3) Rheinfelder, Zähringer, Welfen, Staufer など周知の貴族は大公位, そして王位を争った, シュヴァーベンの枠をはみ出す諸侯級貴族である。バイエルの貴族と比較すべきはむしろこうした最有力貴族と多様な関係を取り結んだ伯, エーデルフライエなどの中級貴族の動向であるが, この点をここで詳論する余裕はない。
- 4) *Annales Mellicenses*, S. 499.
- 5) *MG DH IV*, Nr. 285.
- 6) Meyer von Knonau, G., *Jahrbücher des Deutschen Reiches unter Heinrich IV und Heinrich V*, Neudruck 1965, Bd. 3 (以下 *JbH IV-3* と略記), S. 12.
- 7) 叙任権闘争期のバイエルンについては *HbBG*, S. 327-331.
- 8) *JbH IV-3*, S. 73.
- 9) *JbH IV-3*, S. 97.
- 10) *JbH IV-3*, S. 137-145.
- 11) Bertholdi Annales: *MG SS 5*, S. 311, „(Rex) Ibi apud Ratisponam pentecosten celebravit, et marchio Liutpaldus in aliquantulum ab eo offensus regreditur.“; Vancsa, M., *Geschichte Nieder-und Oberösterreichs I*, 1905, S. 274; Lechner, *Die Babenberger*, S. 112.
- 12) *JbH IV-3*, S. 207.
- 13) *MG SS 12*, S. 226-243.
- 14) *Ebenda*, S. 236.
- 15) Cosmas von Prag, *Chronica Boemorum lib. II: MG SS rer. Germ. Nova Series II*, S. 131-133.
- 16) 拙稿「1082年5月12日の『マイルベルクの戦い』をめぐる」関西中世史研究会編『西洋中世の秩序と多元性』法律文化社, 1994年。以下の Brunner, Mayer 説をめぐる問題について詳細は前掲拙稿, Brunner, *Land und Herrschaft*, S. 197-205; Mayer, Th., *Das österreichische Privilegium minus: Mitteilungen des Oberösterreichischen Landesarchivs 5*, 1957, S. 12f, 27ff, 31, 40ff, 46ff.
- 17) Weltin, *Zur Entstehung der niederösterreichischen Landgerichte: JbNö 42*, 1976, S. 278-290; Ders., *Die Gedichte des sogenannten “Seifried Helbling” als Quelle für die Ständebildung in Österreich*, S. 342-343; Ders., *Österreich um das Jahr 1000 und bei der Erhebung zum Herzogtum 1156*, S. 19-20; Dienst, H., *Werden und Entwicklung der babenbergischen Mark: Österreich im Hochmittelalter*, S. 90-92.
- 18) 以上のアルトマンの活動については *Vita Altmanni* の他, *HbBG*, S. 475-482; Weißensteiner, J., *Die bayerische Klöster und Hochstifte und ihre Pfarren in Niederösterreich*; Feigl, H. (hg.), *Die bayerische Hochstifte und Klöster in der Geschichte Niederösterreichs*, 1989, S. 178-179. アウグスティヌス派律修参事会の意義については今野国雄『西欧中世の社会と教会』岩波書店, 1973年, 355頁以下参照。グレゴリウス改革と律修参事会の関係については Laudage, J., *Gregorianische Reform und Investiturstreit*, 1993, S. 122-130, 135.
- 19) *Handbuch der historischen Stätten Deutschlands VII*, Bayern, Hg. von Bosl, K., 1961, S. 646-647.
- 20) *Auctarium Cremifanense: MG SS 9*, S. 553.
- 21) バイエルンにおける教会改革は, 最初のドイツ出身の改革教皇レオ9世が1052年, レーゲンスブルクに滞在し, 高位聖職者を集めて改革意志のデモンストレーションを行なったことに大きな影響を受けた。既に10世紀にゴルツェ改革を導入し, バイエルのその後の修道院改革のセンターとなったレーゲンスブルクの聖エメラム修道院も, このとき特権を与えられたが, バイエルの司教たちは教皇の改革推進的活動には不満を持っていた。パッサウ司教アルトマン, ザルツブルク大司教ゲプハルトとその後任者, それに1080年代後半よりグレゴリウス派に転じたフライジング司教メギンハルト(1070-98)を除いて, バイエルの司教たちは叙任権闘争を通じて国王に忠実であ

った。ゲブハルト、それにヴェルツブルク司教アダルベーローも自身の教会からの長期に亘る亡命を余儀なくされ、前者は1079-86年の間、ザクセン、シュヴァーベンに、後者も1077年からその没年まで出身家ヴェルズ・ランバッハーの私有修道院ランバッハに難を逃れて滞在した。また修道院改革も11世紀はゴルツェ改革が主流で、ヒルザウ・聖ブラジエン改革がバイエルン東部・オストマルクに及ぶのはゲットヴァイクに見られるように11世紀末以降であり、ゲットヴァイクを除いて修道院改革が政治的党派に結びつくことは殆どなかった。Bosl, Adel, Bistum, Kloster Bayerns im Investiturstreit, S. 1135, 1141.

- 22) Vita Altmanni, S. 231.
- 23) 以下のフォルムバッハーに関する事実は Tyroller, S. 141-143.
- 24) Passio Thiemonis archiepiscopi, *MG SS* 11, S. 55-56; *Annales Admuntenses*, *MG SS* 9, S. 576; Dopsch, H. (hg.), *Geschichte Salzburgs. Stadt und Land* Bd. I/1, 1983, S. 251.
- 25) *FRA* II-69, S. 183, Nr. 40-42.
- 26) 以下の事実は Tyroller, S. 264.
- 27) Vita Gebhardi et successorum eius: *MG SS* 11, S. 39; *Annales Admuntenses*, S. 576; Dopsch, H. (hg.), *a. a. O.*, S. 249.
- 28) 1096年のEngelbert没後、シュパンハイマーは国王と和解し、大司教ティーモの立場は俄かに悪化した。1097年にティーモはSaaldorfの戦いで前対立大司教ベルトールトに敗れ、一旦捕虜となった後シュヴァーベンに逃れ、1101年にグレゴリウス派の面々、大公ヴェルフ（1096年にバイエルン大公位を承認されて国王と和解）、パッサウ司教ウルリッヒ、辺境伯レオポルト（1096年没）の寡婦Ithaらと聖地巡礼に赴き、途中Askalonで没した。
- 29) 拙稿「ドイツ中世貴族史研究の一課題」, 91-92頁。
- 30) Dopsch, Die steirische Otakare. Zu ihrer Herkunft und ihren dynastischen Verbindungen: Pferschy (hg.), *Das Werden der Steiermark*, 1980, S. 114. なお彼らの母親は国王派のエッペンシュタイナー出身である。
- 31) Vita Adalberonis episcopi Wirziburgensis: *MG SS* 12, S. 132-133.
- 32) Dopsch, *a. a. O.*, S. 113.
- 33) Bosl, *a. a. O.*, S. 1126-1129.
- 34) こうした事実として、レヒナーはアクィレイヤ総大司教であった同家のSighardがJung-Gorze的改革を取り入れたミハエルボイレンを母親とともに建立したこと、その兄弟Friedrich von Tenglingの妻であったMathilde (R-Dの出身)は、フォルムバッハーのGraf Ulrich von Ratelnbergと再婚したこと、FriedrichとMathildeの息子Siegfriedは、Gebhard von Supplinburgとフォルムバッハー出身のHedwigの娘Itha（後の国王ロタール3世の姉妹）と結婚したことを挙げる。Lechner, *Die Babenberger*, S. 111. ディーンストも特別の根拠を示さずにジグハルディンガーをグレゴリウス派貴族に含めている。Dienst, *Die Dynastie der Babenberger*, S. 29.
- 35) Auer, L., *900 Jahre Schlacht bei Mailberg*. Katalog der Ausstellung, 1982, S. 42.
- 36) *MG DH IV*, Nr. 293; *JbH IV-3*, S. 12-13.
- 37) Tyroller, S. 180-185.
- 38) Bosl, *a. a. O.*, S. 1133, 1139.
- 39) *JbH IV-3*, S. 145.
- 40) Prinzはズルツバッハー、アンデクサー、バーベンベルガー、アリボーネンの立場は政治状況に応じて変化したと述べる。Prinz, F., *Bayerns Adel im Hochmittelalter: Ders., Mönchtum, Kultur und Gesellschaft*, 1989, S. 76.
- 41) Weltin, Böhmisches Mark, Reichsgrafschaft Hardegg und die Gründung der Stadt Retz: Resch, R., *Retzer Heimatbuch* 1, 1984, S. 14-15.
- 42) Weltin, Die Urkunden des Archivs für die niederösterreichischen Stände (5): *Nöla* 7, 1983, S. 54-56; (7): *Nöla* 9, 1985, S. 38-41; Ders., *Ascherichsbrvgge — Das Werden einer Stadt an der*

Grenze, S. 15-24. 12, 3世紀には有力貴族の断絶にともない、そのミニステリアーレンをバーベンベルガーが吸収することがしばしばあった。こうしたプロセスはラント統合の第二段階に属す。

IV 叙任権闘争以後のバイエルン／オストマルクの貴族

貴族の個別的考察に入る前にふまえておかねばならないのは、国王ハインリヒ 4 世から同 5 世への王権の移動において、少なくともバイエルン貴族の一部が従来と全く異なる動きを示したことである¹⁾。1104 年、レーゲンスブルクにおける国王ハインリヒ 4 世の王国集会の折り、国王のミニステリアーレンが前述のジグハルディングーに属す Sighard X を捕らえて殺害するという事件が起こり、これを契機に R-D (ラポトーネン・ディーポルディングー) の Diepold III (Markgraf von Vohburg), Otto von Kastl-Habsberg, Berengar von Sulzbach など何れもバイエルン北部のノルトガウに拠点を持ち、また相互に親族関係にある貴族を指導者とする反国王叛乱が始まる。周知のように彼らはまもなく同名の息子に対立国王とし、叛乱は翌年の Nordhausen における改革教会会議 Reformsynod を経て全王国的な運動へと発展、1106 年のハインリヒ 5 世の戴冠を導いたのである。また 1105 年のバイエルン北部、レーゲン河畔の戦いの前夜にオストマルク辺境伯レオポルト 3 世とその義兄弟ベーメン大公 Boriwoy がハインリヒ 5 世の側に寝返ったことが、対立王の勝利を決定的にした²⁾。

ハインリヒ 5 世の歴史的評価の再検討を試みた S. ヴァインフルターの最近の研究によれば、バイエルンで蜂起した上記の何れも若年の貴族たち及びハインリヒ 5 世を支持した聖俗貴族は改革理念の影響を強く受けており、新国王もまた自身の家門と王権を改革理念と結びつけ、その指導者たるべく尽力した。つまり新王の治世初期においては聖俗諸侯と王権の間にかかる理念を軸とした協力的関係がみられたというのである³⁾。ハインリヒ 4 世に対するバイエルン貴族の蜂起の原因に関してはその発端となった事件が示すように、バイエルンでは国王のミニステリアーレン重用政策は、ザクセンにおけ

るとき王領政策と結合した組織的なものではなかったにせよ、やはり宮廷運営等において貴族の反発を招いていたことを考えねばならない。しかしここではこの問題に立ち入る余裕はない。本稿の課題にあわせて問題とすべきは次の点である。即ちヴァインフルターの指摘によれば、前章で扱った1080年代までのバイエルン貴族の動向と比較して12世紀初には彼らの修道院改革、あるいはより広く教会改革理念への関心が著しく高まっていたことになるのだが、前章冒頭で述べたようなシュミット、ヤコブスの説に従うならそれはこうした貴族の家門意識の発展と内面的な関連性を持っていたはずである。もしそうだとすればバイエルン貴族は叙任権闘争を経た12世紀には新しい家門意識を育みつつあったといえるのだろうか。

そこで、これまで考察してきた11世紀半ばころまでのいくつかの有力貴族家系の権力基盤、活動、そして叙任権闘争との関わりをふまえ、本章と次章では叙任権闘争以後、12世紀半ばころまで範囲を広げてその権力基盤と「自己理解」を考察することにより、これらの貴族家系は存在形態と意識の双方において「家門化」傾向を示すのか否か、またそれはオーストリアにおけるラント形成とどう関わったのかを考えてみたい。

(1) フォルムバッハー

当該時期の貴族のうち比較的多くの情報を得られるのは、前章でみたようにバイエルンにおけるグレゴリウス派貴族の中心的存在であったフォルムバッハーである。叙任権闘争以前のフォルムバッハーの所領・権力基盤についてはII章で概観したが、叙任権闘争期にはシュミットのいうような家門意識及びこれと密接な関係にある支配構造を同家のもとに見出すことはできるだろうか⁴⁾。

10世紀末～11世紀初にヴェルズ・ランバッハーを分出した後フォルムバッハーは、11世紀半ばより3家系に分かれる。(系図参照) その家系を拠点的居所(Stammsitz, Stammburg)名で記せば

① Formbach-Neuburg-Pitten (以下F-N-P系と記す)

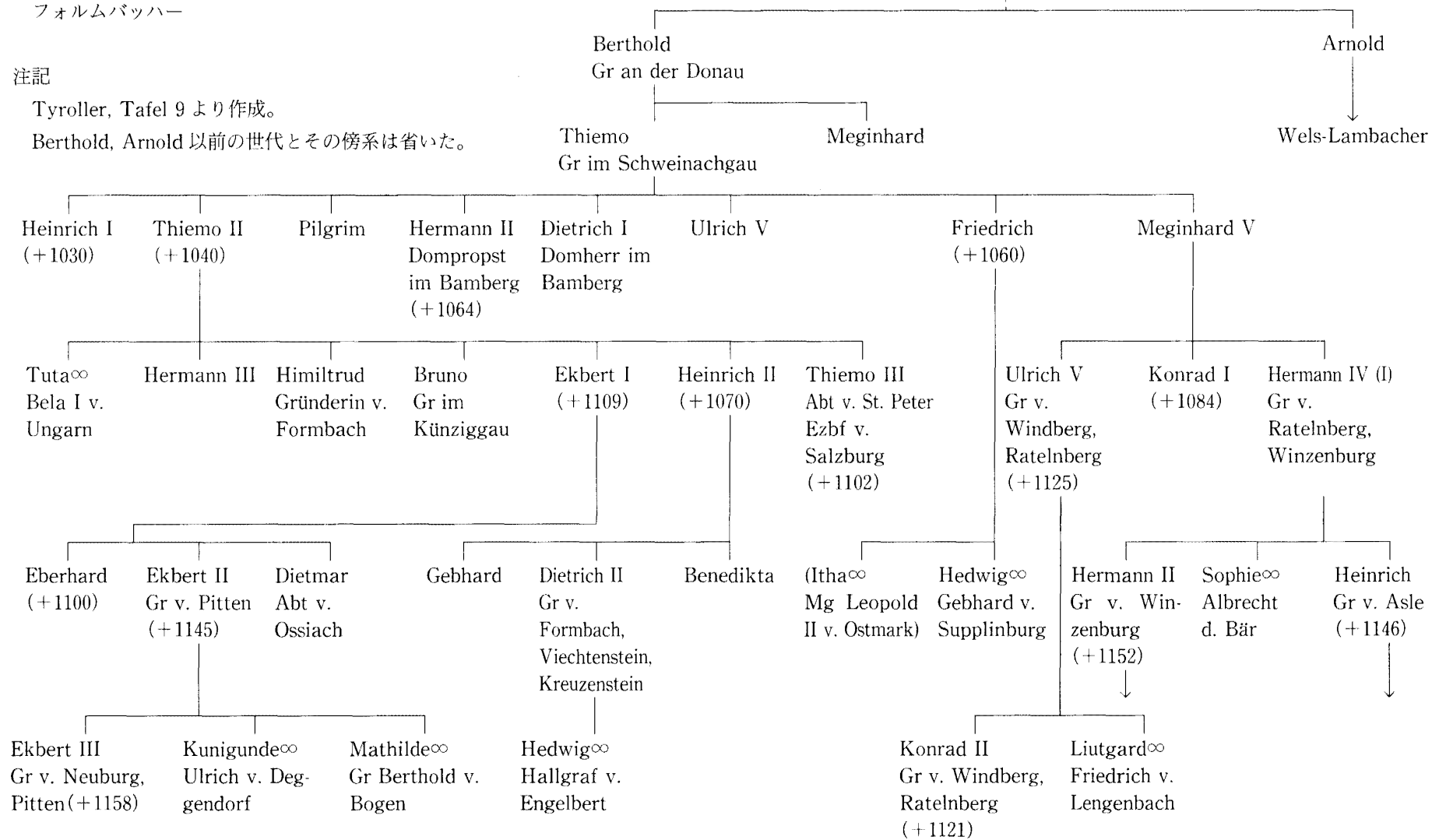
系図 III

フォルムバツハー

注記

Tyroller, Tafel 9 より作成。

Berthold, Arnold 以前の世代とその傍系は省いた。



② Viechtenstein (以下 V 系と略す)

③ Windberg-Ratelberg (Radelberg) (以下 W-R 系と記す)

(④ Grafen von Winzenburg, Grafen von Asle の家系は、③から 12 世紀前半に分化したが、この家系は地名が示すようにザクセンに拠点を移し、ティロラーはこれをフォルムバッハーには含めていない。)

なお Formbach, Neuburg, Windberg は何れもバイエルン東部のパッサウ南部に位置し、Viechtenstein はパッサウ東部に位置する。Pitten はヴェルズ・ランバッハーから相続したシュタイアマルク (後に下オーストリアに) の所領である。Ratelberg はオストマルク中央部のゲットヴァイク修道院にも近いブルクである。勿論これらはフォルムバッハーの所領の一部に過ぎず、F-N-P 系はパッサウを含む Grafschaft im Künziggau を、V 系はバーベンベルガーの女性との婚姻によりヴィーン北西の Kreuzenstein を得、さらに II 章でも述べたように各家系はメルク周辺や、カンブ河沿いなど Waldviertel にも所領を有した。

さてこうした①②③家系を全体として便宜的にフォルムバッハーと称することはよいとして、それはこれらの家系に属す人びとの現実の表記、及び意識とどう対応するのだろうか。各家系は各々、単系的な父系家門としての意識と支配の地域集中を明確にしつつあったといえるのだろうか。或いは彼らは家系を越えたひとつの親族団体としての共属意識を持ち、またそうしたものとして協働しえたのだろうか。フォルムバッハーとの呼称でこれらの家系を総称するのは、同家の建立した私有修道院フォルムバッハの重要性によるところが大きい。この修道院は 1040 年に、同家の Himiltrud なる女性によって参事会教会 Kollegiatsstift として設けられた。そして 1094 年に F-N-P 系の Ekbert I は (亡命先のハンガリーからの帰還後) この参事会教会をベネディクト派修道院に改組せしめ、多くの所領を寄進した。この修道院の第 2 代院長 Wirnto (1108-27) はかつてゲットヴァイク修道院の修道士であり、さらにグレゴリウス派のシュタイアマルク辺境伯 Otakar II の私有修道院で、彼がゲットヴァイクの修道士を招いて改革させたガルステンの副修道院長で

もあった。つまりフォルムバッハ修道院はその保護者家族と同様パッサウ、ザルツブルクの改革派と密接な関係にあったといえる。以下では同修道院寄進帳 Codex traditionum monasterii Formbacensis (以下 CTF と略記) などによりこの修道院を中心にフォルムバッハの親族構造と活動形態を考察する。

上オーストリア文書集第 1 巻所収の CTF の末尾に付されたテキストでは院長 Wirnto が、この修道院の発展に貢献した人びととして次のような 8 人を記し、一部には系譜関係をも付記している。() 内のローマ数字は筆者が加えたもので系図に対応し、血縁関係は原テキストに記されたものである。また①②③は上記の家系を示す⁵⁾。

Meginhardus (V) comes ③, Ekibertus (I) comes ①, Oudalricus (V) comes (前掲 Meginhardus の息子) ③, Hermannus (IV) comes (Oudalricus の兄弟) ③, Chuonradus (II) comes (Oudalricus の息子, Hermann の甥) ③, Ekibertus (II) comes ①, Heinricus (II) comes ②, Dietricus (II) comes (Heinricus の息子) ②.

この人名リストは 11 世紀後半から Wirnto の時代までのフォルムバッハの各家系に属す人びとよりなる。つまり 12 世紀の第一四半世紀には修道院側は、建立に大きな貢献をなし、そのフォークタイを世襲してきた① F-N-P 家系のみならず、② V 家系、③ W-R 家系をも含めてフォルムバッハを一つの親族集団として認識していたと考えられる。但し血縁関係については③を中心に父子(甥)、兄弟関係を記すのみで、①②③の相互の血縁関係(Ekbert I が Meginhard の甥であり、Heinrich と兄弟であることなど)を示す記述は全くない。この点では Wirnto は各家系の相対的自立性をも認識していたのかもしれない。

いま一つフォルムバッハの家系認識について挙げるべきは、MG SS 24 に編者 G. ヴァッテンバッハが „Notae Genealogicae Bawaricae“ との項目にまとめた二つのバイエルン貴族の系譜のうちの一つ、„Hec est genealogia fundatorum nostrorum“ で始まる、フォルムバッハの系譜の簡略な記述である。ヴァッテンバッハはその成立を 13 世紀より以前ではな

いとしている⁶⁾。この系譜記述が冒頭の一文からしてフォルムバッハ修道院で成立したことは明らかであるが、Tyrollerの系図と比較すると、その第二と第三世代に属す構成員の混同があり、またいく人かが脱落したり、系譜中の位置づけに混乱がみられる。しかし①②③系を含めたフォルムバッハの男系最後の人物 Ekbart III については、皇帝フリードリヒのイタリア遠征に従軍中 1158 年にミラノで没したが、父親やオジなどと同様、フォルムバッハ修道院に相応しく葬られたとある。つまりこの保護者家系の断絶は当然ながら修道院にとって重大な関心事だったのであり、おそらくこの系譜作成のひとつの契機であったとすれば、それは断絶直後ではなくとも、さほど時を隔てぬ時期に記されたと考えてよいだろう。さてこの記述には 30 名弱の人物が登場するが、このうち女性は、Friedrich が駆け落ち式に妻とした「国王の姪 Gertrude」、この夫婦の娘で Supplinburger に嫁ぎ、国王ロタール 3 世の母となる Hedwig、その娘で国王の姉妹 Ida の 3 名のみである。つまり女性への言及はその夫や近親において特筆すべき場合のみで、それ以外は男系の系譜記述に終始しており、従って姻族は殆ど視野に入っていない。また① F-N-P 系がその断絶まで記されているのに対し、③ W-R 系が Ulrich, Hermann の世代で終わっていることは、やはりフォルムバッハ修道院と結びつきの深いこの家系への特別の関心を示すものといえようか。

次に各家系の構成員の活動形態や呼称から同じ問題を考えてみよう。① F-N-P 系は既述のように Ekbart I が Formbach をベネディクト派の改革修道院とへ改組した後、Ekbart II, III がフォークトとなり、また頻繁な寄進を行なうなど同修道院と最も密接な関係にあり、フォルムバッハの中で中心的存在であったかの印象を与える⁷⁾。では Ekbart の名の継承においても特徴づけられるこの家系は、かつてその中心ブルクであり、修道院となった Formbach を核とする家門意識のごときものを育てていたのだろうか。寄進証書等における人名表記に注目すれば、意外なことにこの家系において NN. de Formbach との表記は殆どみられないことに気づく。Formbach の 1094 年の修道院への改組後まもなく初代院長 Beringerus は、Himiltrud の

参事会教会建設と改組の事情，フォークタイの継承や修道院の院長選出権，さらに Ekbert I 夫妻による寄進などを詳細に記した建立文書を作成したが，その証人リストにおいては殆どの証人が de NN を付され，また Ekbert I の甥にあたる② V 系の Dietrich が de fornbach と記されているのに対し，Ekbert は comes と称されるのみであった⁸⁾。実は CTF においては Ekbert I のみならず，その同名の息子と孫も de Formbach と記されることはなかったのである。さらに管見の限りでは 12 世紀を含めても，Dietrich が 1121～38 年にゲットヴァイクの寄進証書で 2 度，パッサウ司教教会寄進証書で 1 度 comes de Formbach と記された以外には，何れかの人物がこのように記された例はない⁹⁾。その理由の第一は，フォルムバッハ修道院にとってこれらの人物はあまりに自明の存在であり，個人名に一種の敬称として comes を添えることで充分だったということである。とすればこれは修道院の個人識別のための必要性という実際的な理由によるものであって，Ekbert 3 代にわたる「自己理解」のありようと直結させるのは無理ではあるが，直接的に「自己理解」を表現した史料を残していないかぎり，様々な史料中の他者による慣用的表記も自己認識の一端を知る手掛かりとせざるをえない。

いまひとつの理由として，12 世紀には拠点ブルク Formbach が完全に修道院に寄進・改造され，現実の拠点ブルク機能を失ったことが挙げられる。これに替わって Neuburg がとりわけ① F-N-P 系の新たな拠点となったとされるが，しかし de Neuburg と記されたのはようやく 12 世紀半ば，Ekbert III に至ってのことであった¹⁰⁾。Ekbert II は 1118 年，1120 年，1136 年，1143 年に de Pitten と記された以外は comes のタイトルのみを伴って現われる¹¹⁾。また初めて de Neuburg と称した Ekbert III も，実際には Pitten を付して記される場合が遙かに多かったのである。建立文書には既に Ekbert I が castellum Pitten 付近の教会や，やはり Pitten に近い Gloggnitz の多数の所領をフォルムバッハ修道院に寄進しており，Ekbert II の時期にも CTF にはこの地域の小領主乃至ミニステリアーレンが屢々証人と

して登場していることから、F-N-P系にとって Pitten 地域は同家系の断絶に至るまで Neuburg 以上に重要な意味を持っていたといえる¹²⁾。こうしてみると、家名をなす拠点ブルク *namengebende Stammburg* といわれる Formbach, Neuburg は実際にはこの家系の断絶までそうした機能を持つてはいなかったとの印象は拭い難い。

同一人物が複数の拠点地名を付して名乗ったのは、その都度、文書の内容や発給場所に関わりの深い拠点地名を選択したからであるとすれば、彼らの行動範囲はそうした拠点所領の広がりに対応していたといえよう。F-N-P 家系の各個人についてイティネラルを再現することは史料上難しいが、確認しうる範囲では、Ekbert II, III にとってはオストマルクとシュタイアマルクの境域の Pitten が活動拠点として重要であり、両者は東部辺境領との結びつきを強めていたように思われる。このことは Ekbert II, III がバーベンベルガーの証書に数度証人として、しかも殆どの場合 *de Pitten* とし称してオストマルク (バイエルン) の有力貴族とともに名を連ねていることからわかる¹³⁾。しかしこの父子はなおフォルムバッハ修道院のフォークトとして屢々CTF に登場し、またフライジングやレーゲンスブルクなどバイエルンでの活動をも確認しうる。さらに彼らのアドモント、聖ランペルト、ゲットヴァイク、クロスターノイブルク、ゼッカウなどオーストリア (オストマルク)、シュタイアマルク、ケルンテンの修道院や教会の死者名簿 (ネクロロギウム) への記載はこうした諸地域との関わりをも示している¹⁴⁾。

他の家系はどうであろうか。上記のように 3 証書においてのみ *de Formbach* と記された② V 系の Dietrich については、CTF の寄進主体或いは証人として屢々登場する際には *de Viechtenstein* との表記が多いが¹⁵⁾、他の文書では辺境伯レオポルト 3 世の娘 Adelheid との結婚が Dietrich にもたらしたブルクに因んで *de Kreuzenstein* (*Kreizenstein*) と称される場合が目立っている¹⁶⁾。Dietrich はまた義父であるレオポルト 3 世の関わる証書に数回証人として名を連ねている¹⁷⁾。とくにレオポルトの宮廷所在地でもあったクロスターノイブルクで発給された証書においては、Dietrich は *de*

Kreuzenstein と表記されているが、両地の距離がわずか 5km 足らずであることをふまえるなら、これは容易に理解できる。また Dietrich はゲットヴァイク修道院の寄進証書に証人として現われるほか、1104/08 年には同修道院に兄弟 Gebhard の救霊のための寄進をも行なった¹⁸⁾。さらにフォルムバッハ修道院長 Wirnto の記すところによれば、Dietrich はフォルムバッハのブルクと当地の家産を全て修道院に寄進した。Dietrich のみが計 4 度 de Formbach と表記されたことは、少なくともこの世代においては Dietrich が Formbach と最も強い結びつきを持っていたことを推測させるのだが、Wirnto の記述が事実なら、Dietrich はフォルムバッハーのシュタムブルクを最終的に放棄したことになろう¹⁹⁾。こうした事実は、Dietrich の代にはこの家系が Kreuzenstein を新たな活動拠点として辺境伯家バーベンベルガーとそのマルクとの結びつきを強めたことを示している。しかしフォルムバッハ修道院は Dietrich をほぼ一貫してバイエルンの Viechtenstein の伯と記した。1145 年の Dietrich の死をもって男系が絶えるこの家系においても、在地貴族と呼びうるごとき一地域とその拠点ブルクへの権力基盤と意識の集中を確認することはなお難しいといわざるをえない。

オストマルクに最も関わりが深いのは③ W-R 系である。① F-N-P 系の Ekbert I の従兄弟 Ulrich (Udalrich) は前章で述べたとおり、建立後まもないゲットヴァイク修道院 (律宗参事会) のフォークトでもあり、辺境伯レオポルト 2 世を支援してマイルベルクの戦いにも加わっていた。Ulrich は 1060 年代にはゲットヴァイク近傍のブルク Ratelnberg (Radelberg) を所有しており、ゲットヴァイクの文書では de Ratelnberg と表記されている²⁰⁾。このフォークタイはその後兄弟の Hermann から Ulrich の息子 Konrad に継承され、Hermann はまた一時フォルムバッハ修道院のフォークトでもあった。国王派が優勢なバイエルンで Ekbert I がその政治的立場を貫徹することが困難であったのに対し、W-R 系はオストマルクではグレゴリウス派の重鎮たり続けたであろう。しかし同家系はオストマルクの Ratelnberg を唯一の拠点としたのではなく、Ulrich, Hermann はなお数度 (とりわけフォルムバッハ修道院の

文書において) de Windberg (バイエルン東部) とも表記されている²¹⁾。

以上フォルムバッハーを拠点地名に応じて3家系に区分して考察した。各家系はバイエルン東部からその辺境領に広がるフォルムバッハーの所領を分割相続し、新たな獲得所領をも加えて各々自立的基盤を形成した。そうした各家系の権力基盤は当然ながら、叙任権闘争期以前のフォルムバッハー全体のそれに比して明らかに地域的に限定・集中されたものである。また相続については不明点が多く、単子相続制が定着していないことはいうまでもないが、少なくともF-N-P系、V系ではEkbert I, Heinrich II以下の世代では結果として拠点所領は不分割で継承されている。そして12世紀前半から半ばにかけて各々の男系が絶えたとき、これらの家系の総体としてのフォルムバッハーはもはや内部で相互に遺産相続を貫徹しうる親族集団 *Erben-gemeinschaft* ではなく、実際に遺領を相続したのは最後の男性構成員の妻の家系、乃至は娘の婚家、すなわち姻族であった(オタカーレ、アンデクサー、Hallgrafen von Wasserburgなど)。これらの事実から、3家系が地域に根差した単系的な父系家門たる性格を帯びていたと考えることもできよう。さらに12世紀に入ると各家系はオストマルクにおける活動においてバーベンベルガーとの関わりを強めていったことから、フォルムバッハーは以上のような家系分化と権力基盤の集中のプロセスを通じて、12世紀前半のうちに辺境伯の下でラントを構成する貴族家門となったともいえよう。但しそれでもなお各家系は断絶に至るまでオストマルクとバイエルンの双方に位置する二つの拠点を維持し続けたこと、さらに各家系は、とりわけフォルムバッハ修道院を結節点とする相互的協力関係を維持したことを看過してはならない。たとえば同修道院建立時より、フォークト家系であるF-P-N系のEkbertと並んでR-W系のUlrichも多くの所領を寄進しており、さらにその兄弟HermannやV系のDietrichも屢々寄進主体として現われる他、彼らは相互にその寄進の証人をもつとめた²²⁾。そしてEkbertの家系のみならず、Dietrichもまた同修道院を自身の永眠の場として選択した²³⁾。つまり3家系の構成員は各々その建立以来フォルムバッハ修道院に大きな関心を寄せ、その存

続と繁栄のために協力したのである。現実には de Formbach と称することは殆どなかったにもかかわらず、フォルムバッハ修道院はなお彼らの親族・家門意識の中で一定の共通項として認識されていたといえよう。上記の修道院長 Wirnto が記した修道院への貢献者たちのリストは、かかる「自己理解」に対応するものである。

(2) ジグハルディングー (Grafen von Burghausen-Schala/Peilstein)

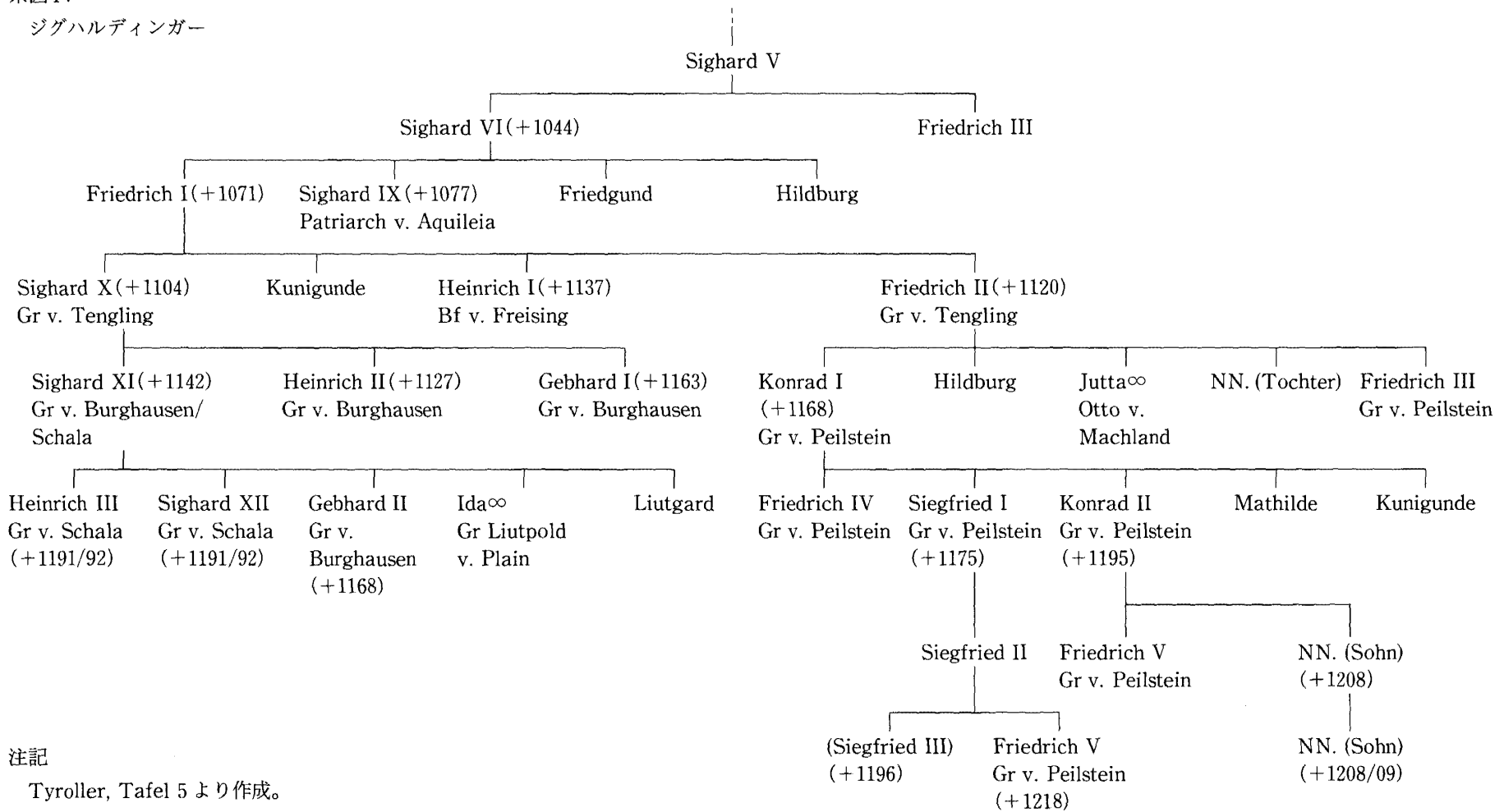
エーベルスベルガーと祖先を共通にするジグハルディングーについてはII章において、叙任権闘争以前の所領のザルツブルク、バイエルン、オストマルクにおける広がりと言及し、前稿では家系の分化がその存在基盤の地方化 Lokalisation へと導いたことを見通しとして指摘した²⁴⁾。ここでは後者の点をフォルムバッハと同じ視点からいまい少し詳しく考察してみたい。但しフォルムバッハと異なりジグハルディングーはその「自己理解」を映し出す叙述を残してはいない。従って考察は人名表記など外的所見のみを拠り所とせざるをえない²⁵⁾。

さてジグハルディングーは11世紀前半に二つの家系に分化し、バイエルン東部のキームガウ、イーゼンガウの伯であったいわゆる新家系 jüngere Linie に対して、旧家系 ältere Linie はやはりザルツブルクの Pongau, Tengling の伯として現われる。前者は1085年に断えるが、その遺領を継承した後者は12世紀前半にはバイエルン東部の Burghausen とオストマルク西南部における10世紀以来のジグハルディングーの所領の拠点ブルク Schala を名乗る家系 Grafen von Burghausen-Schala (以下B-S系と略記) と、同じくオストマルク西南部のブルク Peilstein を名乗る家系 Grafen von Peilstein (P系と略記) に分かれた²⁶⁾。このように12世紀前半に二つの家系がオストマルクの古い所領のブルク名を名乗り始めたことは、フォルムバッハの各家系と同様な権力基盤と活動の地域的集中を意味していたのだろうか。

広域にわたる所領を有する家系複合体ともいふべきジグハルディングーが分化を繰り返すなかで、最初に地名を付して記されたのはB-S系の

系図 IV

ジグハルディンガー



注記

Tyroller, Tafel 5 より作成。

Sighard V の兄弟から分かれ、1085 年に断絶した Jüngere Linie は省略した。夫は本文で言及した場合のみ∞で記した。妻の家系が重要である場合は本文中に記したので系図では略した。

Sighard X であり、前述のように 1104 年にレーゲンスブルクで殺害されたこの人物は生前に de Tengling と称した。また H. フィヒテナウによれば彼は既に comes de Burghausen, Schala と記されたというが、これは後世の編年誌による表記に過ぎない²⁷⁾。Burghausen, Schala を恒常的に付して名乗ったのは、その息子 Sighard XI と Gebhard 以後である。辺境伯レオポルト 3 世の姉妹 Sophia を妻とした Sighard XI はたいていの場合 de Schala と称し、通例 de Burghausen を付して表記されたその兄弟 Gebhard とともに、1130 年代にはレオポルト 3 世の証書に証人として名を連ねた²⁸⁾。さらに B-S 系最後の世代である Sighard XI の息子 Heinrich III と Sighard XII はもっぱら Schala を、Gebhard の同名の息子は Burghausen を名乗った。かくて最後の 2 世代においてジグハルディングアーの B-S 系は、単一の拠点ブルクを家名とする家門の外的徴表を帯びるに至り、またバーベンベルガー並びにオストマルクとの結合を強めた（とくに Schala 系）。しかし各家系の活動は決して各々のブルクの属すバイエルン、オストマルクの何れかに限定されてはいなかったことも事実である。たとえば Sighard XI は 1108 年にはバイエルン東部のランスホーフェンにて兄弟 Heinrich とともに大公ヴェルフの下にあり、また没後は父がフォークトであったザルツブルク北部の修道院ミハエルボイレンに葬られた。Gebhard (父) の登場する証書から知られるその足跡は、ランスホーフェン、ニュルンベルク、レーゲンスブルク、ザルツブルク、クロスターノイブルク、ヴィーンなどやはり両地域に及び、de Schala とのみ称した Heinrich III のそれもヴィーン、メルク、聖ペルテンなどオストマルクの地点を中心としながら、なお拠点ブルク Burghausen の他、レーゲンスブルク、ミハエルボイレンなどバイエルンにも及んでいるのである²⁹⁾。

兄弟 Sighard X と同様 comes de Tenglingen と称した Friedrich II は、既にその生前に息子 Konrad が comes de Peilstein と表記されたように、13 世紀初の断絶までバーベンベルガーを支える有力貴族として、オストマルク・オーストリアにおいて大きな影響力を有した P 系 = Peilsteiner の祖

となった。さてザルツブルク大司教のフォークトでもあった Friedrich II はその晩年の 1118 年、メルクにおいてその兄弟であるフライジング司教 Heinrich と所領交換を行ない、Heinrich はザルツブルクの Pongau の所領を、Friedrich はオストマルクの所領を得た。この交換は Friedrich にとって所領のオストマルクへの集中を図るという意味を持つものであったと考えたい。またこの証書の証人リストには辺境伯レオポルト 3 世、シュタイアマルク辺境伯 Otakar, フォルムバッハーの Ekbert II (comes de Pitten) のほか、司教 Heinrich の甥である B-S 系の兄弟 Heinrich, Gebhard (comites de Burg-hausen), Friedrich の息子 Konrad (comes de Peilstein), 即ちジグハルディングーの両家系の人物が名を連ねている³⁰⁾。つまりフォルムバッハーの場合と同様に、ジグハルディングーの両家系もなおその重要な(法的)行為をなす場合に相互に合意を与え、協力し合った³¹⁾。Friedrich の息子 Konrad I は辺境伯レオポルト 3 世の姉妹 Euphemia を妻とし、専ら comes de Peilstein と表記された。彼は屢々レオポルト 3 世の証書に登場し³²⁾、その活動の場所としてはやはりヴィーン、クロスターノイブルク、聖ペルテンなどのマルク内部の要地が目立つ。しかし他方で彼はザルツブルク大司教及び参事会教会ライヘルスベルクのフォークトでもあり、その活動はパッサウ、ブリクセン、ザルツブルク、レーゲンスブルクなどにも及んだ³³⁾。ザルツブルク教会、アドモント、ミハエルボイレン修道院などのネクロロギウムへの記名も、Konrad のバイエルン、ザルツブルクとの関わりを示すものである。³⁴⁾

ジグハルディングーは 10 世紀初以来、これを継承した B-S 系の断絶に至るまで全体として各世代に必ず見出だされる個人名 Sighard, そしておそらく女系親族から加わった Engelbert, Friedrich, Heinrich などの特徴的個人名の継承において早くから血統意識を明確にしているが、10～12 世紀前半に繰り返された家系分化を経てようやく、バイエルン、ザルツブルク、オストマルクに広がる所領のうち、各 1～2 の中心ブルクを家名として定着させる家系が成立した。とくに Schala, Peilstein を拠点とする各家系はオストマルク(オーストリア)および姻戚関係を結んだバーベンベルガーとの関わりを

強めていった。この点で12世紀前半のうちにジグハルディングーはラント貴族たる性格を強めたといえるが、その活動範囲はなお「在地貴族」のそれを越えるものであった。

(3) ズルツバッハー (Grafen von Sulzbach/Kastl-Habsberg/Poigen/Rebgau/Hohenburg/Wildberg)

ジグハルディングーの諸家系と同様に、いくつかの家系に分化する過程において所領と活動の地域化 Lokalisation を示した貴族として、ズルツバッハー Sulzbacher と、これより分かれた家系を挙げておこう³⁵⁾。バイエルン北部、ノルトガウにブルク Sulzbach を中心とするヘルシャフトを有し、12世紀には屢々 comes de Sulzbach と称されたいわゆるズルツバッハーは、オストマルク東部境域の Hainburg, Pottendorf, Kalksburg-Liesing にバンベルク司教領のフォークタイをレーエンとして有したが、これらの所領が活動の拠点とされることはなかった³⁶⁾。少なくとも12世紀には拠点的所領は飽くまで Sulzbach であり、オーストリアにおける活動や辺境伯・大公との関係は史料上は殆ど確認されない。国王ハインリヒ4世に対する叛乱の指導者の一人、Berengar von Sulzbach は1102年、改革参事会教会ベルヒテスガーデンを建立し、さらに妻の勧めにより同じく参事会教会バウムブルクを設けた³⁷⁾。またズルツバッハーと近親関係にあり、やはりノルトガウに所有する拠点に因んで Grafen von Kastl, Habsberg と呼ばれた家系、即ちカストル・ハプスベルガー Kastl-Habsberger の Friedrich, Otto 父子は1102/03年にヒルザウ系改革修道院カストルを建立したが、ローマ教皇パスカリス2世の同修道院のための保護特許状は、Friedrich, Otto, の他に Berengar von Sulzbach, そして Diepold III (R-D家系) の母でグレゴリウス派の Berthold von Zähringen の娘であり、自身も改革理念の推進者であった Liutgard をその建立者として挙げている。さらにカストルの改革は Liutgard の兄弟で、当時の改革派司教の中心人物であるコンスタンツ司教ゲプハルトの指導下に行なわれた³⁸⁾。このように1104年にハインリヒ4世に蜂起した貴族は、いずれもバイエルン北部に完結性の高い強力なヘルシャ

フトを形成し、改革修道院カストルを中心に密接に結合した改革派グループをなしていたことが注目される。バイエルン大公権からの自立性の高いノルトガウにおけるかれらの領域的なヘルシャフト形成と改革修道院の結合、そして国王に対する蜂起は、ヤコブス、ヴァインフルターが述べるような家門意識と改革理念の内面における結合を示しているように思われるが、こうした意識が何故 11 世紀末から急速に強められたのかについては、なお多面的な考察を要するであろう。

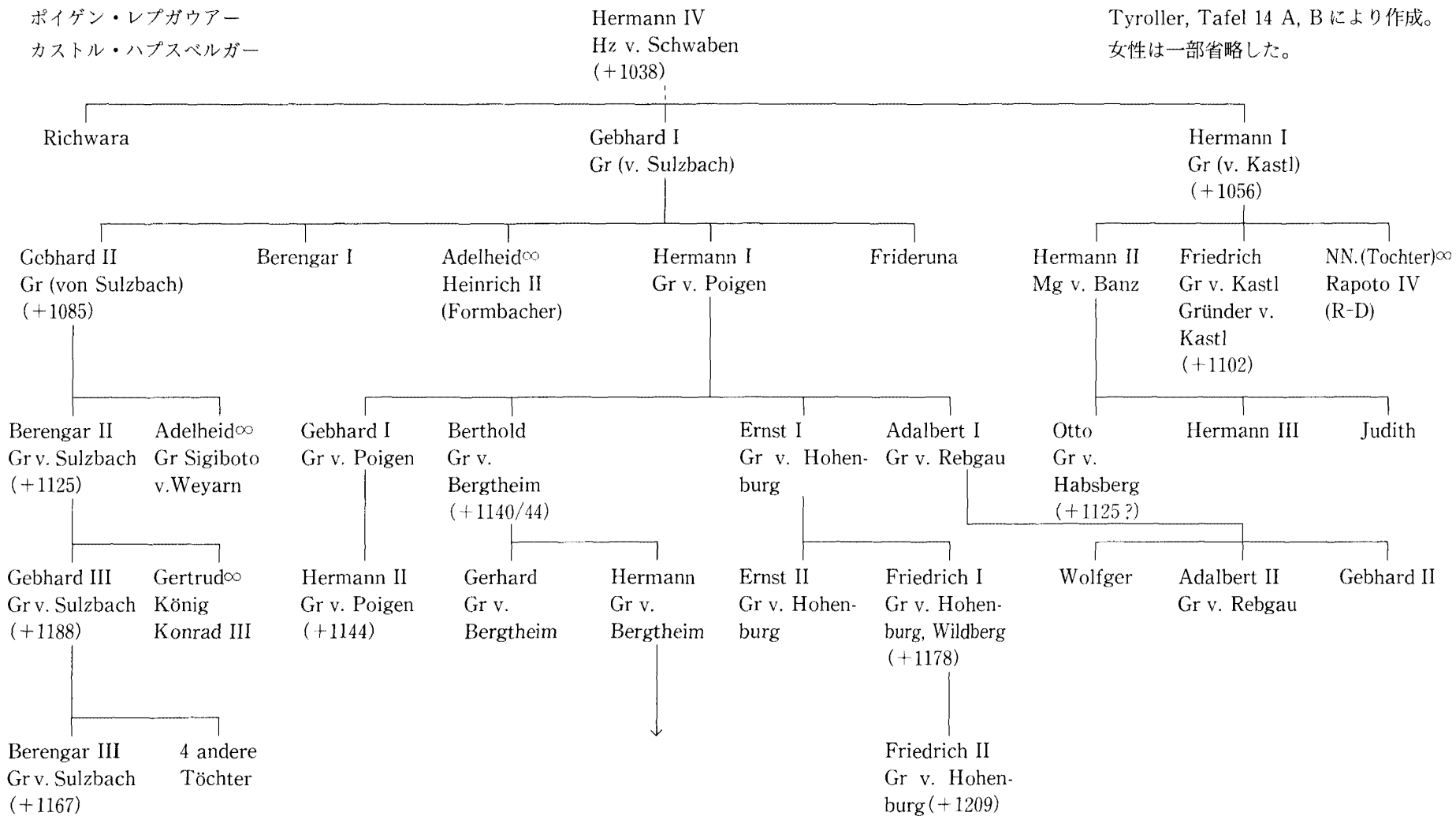
これらバイエルンに活動基盤を集中していった家系とは対照的に、ズルツバッハーの祖先である 11 世紀後半の Gebhard の息子たちから分化した家系のうち、Hermann から始まり、歴史家がポイゲン・レプガウアーと総称する家系群はオストマルクとの関わりを深めていった。この家系の祖たる Hermann はバーベンベルガーより妻を迎え、それによって既に 11 世紀末に Waldviertel 北東部の Horn 盆地に Poigen を中心とする所領を得たようである。1085 年、すでに Hermann はゲットヴァイク修道院への寄進者として comes de Puigin (Poigen) と表記され、その息子 Gebhard は 12 世紀前半、レオポルト 3 世の証書に屢々 comes de Poigen を名乗って現われる³⁹⁾。このヘルシャフトはその豊かさの故に後に Poigreich と呼ばれた。また Hermann の息子たちから生じた comes de Rebgau を名乗る家系は、上オーストリアの西南部の Rebgau を中心にヘルシャフトを形成した⁴⁰⁾。同様に Hermann の息子から始まる comes de Hohenburg (バイエルン北部?)、Wildberg (Poigen 付近) と称した家系は、ゲットヴァイク修道院のフォークトでもあった Friedrich と、同名の息子が 1170 年代以後 1210 年ころの断絶まで頻繁にバーベンベルガーの証書に現われる⁴¹⁾。ズルツバッハーの子孫であることから Hermann の出発点もバイエルン北部に在ったと思われるが、Hermann は 11 世紀にバーベンベルガーと結びついてオストマルクに進出し、その子孫から生じた 3 家系は何れも殆ど各々上記の拠点名のみを付して名乗っており、やはりオストマルクに存在基盤と活動を集中していったことは明らかである。

系図 V

ズルツバッハー
 ポイゲン・レプガウアー
 カストル・ハプスベルガー

注記

Tyroller, Tafel 14 A, B により作成。
 女性は一部省略した。



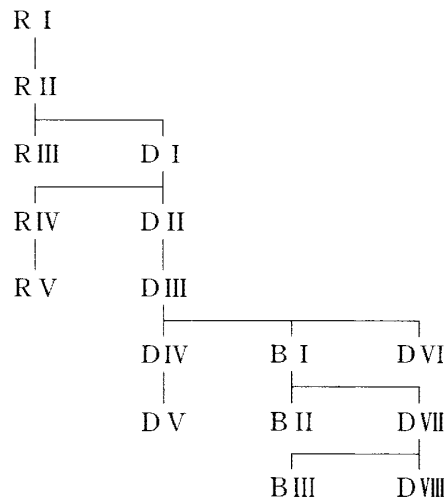
(4) ラポトーン・ディーポルディングー (R-D)

R-D について II, III 章では、叙任権闘争期までにオストマルク東部境域に豊かな所領を形成したこと、バイエルンでは北部のノルトガウ (Cham, Nabburg), Vohburg にヘルシャフトを形成したこと、辺境伯レオポルト 2 世がグレゴリウス派に転じたため、オストマルクの所領への影響力を弱め、そのミニステリアーレンも次第にバーベンベルガーに吸収されていったことを明らかにした。ここでは以後の R-D の権力基盤と活動について簡単にふれておきたい。

叙任権闘争以後、R-D がバイエルン北部の所領に支配基盤を集中していったことは容易に確認できる。1078 年に Mellrichstadt の戦いで没した Diepold II の息子で、国王ハインリヒ 4 世に対するノルトガウの貴族の蜂起を指導した Diepold III は、1110 年代から 1140 年代末の死まで de Nabburg, Cham, Vohburg を付され、その子孫たちは専ら Vohburg を名乗ったように、R-D はジグハルディングーと異なりオストマルクの地名を付して名乗ることはなかった。II 章で言及した国王ハインリヒ 3 世のハンガリー・マルク設置期以来の、ヴィーンの東南部、フィッシャ・ライタ河間の所領については、Diepold II が既にパッサウ司教アルトマンを通じて Hainburg およびその他のこの地域の十分の一税の半分をゲットヴァイク修道院に寄進し、前述の Diepold III も 1108/21 年に Petronell の教区教会や支聖堂を同修道院に寄進している⁴²⁾。また Diepold III は 1122/27 年に父の寄進を確認したが、その際寄進対象集落のフォークタイの保留を条件としており、この地域における R-D の権限はなお完全には放棄されていない⁴³⁾。しかし以後 R-D のオストマルクにおける活動が殆ど確認されず、バーベンベルガーの証書にもごく稀にしか登場しないことから、12 世紀半ばころにはその活動は Cham, Nabburg 地域におけるヘルシャフトに集中されたと考えてよい⁴⁴⁾。R-D の勢力の頂点をなす Diepold III はその即位を支えた国王ハインリヒ 5 世との密接な関係に支えられ (娘 Adela は後の皇帝フリードリヒ 1 世の最初の妃となる)、Cham, Nabburg という帝国レーエンを基盤とした独自のテリトリウム形成を目指

したが、その北部の Egerland の支配の目論みは彼の死後シュタウファー王権の帝国領国政策によって頓挫した。そして 1204 年には Cham, Vohburg はバイエルン大公家ヴィッテルスバッハーの手に移り、かくて新たなランデスヘルと王権の間で R-D は生存の道を摸索するのだが、この問題は本稿の射程を越えている⁴⁵⁾。

さて R-D の「自己理解」を探る手掛かりは、やはりその人名表記しかない。ティロラーの系図に従ってその特徴的個人名 Rapoto, Diepold, Berthold の継承を図式化すれば次のようになる。(R=Rapoto, D=Diepold, B=Berthold. 以下はこの三つの名を持つ人物のみを系図に記したもの)



R-D では当初長男が R を名乗るのが通例であり、それ自体父系血統意識を表現するものである。R II の長男 R III には息子がなかったので、母方の祖父の名を与えられていた次男 D I が自身の長男に R を名乗らせたが (R IV)、その直系は R V で男系を絶やした。しかしこの時期には D I の直系子孫ではやはり長男が D の名を継承するのが慣行となっており、この点で既に R の系統とは別の血統 (家系) 意識を育んでいたといえよう。それゆえ D III は R V の遺領 Cham を相続したにもかかわらず、その直系子孫はもはや R の名を継承せず、D を名乗り続けた。D III が長男および末子 (第 3 の妻との間の息子) に D と名づけたのは、孫 D V が未婚のまま没したからであろうか。結局 D VI も未婚のまま没し、B I のみが子孫を残すのだが、以後 3 代の長男は B と称したように、この系統にも独自の家系意識が生まれつつあ

ったとも考えられる。但し B II, III の弟が何れも D と称しているように、B I ~ III の系統においても D I-V の家系との連続（乃至は接続）が意識されていたのであろう。

このように個人名から読み取れる家系意識には連続と新生の両面が認識できるのだが、個人名の継承自体は叙任権闘争期以後の特色ではなく、バイエルの貴族においてもカロリング末期にはみられた。やはり家門意識と呼びうる強固な父系的家系意識が地域集中的な権力基盤及びその拠点（或いは象徴）であるブルクの継承と関わるものであるとすれば、R-D の場合それは叙任権闘争以後の 12 世紀における Cham と Vohburg を中心としたテリトリウム形成にともなうものである。そして最終的に Vohburg が家名のごとく用いられるようになるのは 12 世紀半ば以後であり、それは R-D のオーストリアの所領が意味を失い、バイエルン貴族たる性格を強めた時期でもある。また、かかる権力基盤の変化が他方では R-D に、急成長を遂げつつあるヴィッテルスバッハーのバイエルン大公権の影響力を被り易くしたとも考えられるのだが、これはなお憶測の域を出ない⁴⁶⁾。

(5) プライン・ハルデッガー

1260 年まで存続し、かつてのベーメン・マルク地域に Grafschaft Hardegge と称されるヘルシャフトを形成したプライン・ハルデッガー Plain-Hardegger については、ティロラーはその祖先を 10 世紀初のケルンテンの伯 Wilhelm まで遡らせているが、史料的に辿れるのは 12 世紀初に現われる Werigand 以降である⁴⁷⁾。しかし 1108 年にこの Werigand が既に comes de Blain (Plain) と記されたように、おそらく同家は 11 世紀のうちにザルツブルク市西部、ザルツブルクガウの Plain にブルクを築いていたと考えられる。それゆえ Werigand がザルツブルク大司教の周辺に登場するのは理解できるが、同時にこの人物は 1110 年ころから、辺境伯レオポルト 3 世の周辺にも現われる⁴⁸⁾。その息子 Liutold I はレオポルト 3 世の娘 Uta と再婚し、レオポルト 3 世以後の辺境伯・大公の証書には頻繁に他の有力貴族とともに登

場しているように、バーベンベルガーとオストマルクへの結びつきを一層強めた⁴⁹⁾。他方で Liutold はザルツブルクの聖ペーター、バイエルンのフラウエンキームゼー両修道院のフォークトでもあり、バイエルン大公やザルツブルク大司教関係の証書にも度々見出だされるなど、オストマルク外における活動もなおかなり重要であったとの印象を与える⁵⁰⁾。

しかしさしあたりプライナーと呼ぶべきこの家系が12世紀前半にオストマルク北東部の旧ペーメン・マルク地域に、II章で言及したハデリッヘなどの貴族の遺領を継承しつつ自身のミニステリアーレンを投入して所領を形成、拡大していったことは疑いえない。プライナーがこの地域の西端に、後に都市へと成長するブルク Hardegg を設けたのもこのころであろう⁵¹⁾。にもかかわらず Hardegg が人名表記に付されるのはようやく、祖父の名を与えられた Liutold I の息子 Luitpold (Leopold) が、オーストリア大公レオポルト5世の証書に兄弟 Heinrich とともに証人として Liupaldus comes de hardek et frater eius comes Henricus de plagen と記された1187/88年のことである。これは既に de Plain が家名として定着しつつあったことによるものであろう⁵²⁾。Liutpold はまた妻の出身家である上述のジグハルディンガーの Burghausen 系が1168年に絶えた後、その遺領のオーストリアの部分をも相続し、やはりバーベンベルガーの証書には頻繁に登場する⁵³⁾。このようにプライン・ハルデッガーは12世紀のうちにはオーストリアに拠点を形成し、さらにその所領を著しく拡大したが、この成果は彼らのバーベンベルガーとの結合に負うところが大きかった。プライン・ハルデッガーは既に考察してきた貴族たちとともに集団として辺境伯・大公の政治的・法的行為を支えており、この意味では12世紀半ばころには既に人的・政治的団体としてのラント・オーストリアを構成する貴族であったといつてよい。こうしたオーストリアとの関わりの強化は当然ながら、オーストリアにおける拠点ブルク Hardegg の重要性を背景としている。しかし同時にザルツブルクの Plain の活動拠点としての重要性も失われることなく、兄弟 Liutpold, Heinrich から生じた2家系の殆どすべての構成員がこの二つのブルク名を

名乗り続けた。従って二つの家系は全体として共通の家門意識を持ったと推測され、この家門のプライン・ハルデッガーとの表記はこうした意識及びその権力基盤と活動の実態に相応しいものである⁵⁴⁾。

(6) ラープサー／アリポーネン／ファルケンシュタイナー／グリースバッハ・ヴァクセンベルガー

以上の事例はバイエルン、ザルツブルク等に元来の権力基盤を維持しつつ、オストマルクとの関わりを深めていった貴族、或いは少なくとも一時期に関わりの深かった貴族に関するものであるが、多少ともこうした性格が確認できるその他の貴族を挙げておこう。オーストリア北西部、Waldviertel のベーメンとの境域にブルク Raabs を中心とするヘルシャフト⁵⁵⁾を形成した家系、ラープサー Raabser の出自については諸説あるが、決め手を欠く⁵⁶⁾。確実なのは Gottfried が 1100 年ころブルク Raabs の所有者として、そして 1105 年にはニュルンベルクのブルクグラーフとして現われて以後、その息子 Gottfried II は Burggraf von Nürnberg と称し、Gottfried II の兄弟 Konrad I とその同名の息子 (Konrad II) は、Nürnberg, Raabs の何れをも付して名乗った。とくに Konrad II は 1171 ~ 92 年に頻繁に (comes) de Raabs としてオーストリア大公の証書やゲットヴァイク修道院の寄進証書に登場することから、ラープサーのオーストリアにおける活動と Raabs の重要性はこの時期に高まり、この限りでラントへの帰属が明確になったと考えられるが、同時に Konrad は終生 Nürnberg のブルクグラーフでもあった。そしてこの帝国の顕職は国王との直接的関係を保証するものであったことから、おそらくラープサーの「自己理解」において少なからぬ重要性を持っていたと考えられるのである⁵⁷⁾。

かつてバイエルン東部からオストマルク東部境域、シュタイアマルク、ケルンテンに所領を有したカロリング末期に遡る貴族アリポーネンについては既に II 章でふれ、前稿でも明らかにしたように、男系が絶える 1104 年まで権力基盤の地域的集中や、特定の拠点名を名乗ることはなかった。また

Aribo などいくつかの特徴的個人名の継承以外にこの家系の血統意識を示すものはなく、エーベルスベルガーと同様、存在形態と意識において、古いカロリング的貴族から中世盛期の貴族家門への転換を明確にせぬまま絶えた家系であったといえよう⁵⁸⁾。

いわゆるファルケンシュタイナー Falkensteiner については前稿でも考察したように、本章で考察した伯家系に比して弱小でありながら、バイエルンの Falkenstein, Neuburg などの古い家産に加えて、オーストリアではやはりザリア王権の下でハンガリー人に対するマルクの防衛に加わって獲得したと思われる、ヴィーン南部の Hernstein を中心とするヘルシャフトを有し、13世紀までこれを維持した⁵⁹⁾。また Codex Falkensteinensis という、同時代には類例のない家系と家産に関する記録を遺した同家の家門意識の特色については前稿で論じたとおりである。ファルケンシュタイナーの家門意識は単一家名と結合せず、彼らは両地域の複数のブルク名を付して記された。しかしオーストリアにおけるその活動の記録は乏しく、とくにバーベンベルガーの証書には稀にしか登場しない⁶⁰⁾。ここで特筆すべきは同家の Siboto II (von Weyarn) が屢々 Berengar von Sulzbach の封臣として登場し、1110/1111年には Berengar とともに国王ハインリヒ5世に随行してローマに赴いたこと、さらにズルツバッハーの改革修道院バウムブルクのフォークトとなり、またブルク Weyarn に律修参事会教会を設け、後に自身この参事会に入ったことである。前掲のズルツバッハーの改革グループの広がり注目すべきである⁶¹⁾。

本節の最後に、comes のタイトルを帯びず、所領の規模と分布において上掲の有力(伯)家系に劣るものの、やはりオーストリアとバイエルンの両地域に拠点ブルクを維持した家系グリースバッハ・ヴァクセンベルガー Griesbach-Waxenberger を挙げておこう。この家系は nobilis homo と表記されるのみで、comes を付されることはなく、またズルツバッハーの封臣と記されたこともあり、証人リストにおいても伯家系より下位に位置づけられている。この家系の人物は11世紀末～12世紀初に活動した Adalbero 以

来バイエルン東部，パッサウ南東の拠点ブルク名 Griesbach を付して記され，パッサウ司教座やレーゲンスブルクなどバイエルン各地における活動を確認しうるが，他方で Adalbero 以下，Walchun, Wernher の3代に亘ってヴィーン，ガルス，マウテルンなどオーストリア各地における活動をも，しかもバーベンベルガーの辺境伯，大公とともに，あるいはバーベンベルガー自身の証書において確認できる⁶²⁾。このことはグリースバッハーが早くからオストマルクに所領を有したことを推測させるが，1170年ころ Wernher が上オーストリアのリンツ北部のヘルシャフト Waxenberg を断絶した妻の家系より相続した後は，息子 Walchun II と Kolo は de Waxenberg をも名乗り，一層オーストリアおよびバーベンベルガーとの結びつきを強めた。にもかかわらずこの家系には1221年に男系が絶えるまで，de Griesbach との呼称の方が通例であった⁶³⁾。

(7) 中小貴族（エーデルフライエ）家系の動向

以上に考察してきた貴族は，11世紀にはバーベンベルガーに匹敵する存在であったフォルムバッハーをはじめとして，バイエルン（ザルツブルクを含む）に元来の拠点的所領を持ち，またハデリッヘ，グリースバッハ・ヴァクセンベルガーなどを除けば，その殆どの構成員が comes とのタイトルをもなった古い上級貴族 Dynastenedel である。これらの貴族はオストマルク（オーストリア）に所領を得，緊張を孕んだ相互関係の中で12世紀にはバーベンベルガーとの関わり（親族関係・政治的，軍事的協働）を強めていった。またその過程においては，さらなるいくつかの家系への分化と，各々の家系における権力基盤の一定の地域的集中，拠点地名の家名化など，シュミットのいう貴族家門の外観的特徴がみられたが，しかしこれらの家系の大半はなお故地バイエルンにおける所領を維持し，その活動もオーストリア外に及んだ。

ところで11，2世紀にオーストリアに所領を有した貴族がすべてこうした特徴を帯びていたのではない。1200年のバーベンベルガーの1証書の証人リストは，これら広域的な権力基盤を持ち，comes のタイトルを帯びた上

級貴族を de ordine comitum とし、これと区別して de ordine liberorum = 自由人 (エーデルフライエ) のグループを設けている⁶⁴⁾。勿論両者の区別は常に明確とは言い難い。前掲のグリースバッハ・ヴァクセンベルガーのごとく、有力なエーデルフライエ家系は伯家系との実態的な差異はさほど大きくはなく、後に comes と称することもあった。しかしフロールシュッツが本稿 II 章で論じたエーベルスベルガーのバイエルンにおける封臣層について明らかにしたところによれば、その上層は伯家系に近い所領を有したが、中核をなす平均的なエーデルフライエ家系の所領の規模と分布は有力伯家系のそれに比して遙かに限定されたものであり、在地領主・在地貴族たる性格をより明確に示した⁶⁵⁾。

このような中小貴族としてのエーデルフライエはオストマルクにおいて 11 世紀から盛んに開墾・植民を行ない、財力に富む家系は修道院建設をも企てた。彼らの一部は通婚によって有力伯家系と結びつき、またその封臣となる事例もあったが、しかしハデリッへのごとく、その一部が王領下賜に由来する自有地 Eigen や教会フォークタイを基盤として、自立的な存在基盤 = ヘルシャフトをも形成した⁶⁶⁾。この点で彼らは伯家系と同様、決して最初からバーベンベルガーの封臣団であったのではなく、辺境伯・大公との関係は 11、2 世紀の軍事行動や (裁判) 集会への参加など、辺境伯・大公の指導下の共同行為を通じて漸次的に形成されたのである。但し有力伯家系と異なるのは、かかるエーデルフライエがほぼオーストリア (後の大公領) に限定された存在基盤のみを持ち、少なくとも 12 世紀には在地領主・在地貴族たる性格を示した点においてである。

レーゲンスブルク司教座聖堂のフォークタイを通じてトライゼン河下流からヴィーンの西部にヘルシャフトを形成したレンゲンバッハー Lengenbacher は、こうした貴族層の中の有力家系であり、ブルク Lengbach と Rehberg (或いは上オーストリアの Rechberg) を拠点とし、レオポルト 3 世以後のバーベンベルガーの証書に頻出する⁶⁷⁾。レンゲンバッハーと親族関係にあったトライゼナー Traisener も、ザルツブルク大司教領のフォークタイを基盤

としてトライゼン下流からその西部にかけてヘルシャフトを形成した⁶⁸⁾。

同じように有力なエーデルフライエ家系であるペルガー Perger は、メルク修道院のフォークトであり、上オーストリア東部の Perg を中心に比較的大きなヘルシャフトを形成し、オーストリア北部にも所領を有した。伯家系フォルムバッハー、ズルツバッハーとも親族関係にあるペルガーはアルトマンの時代にパッサウ司教の私有修道院、聖ペルテンのフォークタイを、さらに聖フロリアン修道院のそれをも獲得し、改革派との結びつきを想わせる。レヒナーによれば同家は辺境伯レオポルト 3 世の最初の妻の出身家であり、レオポルト 3 世の義兄弟である同家の Rudolf は、レオポルトの建立したクロスターノイブルク修道院の初代フォークトでもあった⁶⁹⁾。同様な家系としてさらに 1100 年ころペルガーから分家し、同じく上オーストリアのドナウ以北に広大な開墾ヘルシャフトを形成したマッハレンダー Machländer をも挙げておこう。マッハレンダーはエアラクロスター、ヴァルトハウゼンそして拠点ブルク Machland 近傍のシトー派修道院バウムガルテンベルクの 3 修道院を建立した。両家系の拠点ブルクの位置する Machland 地域は 11 世紀にはオストマルクに属しており、この家系の人びとは何れもレオポルト 3 世時代からバーベンベルガーの証書に頻出し、その活動範囲はほぼオーストリアにとどまった。それゆえ 12 世紀には彼らを「オーストリア貴族」と呼ぶことは可能であろう。両家系においては 12 世紀前半に拠点ブルクの家名としての定着、権力基盤の地域的集中、私有修道院建設など貴族家門の外的徴票をみることができるのである⁷⁰⁾。

かつてのベーメン・マルク地域では、この新マルクの解体によって多くのエーデルフライエ層のヘルシャフトが成立した。II 章で言及したハデリッヘ (シュヴァルツェンブルガー) が 12 世紀前半に断絶した後、そのベーメン・マルクの所領を継承したのはバーベンベルガーや既述のプライン・ハルデッガーの他、Chadolt の名を特徴とする Chadolden, Feldsberg-Seefelder などであった⁷¹⁾。この他ヴィーン南部やカンブ河中流から Waldviertel の開墾地域にも、多くのエーデルフライエのヘルシャフトが成立した⁷²⁾。

さて中・下級貴族であるエーデルフライエ家系については、その出自や系譜、親族関係の把握は多くの場合困難であるが、さらに12世紀には彼らとミニステリアーレンの実態的相違が曖昧になり、加えて少なからぬエーデルフライエ家族がバーベンベルガーのミニステリアーレンとなった。カロリング期以来の古い定住地域である St. Pölten 周辺、トライゼン下流からドゥンケルシュタイナーヴァルト地域には、早くから多くの小エーデルフライエ家系が教会所領のフォークタイを手段として所領を形成した。フォルムバッハーの W-R 系の封臣であった Zagginger は12世紀前半には *nobiles* と表記されたが、13世紀初には既にバーベンベルガーのミニステリアーレンに属した。Inzersdorfer も同様である。これに対し同じ地域の Kuffern, Walpersdorfer, Murstettner などはエーデルフライエとしての身分を維持した⁷³⁾。また13世紀以後有力ミニステリアーレンとして活躍する Liechtensteiner は当初ジグハルディングー (Peilstein 系) の自由封臣であった⁷⁴⁾。中世盛期にはミニステリアーレンであった Perchtoldsdorfer, Pottendorfer, Mistelbacher も元来はこれらの家名に結びつくオーストリア東部の小ヘルシャフトを有するエーデルフライエであった。Falkenberger はカンプ河下流のブルク Falkenberg を名乗り、1200年のバーベンベルガーの証書ではなお自由人身分 (エーデルフライエ) *de ordine liberorum* と括られた証人グループに属したが、まもなく有力ミニステリアーレン家クエンリンガーから妻を迎え、子孫はミニステリアーレン化する⁷⁵⁾。

こうした中・下級貴族についてこれ以上の列挙は不要であろう。彼らの祖先のオーストリア (オストマルク) における所領獲得と定住の事情、家系・親族・家門意識、さらに叙任権闘争期の立場などを明らかにすることは上級貴族=伯家系に比べて難しい。しかし彼らが史料に登場する12世紀前半のうちには何れもそのヘルシャフトの中心地 (多くの場合単一のブルク) 名を付して表記され、所領基盤の地域的集中、もしくは限定をとめない、従って在地領主たる性格を強めていた。それだけにまた彼らは、権力基盤を広く分散させた有力家系に比してバーベンベルガーの影響を受け易かった。しかし逆に彼ら

自身もまたこうした在地的性格の故に、オーストリアという限定された地域内の「平和と秩序」に一層強い関心を持ち、この意味でもバーベンベルガーとの関係がより緊密であったというべきだろう⁷⁶⁾。注目すべきはエーデルフライエ層の不安定さである。フロールシュッツによれば、II章で考察したバイエルン中部におけるエーベルスベルガー（乃至はエーベルスベルク修道院）の自由な封臣（中小エーデルフライエ）であったの110家系のうち、上級貴族（伯）家系に上昇した数例の除けば、エーベルスベルガーの断絶後はその封主＝修道院の積極的推進策もあり、12世紀半ばまでに約半数がミニステリアーレン化した。なお自由身分を維持したのは9家系のみであり、他は消滅（断絶・不明）したという⁷⁷⁾。殆ど伯からのレーエンのみを基盤としたこれらの封臣の場合と異なり、開墾等により自有地 *freies Eigen* として所領＝ヘルシャフトを形成しえたオーストリアにおいては、所領の細分化や競合・有力貴族の圧迫等によるエーデルフライエの存在の危機はバイエルンほど大きくはなかったであろう。しかし現実には伯家系と同様、12世紀後半から13世紀前半のうちに多くのエーデルフライエ家系が断絶し、またミニステリアーレン層の台頭にともなってその身分的メリットが認識されると、残存エーデルフライエ家系の少なからぬ部分はミニステリアーレン化の道を選択した。つまり彼らは中世盛期以後のラントにおいて独自の安定した身分を形成することはできず、13世紀にはミニステリアーレンを主体とするラント貴族身分＝ラントヘレンが成立するのである。

(8) 小 括

本章はオストマルクに関わりの深い貴族を、①伯家系貴族、②有力エーデルフライエ家系、③中・小エーデルフライエ家系にグループ化して個別的に考察し、場合によっては12世紀後半以後の各家系の歴史をも展望しつつ12世紀半ばまでの動向を明らかにした。個々のグループの特色をここで繰り返して詳論することは控えるが、さしあたり確認すべきは①、②の権力基盤と活動の「地域化」、そして「家門化」の傾向はようやく12世紀前半のうちに

現われ、同時にバーベンベルガーの辺境伯との関わりの強化も認識されること、しかし他方で、とりわけ①の大半は断絶に至るまで完全な「地域化」＝在地貴族化はなかったこと、これに対し③はその初期の実態は把握困難ではあるが、早期に地域化したと考えられることである。従って①の事例からすれば、「家門意識」とは必ずしも単一の「家名を与える拠点ブルク」の確立と不可分の関係ではなかった。また本章で度々示した「家系の分化(分家)」はそれ自体では「父系家門の形成」を導くものではないが、それが分化した家系ごとに1～2の拠点を中心とする「地域化」傾向を促したという事実をふまえるなら、やはり「家門化」との相互関係において考えねばならないだろう。

次に問題となるのは、こうした傾向を示す①②③がそれぞれどのようにラント形成に関わっていったのか、である。次章ではこの点を辺境伯の主催する「集会」参加者を手掛かりに考えてみよう。

注

- 1) 以下の事実については *HbBG*, S. 331-332; *JbH IV*-5, S. 193-198.
- 2) レオポルトの息子であるオットー・フォン・フライジングによれば、ハインリヒ 5 世は寡婦となっていた姉妹の Agnes との結婚を認めることにより、レオポルトを味方につけたという。Otto von Freising, *Chronica sive Historia de duabus civitatibus VII-9: Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters* 16, 1974, S. 514, 516.
- 3) Weinfurter, S., *Reformidee und Königtum im spätsalischen Reich. Überlegungen zu einer Neubewertung Kaiser Heinrichs V.*: Ders. (hg.), *Reformidee und Reformpolitik im spätsalisch-frühstaufischen Reich*, 1992, S. 3-11, 15-32.
- 4) フォルムバッハーの系譜と個人のデータについては Tyroller, S. 134-147.
- 5) *UBOE I*, S. 779.
- 6) *MG SS* 24, S. 76-78. このテキストは *MG* 以前に *UBOE I* の CTF の末尾 (S. 778-779.) と *Monumenta Boica IV*, S. 9 にも収録されている。ヴァッテンバッハは 15 世紀の写本を基に、両刊本を比較しつつ校訂した。本稿ではこの *MG* 版を用いている。
- 7) CTF, Nr. 4, 5, 6, 16, 17, 25, 32, 59, 76.
- 8) *UBOE I*, S. 625-627. 建立文書は 1094～1108 年に記されたものと考えてよい。
- 9) *FRA II*-69, Nr. 167/168, 188; Heuwieser, M. (hg.), *Die Tradition des Hochstiftes Passau*, 1930, S. 97, Nr. 120. なお証人リストに Ekkebertus comes de Formbahc が現われている辺境伯エルンストによるメルク修道院への寄進証書は次章で述べるように 12 世紀半ばの贋作である。*BUB I*, Nr. 1. また Ekbert I の兄弟 Heinrich を de Formbach としたパッサウ司教アルトマンの二つの証書も後世の偽造である。*UBOE II*, 94-95, Nr. 74. また *MBR*, S. 9, Nr. 12 及び *MB 3*, S. 245, Nr.

- 32 に収録された 1074 年の国王ハインリヒ 4 世のランスホーフェン修道院への寄進証書の証人として現われる Dietrich の兄弟, Gebhard は comes de Vorenbach とされたが, この証書は *MG DH IV* には収録されておらず, その真贋については判断を控えたい。
- 10) *UBOE I*, Nr. 482; Dungern, O., *Genealogisches Handbuch zur bairisch-österreichischen Geschichte*, 1931, S. 50.
 - 11) Tyroller, S. 144-145; Hauthaler, W. (bearb.), *Salzburger Urkundenbuch* (以下 *SUB* と略記) I, ND 1987, Nr. 288.
 - 12) *UBOE I*, S. 626f, 780f. CTF, Nr. 56, 58, 60, 76. Pitten 地域は 11 世紀後半には「辺境伯オタカールのマルク」に属すと記されたが, フォルムバッハーのミニステリアーレンが多数定住し, またフォルムバッハーのバーベンベルガーとの結びつきの強化を通じて 12 世紀初にはバーベンベルガーの影響下に入ったと考えられる。しかしフォルムバッハーの断絶後は Ekbert II の義父であるシュタイアマルク辺境伯 Otakar II が Pitten を相続し, シュタイアマルクに編入されたが, 1192 年の Otakare の断絶後シュタイアマルクを相続したバーベンベルガーの手に移る。レヒナーの地図(本稿地図 I) ではこの地域のラント・(下) オーストリア所属は 13 世紀半ばのオトカール王時代になってからのこととされているが, ラント所属はこの地域で自身のヘルシャフトを形成していった, かつてのフォルムバッハーのミニステリアーレンの動向をふまえて考えねばならないだろう。
 - 13) *SUB I*, Nr. 288; *BUB I*, Nr. 15, 23; *BUB IV*, Nr. 618. なおフォルムバッハーのうち Ekbert II, III 以外にバーベンベルガーの証書に登場するは V 系の Dietrich のみである。
 - 14) Tyroller, S. 146-148.
 - 15) CTF, Nr. 18, 35, 44, 51, 59, 62, 124.
 - 16) *BUB IV*, Nr. 616, 693, 697.
 - 17) *FRA II-69*, Nr. 188; *BUB IV*, Nr. 616, 674. 次章本文中に示した証人リスト⑤⑨⑩⑬⑭をも参照。
 - 18) *FRA II-69*, Nr. 84.
 - 19) *UBOE I*, S. 782. „Tradidit etiam comes Dietricus oppidum sive munitionem, quam in prenominate loco, id est fornbach habuit et quicquit ibidem habuerat...“
 - 20) 1083 年のパッサウ司教アルトマンのゲットヴァイクにおけるマリア聖堂建立文書 *Stiftungsbrief* には, 同司教がフォークトである comes Odalricus de Ratilenberge (Ulrich von Ratelnberg), comes Hermann (Ulrich の兄弟) の面前で教区等一連の寄進を行なったとある。*FRA II-8*, S. 249-250.
 - 21) CTF, Nr. 2, 9, 18. なお Hermann は母方のオジ, ヒルデスハイム司教ウードよりヒルデスハイム付近の Winzenburg 伯領を授封され, また婚姻を通じて Weimarer-Orlamünde 家のザクセン・テューリンゲンの所領をも相続した。その息子たちのうち Hermann II は辺境伯レオポルト 3 世の娘 Elisabeth を妻としたが, Grafen von Asle と称した兄弟 Heinrich とともにザクセンに活動の場を移し, 1122 年の Hermann の死後はもはやマルクとの関わりを持たなかった。Winzenburger は Landgraf von Thüringen として後に帝国諸侯身分に上昇する。
 - 22) CTF, Nr. 2, 4, 9, 18, 59, 62, 124.
 - 23) Tyroller, S. 145.
 - 24) 拙稿「ドイツ中世貴族史研究の一課題」, 89-90 頁。
 - 25) ジグハルディンガーの系譜と個人のデータについては, Tyroller, S. 89-107.
 - 26) Burghausen は元来王領で, 11 世紀後半にジグハルディンガーの手に移った。*Handbuch der historischen Stätten Deutschlands VII*, Bayern, S. 115. なお 12 世紀前半に Burghausen 系と Schala 系に再度分化した後, 前者は 1168 年に断絶し, その遺領は姻戚関係にあった後述のプライン・ハルデッガーへ, また後者は 1191/92 年に断絶し, その遺領は Peilstein 系の Friedrich V が相続した。
 - 27) Fichtenau, H., *Von der Mark zum Herzogtum*, 1965, S. 15; vgl Tyroller, S. 98.
 - 28) Tyroller, S. 97-98; *BUB I*, Nr. 4, 6; *FRA II-69*, Nr. 330; *FRA II-31*, 1870, Nr. 97. 但し 1136 年

のクロスターノイブルクにおける辺境伯下の貴族集會に参加した Sighard, Gebhard 兄弟は一括して de Burghausen comites と記されている。BUB IV, Nr. 697.

- 29) Tyroller, S. 97-98, 104.
- 30) BUB IV, Nr. 697. Tyroller, S. 96 はこの交換を 1118 年とし, MBR, S. 15, Nr. 21 は 1122 年ころ, FRA II-31, S. 95-96, Nr. 97. は 1130 年ころ, MB 9, Monumenta Neocellensia, S. 531 では 1135 年ころとされている。証人中のシュタイアマルク辺境伯 Otakar の没年である 1122 年が下限であろう。なおこの交換後も Friedrich の Tengling などバイエルンの所領は失われず, P 系も厳密な意味でのオーストリアのラント貴族となったのではない。
- 31) 同様な事例として 1170 年ころ, Heinrich von Schala のフライジング司教に対する権利放棄の証書に Konrad von Peilstein が証人として登場する。FRA II-31, Nr. 115.
- 32) BUB I, Nr. 6, 7, 9; BUB IV, Nr. 640, 697.
- 33) Tyroller, S. 102; SUB I, S. 343, Nr. 178; UBOE I, S. 133f, Nr. 19, 20, S. 310, Nr. 67; UBOE II, S. 264, Nr. 176. 具体的にはこれらの場所において発給されたライヘルスベルク, アドモント, ガルステンなどバイエルン, シュタイアマルク, オーストリアの修道院, ザルツブルク大司教, パッサウ司教などの所領に関わる証書(発給者には国王も含まれる)に寄進主体, 証人として現われる。
- 34) B-S 系の最後の世代に属す 12 世紀後半の Heinrich III と同じように, これと同世代の P 系の Konrad II もその政治的, 法的行為の場がヴィーン, メルク, マウテルン, エンスなどオーストリアに集中していたことは明らかであるが, なお Burghausen, レーゲンスブルク, ライヘンハル, ニュルンベルク, ザルツブルクなどにおける活動も確認される。少なくとも B-S 系は断絶までバイエルン東部の所領を維持しており, 彼らは Welfen とバイエルン大公位を争ったバーベンベルガーのハインリヒ 2 世にとっては, ヴェルフェンのこの地域への進出を抑制する防壁たる意味を持っていた。Tyroller, 104-105. また Konrad の兄弟 Siegfried I からヘッセンの Kleeberg, Morle の伯と称する家系が新たに分化するが, 何れも 1218 年には断絶する。
- 35) ティロラーや B. ゴコプによれば, 11 世紀後半に現われるズルツバッハーの祖先 Gebhard は, 後述するポイゲン・レプガウアー及び, 同じくノルトガウの貴族カストル・ハプスベルガーの共通の祖先であり, さらにティロラーは後世の年代記より, シュヴァーベン大公であったバーベンベルガーの Hermann IV (1038 没) を Gebhard の父と推測するが, その根拠は決して充分ではない。Tyroller, S. 194-195, Tafel 14A, S. 196; Sokop, B., *Stammtafeln europäischer Herrscherhäuser*, 1989, S. 2, 4; vgl. *HbBG*, S. 419.
- 36) Bosl, *Markengründungen Kaiser Heinrichs III*, S. 436; Lechner, *Die Babenberger*, S. 80. これらの所領は 1188 年のズルツバッハーの断絶後はバーベンベルガーの手に移った。
- 37) *HbBG*, S. 478; Weinfurter, *Reformidee und Königtum im spätsalischen Reich*, S. 6, 11-13; Prinz, a. a. O., S., 78. 1142 年にベルヒテスガーデンは教皇直属となる。
- 38) Bosl, *Adel, Bistum, Kloster Bayerns im Investiturstreit*, S. 1133, 1139, 1143-44; Weinfurter, a. a. O., S. 12.
- 39) Mitscha-Märheim によれば Hermann はバーベンベルガーの辺境伯 Ernst I の娘を妻とすることによって Poigen を得たと推測されるが, Hermann 自身が Ernst の息子で, ズルツバッハーの娘と結婚することによってこの所領を得た可能性もあるという。Mitscha-Märheim, H., *Babenberger und Ebersberger und ihre Erben im und um das Poigreich: JbNö* 42, 1976, S. 230-232; Lechner, *Die Babenberger*, S. 162, Tyroller, S. 198-204; FRA II-69, Nr. 50. レオポルト 3 世関係の証書への登場については次章本文中の証人リスト④~⑧, ⑩⑭参照。
- 40) この家系はポイゲン家系となお密接な関係を持っていたようで, その構成員が de Poigen と記されることもあった。Tyroller, S. 201, 203. この家系の最後の世代に属す 12 世紀後半の Adalbert, Gebhard は St. Pölten 付近の所領に因んで稀に de Hohenegg, Stein とともに称した。Tyroller, 203.
- 41) BUB I, Nr. 42, 43, 77, 167, 170, 173. Poigen 系は 1156 年ころ, Rebgau 系は 1188/89 年ころ Hohenburg-Wildberg 系は 1210 年ころ断絶し, 遺領の大半はバーベンベルガーが掌握した。なお

Tyroller は Hermann の息子から生じた, comes de Bergtheim (フランケン) を名乗るいま一つの家系を記しているが, レヒナーはこの家系には言及していない。

- 42) *FRA* II-69, Nr. 4, 165.
- 43) *FRA* II-69, Nr. 145.
- 44) 以後 R-D とオーストリアの関わりを示す事実としては, 13 世紀初に Diepold VII が 2 度オーストリア大公レオポルト 6 世の証書に証人として登場するのみである。なお R-D のオーストリアの所領は, 寄進を受けたゲットヴァイク修道院など聖界領主の他, バーベンベルガーや, かつてのベーメン・マルクにヘルシャフトを形成しつつあったザルツブルク出身の貴族プライン・ハルデッガーが掌握していった。
- 45) Tyroller, S. 190-191.
- 46) 1204 年に Berthold II が息子なく没する際, Cham, Vohburg の所領を兄弟の D VII でなく妻の兄弟のバイエルン大公 Ludwig I に遺贈したのはやはりノルトガウ地方に進出しつつあったヴィッテルスバッハーの影響力, 圧力がそれだけ強かったことを示すものであろう。vgl. Bosl, *Die Markengründungen Kaiser Heinrichs III*, S. 408.
- 47) Tyroller, 119; Dungern, a. a. O, S. 68.
- 48) Tyroller, S. 121; *FRA* II-4, Nr. 86. レヒナーによれば, Werigand は既に後の同家のヘルシャフト(グラーフシャフト)ハルデッガーが形成される旧ベーメン・マルク地域に所領を持つハデリッヘ(シュヴァルツェンブルガー)と密接な関係にあった。このことは同家のこの地域への早い時期の進出を考えさせる。Lechner, *Die Gründung des Klosters Maria-Zell im Wiener Wald und die Besitzgeschichte seiner Stifterfamilie: JbNö* 26, 1936, S. 114-115.
- 49) バーベンベルガーに関わる証書への証人としての記名は *BUB* I, Nr. 6, 9, 15, 19, 23, 28; *FRA* II-4, Nr. 454; *FRA* II-3, S. 52-53.
- 50) *SUB* I, Nr. 195, 288, 319; *Monumenta Ranshofana, Codex Traditionum: MB* 3, S. 293, Nr. 156; Tyroller, S. 121. 1157 年には Liutold と Luitpold 父子はバイエルン大公ハインリヒ(獅子公)の証書の証人リストに名を連ねている。*Monumenta Ranshofana*, S. 322.
- 51) ヴェルティンは 1140/50 年ころに現われる Otto de Hardech をプライナーのミニステリアーレンと見なしている。またプライナーの Hardegg のミニステリアーレンとザルツブルクの Plain のそれらの名がかなり一致することから, プライナーはその故地からミニステリアーレンを新しい支配領域に投入したと考えられる。Weltin, *Böhmische Mark, Reichsgrafschaft Hardegg und die Gründung der Stadt Retz*, S. 17-20.
- 52) *UBOE* II, S. 409, Nr. 278. 同年のツヴェトル修道院への同大公の証書には Heinrich も de Hardekke と表記されている。*FRA* II-3, S. 69.
- 53) *BUB* I, Nr. 38, 58, 59, 62, 65, 71, 73, 74, 84, 86. なお 1218 年の Peilstein 系の断絶後はプライン・ハルデッガーがその遺領を大公より授封された。
- 54) Plain-Hardegger の家門意識は Liutold I 以下の世代において各々長子が Liutold (Liutpold) を名乗ったことにも表現されている。但し Liutpold の兄弟 Heinrich の家系の長子は Heinrich の義父であるバイエルン大公の名 Otto を継承した。このように両家系の意識には姻戚関係等から生じた一定の差異があることも事実である。なおシュトヴァッサーやレヒナーが強調する Grafschaft Hardegg の「帝国直属性」は 12 世紀には問題にならず, また何れにせよ本稿の設定した視点から人的・政治的共同体としてのラントの形成を考察する場合, 本質的な意味はない。
- 55) 13 世紀にはこのヘルシャフトは Grafschaft Raabs と呼ばれた。シュトヴァッサーは上述の Hardegg や一連のオーストリアのグラーフシャフトと並んでこの Grafschaft Raabs の帝国直属を重視し, かかる地域は中世後期においても一般にラントに属したが, その支配者はラントに属しなかったと述べる。しかしラントの人的団体たる性格の強い 12, 3 世紀においては, こうした領域の法的区別はさほど意味を持たない。Stowasser, H., *Das Land und der Herzog*, 1925, S. 53. なおレヒナーによれば, Raabs を含む Waldviertel 北部はマルクには属さず, 「帝国直属」のグラーフシャフト

トや自立的ヘルシャフトが存在したが、しかし辺境伯の軍事的高権の及ぶ Prinzipatsbezirk をなした。このマルクと Prinzipatsbezirk を加えた領域をレヒナーはラントと考える。そして 1156 年の Privilegium minus によるオストマルクの大公領への昇格の際に、こうしたグラーフシャフトやヘルシャフトもオーストリア大公領に吸収されたという。ヴェルティンはマルク及び Prinzipatsbezirk における辺境伯以外のグラーフシャフトの存在を否定し、レヒナーのいう Prinzipatsbezirk はマルク (=ラント) と同一であり、その範囲は辺境伯の裁判集会 Landtaiding に出席する貴族の領域によって規定されたと考え、1156 年の大公領昇格はなんら領域的拡大を伴わなかったとする。ここではオットー・フォン・フライジングが述べた、「新大公領に加えられた 3 グラーフシャフト」をめぐる論争に立ち入ることは控えるが、基本的にはブルナー説を批判的に継承するヴェルティン説を妥当なものと考えたい。前注 53) で述べたように、12 世紀前半までの生成期のラントを貴族の人的団体として考察する場合、マルクの領域や有力貴族のヘルシャフトの性格を法的次元で問題にすることには意味がないと考える。辺境伯の政治的、軍事的影響力の範囲は第一に、本稿 II, III 章で考察した実際の地域の防衛、平和、秩序をめぐる活動における国王、辺境伯と有力貴族の関係、そしてとりわけ次章で取り上げる (ラント) 集会の実態と機能から考えねばならないだろう。vgl. Lechner, *Die Babenberger*, S. 158-163, 356-359, Anm. 13; Ders., *Die Bildung des Territoriums und die Durchsetzung der Territorialhoheit im Raum des östlichen Österreich*: Patze, H. (hg.), *Der deutsche Territorialstaat im 14. Jh.* II, Vorträge und Forschungen 14, 1971, S. 389-394; Weltin, *Die „tres comitatus“ Ottos von Freising und ihre Grafschaften der Mark Österreich*: *MIÖG* 84, 1976, S. 46-47. なおヴェルティンのラント概念が動態的な貴族史研究の視点を欠いていることは本稿 III 章で述べたとおりである。

- 56) ティロラーは先に考察した R-D に属し、1070 年代に現われる Ulrich von Gosham をその祖先とし、レヒナーはニーダーロートリンゲン出自、バーベンベルガーやフォルムバッハーとの密な親族関係など多様な可能性を検討しているが、何れも決め手はない。Tyroller, S. 186; Lechner, *Besiedlungs- und Herrschaftsgeschichte Waldviertels*: Stepan, E. (hg.), *Das Waldviertel* VII/2, 1937, S. 58.
- 57) *BUB* I, Nr. 43, 48, 58; *FRA* II-69, Nr. 358. 1192 年に Konrad II の死によりラープサーの男系が絶えた後、娘 Sophie は夫 Friedrich von Zollern に Nürnberg のブルクグラーフ職と Raabs のヘルシャフトの一部を、いま一人の娘 Agnes は夫 Graf Gebhard von Hirschberg に Raabs と広大な周辺所領 (Heidenreichstein, Litschau) をもたらした。後にこれらのオーストリア所領はバーベンベルガーの大公レオポルト 6 世が買収・掌握する。
- 58) 拙稿「ドイツ中世貴族史研究の一課題」、88-89 頁
- 59) 同、90-91 頁。Weltin, *Die Gedichte des sogenannten „Seifried Helbling“*, S. 390.
- 60) *BUB* IV, Nr. 621 (1120/41 年 Wolfker von Falkenstein), Nr. 867 (1182/94 年, Siboto von Hernstein) *BUB* I, Nr. 68, (1187, Siboto von Hernstein).
- 61) *MB* 3, S. 13, Nr. 33; Weinfurter, a. a. O., S. 15.
- 62) Tyroller, S. 466; *FRA* II-69, Nr. 188; *BUB* I, Nr. 42, 46, 71, 72, 85, 94, 95, 99, 110, 128, 129, 132; *UBOE* II, S. 373, Nr. 256.
- 63) グリースバッハ・ヴァクセンベルガーのように上オーストリアに第 2 の所領拠点を得た貴族がパッサウ周辺の所領をも維持したことについては、上オーストリア地域北西部では 12 世紀にはなおバイエルン大公やパッサウ司教の影響が強かったことをも考慮する必要がある。上オーストリアのドナウ以北では後述のマッハレンダー、ベルガーの領域は 11 世紀のうちにオストマルクに属したが、それより以西の Riedmark, Waxenberg 地域、さらにドナウ以南、トラウン以西ではなおバイエルン大公や大規模なヘルシャフト・シュタイアを持つシュタイアマルク辺境伯家オタカーレの影響が強くなり、12 世紀後半まで権力関係はモザイク状態であった。そのなかでグリースバッハ・ヴァクセンベルガーのごときこの地域の有力貴族が 12 世紀前半よりバーベンベルガーの裁判集会に参加しつつあったことは、こうした人的結合を通じてこの領域的にもこの地域がラント・オーストリアに

- 結合してゆく過程を示すものである。12世紀の上オーストリアの政治的帰属については Weltin, *Die steirischen Otakare und das Land zwischen Donau, Enns und Hausruck*: Perschy, G. (hg.), *Das Werden der Steiermark*, 1980, S. 163-180; Zauner, A., *Die Anfänge des Landes ob der Enns: Österreich im Hochmittelalter*, 1991, S. 216-228. 但し上オーストリアは14, 5世紀にはオーストリア大公領内で下オーストリアと区別された独自のラントをなす。この過程については拙稿「中世上オーストリアにおけるラントとヘルシャフト」(『富山大学人文学部紀要』10, 1986年, 44-50頁, 同「中世ドイツにおける領邦国家と騎士身分」『富山大学人文学部紀要』13, 1988年, 34-42頁参照。
- 64) *BUB* I, Nr. 133. 通例は12世紀後半のバーベンベルガーの証書では *de ordine liberorum, de ordine ministerialium* の2身分に区分し, *comes* は前者に含まれる。
- 65) Flohrschutz, *a. a. O.*, S. 62-75.
- 66) エーデルフライエのオーストリアにおけるヘルシャフトの形成については Bruckmüller, Herr und Herrschaft. *Beiträge zur Entstehung des Herrenstandes von Niederösterreich*. Diss. Wien 1968, S. 30-31, 156-201.
- 67) 次章本文中の証人リスト参照。但しレーゲンスブルク司教との関係でバイエルンでの滞在・活動も確認される。Tyroller, 214-215; *HbBG*, S. 432, 439.
- 68) Bruckmüller, *a. a. O.*, S. 68-68, 195. von Reidling (Rudinich) を名乗る Hartwig も Traisener の一族で, Walter, Ernst von Traisen らとともに屢々レオポルト3世の証書に証人として記されている。次章証人リスト参照。
- 69) Lechner, *Die Babenberger*, S. 115, 120, ペルガーとフォルムバッハー, ズルツバッハー, バーベンベルガーとの親族関係については Mitscha-Märheim, H., *Babenberger und Ebersberger und ihre Erben im und um das Poigreich*: *JbNö* 42, 1976, S. 226.
- 70) ペルガーが登場するバーベンベルガーの証書は *BUB* I, Nr. 4, 9, 12, 14, 17, 23, 28, 29, 65, 70, 75, 76, 133, 191, 196; *BUB* IV, Nr. 616, 629, 745, 850. マッハレンダーについては *BUB* I, Nr. 9, 12, 13, 14, 15, 23, 25, 28, ペルガーは1191年, マッハレンダーは1148/49年に断絶する。なお拙稿『中世ドイツにおける領邦国家と騎士身分』, 40頁参照。ここでマッハレンダーの断絶を1218年としたのは誤りである。
- 71) Lechner, *Die Gründung des Klosters Maria-Zell im Wiener Wald und die Besitzgeschichte seiner Stifterfamilie*, S. 115-118; Ders., *Die Babenberger*, S. 81. レヒナーは「所領史」的考察から, Haderiche と同様, Chadolden とバーベンベルガーの親族関係をも推定する。
- 72) Bruckmüller, *a. a. O.*, S. 83-110.
- 73) Ebenda, S. 196-201.
- 74) Ebenda, S. 190.
- 75) *BUB* I, Nr. 113; Feldbauer, P., *Herren und Ritter. Herrschaftsstruktur und Ständebildung* 1, 1973, S. 29.
- 76) なおシュテルマーは *liber* とのみ身分表記される「小貴族」[在地貴族 *Ortsadel*] が実際には複数の所領拠点や有力貴族との親族関係による広い影響力を持つ可能性を指摘するが, そうした事例はなお僅かしか明らかにされておらず, シュテルマー自身その解明を今後の課題としている。Störmer, *Adelsgruppen im früh- und hochmittelalterlichen Bayern*, S. 182-187.
- 77) Flohrschutz, *a. a. O.*, S. 173-193.

V 辺境伯レオポルト 3 世時代のラント

今日確認しうるかぎりでは辺境伯レオポルト 3 世時代 (1095-1136) に至って漸くバーベンベルガーの証書 (いわゆる Siegelurkunde) が出現し, またその晩年には急増する。それはレオポルト 3 世が自身の書記局 Kanzlei や文書保管所 Archiv を備え, 統治者=文書発給主体という技術水準とスタイルを確立したということのみならず, 辺境伯のオストマルクにおける影響力の全般的強化と統治行為の頻繁化を背景とした現象であろう。こうした辺境伯の指導下での政治的統合の進捗においてレオポルト 3 世の 40 年を越える治世が画期をなすことは, III 章で言及したようにレオポルト自身の証書や当時の記述史料の中に potestas, regimen, principatus terre など, なお曖昧ながら辺境伯のこうした政治的・軍事的イニシアチヴが及ぶ範囲がいくつかの言葉で表現されたことから明らかである。ブルンナーの言葉を借りるなら, 国王の官職保有者 Amtsträger から「ラントの用益権 Gewere am Land」所有者への移行はレオポルト 3 世時代に加速されたといえよう。マルクにおける王領の減少やその寄進等の処置における辺境伯の同意などから, 叙任権闘争を経てマルク内部への王権の直接的影響力が大きく後退したことは明らかである¹⁾。

この他レオポルト 3 世は教会・修道院の証書にも寄進の仲介者, 臨席者 (筆頭証人), 係争の裁定者として頻繁に現われる。彼は教会行政組織の整備, とくに領邦司教座 Landesbistum を理想とする, パッサウ司教から自立した教会組織の形成にも尽力した²⁾。したがって以後のラントの発展の考察においては, ランデスヘル=辺境伯自身の事績を追求すること, それによってランデスヘルの政策史, 行政史的側面を重視することが不可欠となる。さらに 12 世紀後半には辺境伯のミニステリアーレンが開墾と植民によるヘルシャフトの形成, 辺境防衛の担い手=ラントの在地領主として影響力を強め, 先に述べたように, 断絶等により先細りする伯家系やエーデルフライエに替わって領邦貴族の中核を形成し始める。しかしこうした 13 世紀に連なる新た

地図III 辺境伯レオポルト3世の証書に現われたエーデルフライエの拠点

(ここに記した拠点名は、出現頻度の高い家族を中心に、証書に現れたエーデルフライエの拠点の2/3程度にとどまる)



な国制と身分構造については不完全ながら旧稿において論じたので³⁾、本章ではそうした新たな身分編成が始まる以前のレオポルト3世時代までに限定し、前章までに個別的に検討してきた古い上級貴族 (Dynastenadel, Edelfreie) が辺境伯とともに集団的に行動する場、すなわち (ラント裁判) 集会を考察対象とする。政治的統合が進む時期とはいえ、レオポルト3世時代には未だ目立った統治・行政の組織化、制度化は確認されない。したがって貴族との協議と合意形成の場がなお重要な意味を持ち、この意味で集会は人的団体としてのラントの実態と機能を端的に表現するものなのである⁴⁾。

さて辺境伯レオポルト2世が国王に対する叛乱を宣言した1081年のトゥルン集会以後、マルクにおいてはかかる政治的重要性を帯びた集会は暫く見

られない。しかし本章で考察の対象とする時期の集会とは、中世末期のラント議会のごとく制度的に確立されておらず、開催地は当該案件に関わりの深い場所であり、参加者は比較的少数で、不規則的、かつ流動的である。そこで以下では A. フォン・マイラー編の「バーベンベルガー事績目録」= *MBR*, 「バーベンベルガー証書集」= *BUB*, その他の修道院文書集等により、辺境伯の下に 10 名前後の貴族が集合して所領や諸権限の寄進、譲渡、交換の確認、係争の調停などなんらかの法的行為が行なわれた場合、かかる集会をラント裁判集会 = *Landtaiding* ないしはこれに匹敵するものとして年代順に取り上げ、証書の内容 = 集会の確認事項を簡単に記し、その参加者 = 証人をリストアップする⁵⁾。なお証人リストの順序は元のままであるが、3 グループへの分節は筆者が行なったもので、A = (辺境) 伯家系、B = その他のエーデルフライエ、C = ミニステリアーレンの身分的分類を識別可能な範囲で示したものである。[B], [C] の区別が困難な場合は ? を付した。[A] の各家系のインターローカルな性格については既に述べたが、[B] グループについては後のオーストリア大公領内の地名を名乗る者については同定できるかぎりで地図 III にその地名を示し、オーストリア以外の地名を名乗る者 (バイエルン、ザルツブルクが大半を占める) には * を付した。また現在の表記と著しく異なる地名表記は () に現在の表記を、同じく人名についても本稿で用いてきた表記を挿入した。

① [1075 年以前] 辺境伯エルンストはメルク修道院に寄進を行なった。

[A] Oezo Marchio de Styre, Ekkebertus comes de Formbahc
(Formbach), Fridericus comes de Tenglingen et filius eius Sigehardus et Fridericus, Ulrihc de Gosheime,

[B] Rodolf et filius eius Walchun de Perge, Albrecht de Chiuliube
(Kilb) et filius eius Rapot, Aeribo de Treisem, Otto Mosehengist*,
Pernhart de Rvrippe (Raab)*, Marchward de Slvnz (Burgschleinitz).

[C] Et ministeriales marche. Azzo de Gebatzpurch (Gobelsburg) et
filii eius Anshalm et Nizzo, Poppo de Ror, Vlreihc de Chaduwe,

Alber de Zebingen, Adelolt Chrewzzaere et alii. Ministeriales autem ecclesie Roezil et filii eius. et Rodolff de Medelicche (Melk), Rodbertus et Heimo et Gundacher de Hezingen, cum aliis multis.

BUB I, S. 1-2, Nr. 1; MBR, S. 9, Nr. 11.

マイラーはこれをバーベンベルガーの発給した（伝来する）最古の証書としたが、今日この証書自体が12世紀半ばころの偽造文書であることにおいては史家の見解は一致している。しかしミティスが述べるように、その内容と証人リストがエルンストの実際の寄進を記した何らかの記録に基づいている可能性が高いとすれば、下記の証人リストも実際の集会出席者を示す可能性も同様に高い⁶⁾。但し証人リストのオリジナルにはおそらく欠けていた家名（地名）を、12世紀の偽造者は当時の人名表記の習慣に従い、自身の貴族家系の知識に基づいて加筆したと考えられるが、それはミティスによれば正確とは言い難い。ここでは出席者の構成の大まかな傾向を掴むことで満足しなければならぬ。マイラーは [A] Oezo (Otakar) Marchio de Styre, Ulrich de Gosheime (Raabser の祖先か?) [B] Oto Mosenhengist, Pernhart de Rurppe（両者はバイエルンの家系）を除いてオストマルクの貴族、ミニステリアーレンであると述べるが、フォルムバツハーや、de Tengling を付されたジグハルディンガーがこの時期にはなおバイエルンに所領と活動の重点を置いていたことは既に述べたとおりである。また12世紀には有力ミニステリアーレン家系をなす Kuenringer の祖先とおぼしき Azzo とその息子たちをはじめとするミニステリアーレンが、しかも「マルクのミニステリアーレン」として多数記されているのは、同時代の他の史料と比較しても異例の感があり、时期的にもややずれることから、この部分は書き加えられた可能性も否定できない。いずれにせよ、バイエルン系の有力貴族やオストマルクに定着しつつあるエーデルフライエが集い、バーベンベルガーの菩提所となり、オーストリアの修道院改革のセンターとなるメルクへの寄進を確認したことを示すこの証人リストが事実に近いものであるとすれば、1081年のトゥルン集会も決

して唐突なものではなかったといえよう。

- ② [1099-1101年] Graf Heinrich (Burggraf von Regensburg) は十字軍出征に際して、不帰の場合のゲットヴァイク修道院への寄進を自身の封臣 Meginhardus に委託した。

[B] Egilolf (de Schwarzza), Haderich (de Schwarzenburg), Hartlip, Starchfrid (de Pötzleinsdorf), Tiemo, Reginger (de Tegenbach), omnes liberi

[C] Nizo, Adalbero, Odalricus, Poppo, Adalpreh, Rudiger, Balduin, Gerunc, Meginhard

FRA II-69, Nr. 56.

この文書はゲットヴァイク修道院の作成した寄進証書であるが、この寄進はトゥルンにて辺境伯レオポルト3世の面前で行なわれたとあり、辺境伯は自身の証書を発給するには至らなかった場合にも、聖俗貴族の所領に関する行為を確認する集会を催していたことがわかる。個人名のみで表記されたエーデルフライエのうち（ ）に家名を推定し得た者は、マルク内に定着した家系に属す。

- ③ [1118年] フライジング司教ハインリヒとその兄弟 Graf Friedrich von Peilstein は所領を交換した。

[A] Leupaldus marchio, Otacher marchio, Heinrich et Gebehart comites de Burchusen (Burghausen), Chunradus comes de Pilstein, Ekkeperht comes de Putene (Pitten),

[B] Friedrich de Loutesdorf (Loosdorf) et filii eius Berhtolt et Otto, Rapoto de Chuleup (Kilb)

[B, C?] Otto de Burchstat, Meginhart Fusil et multi alii.

FRA II-31, S. 95-96, Nr. 97; MBR, S. 15, Nr. 21, MB 9, S. 531.

メルクで行なわれたこの交換は、筆頭証人が辺境伯レオポルト3世であることからやはり、辺境伯の司宰する集会によって確認されたと考えられる。レ

オポルト 3 世の娘婿であるシュタイアマルク辺境伯の Otakar はその晩年には屢々辺境伯とともに証書に現われ、かつ Otokar の子孫も辺境伯・大公の証書に度々登場するように、ラントの枠を越えた両家の独特の関係が窺える。なおこの交換の意味についてはIV章(2)を参照されたい。

- ④ [1120-22 年] 辺境伯レオポルト 3 世は Gars で開いた集会にて in conventu apud castrum Gors habito かつて辺境伯に遺領譲与を約束した Waldo (von Grie-Ranna) の履行とその条件を確認した。

[A] Otachar marchionis de Stira, Weringandi comitis de Plaigen (Plain), Gebehardi comitis de Piugen (Poigen),

[B] Rudolphi de Pergen, Alberonis de Griezpach (Griesbach), Friderici de Hunesperch (Haunsberg)*, Ernst de Traisem, Hartwici de Rudinich (Reidling), Gebehardi de Algerspach (Ollersbach), Potin de Asparen, Potin de Maleisdorf (Malensdorf), Pabonis de Amarangen, Hugonis de Leutsdorf (Loosdorf),

[C] Anshalmi de Prunne, Welfgeri de Imizinsdorf (Inzersdorf), Marchwardi de Hint-perge et aliorum multorum.

BUB I, S. 57-58, Nr. 42; *BUB IV*, S. 57, Nr. 628.

この文書は独立した証書としてではなく、その後 Waldo の遺領を寄進されたゲットヴァイク修道院と Waldo の娘の間の係争を仲裁したオーストリア大公ハインリヒの 1171 年の証書中に、その内容と証人リストが記されている。

- ⑤ [1121-22 年] 辺境伯レオポルト 3 世はゲットヴァイク修道院、パッサウ司教と Dietmar v. Bachlingen の所領争いを調停した。

[A] Liupoldo scilicet marchione et filio eius Adalberto, Otacharo marchione et filio eius Liupoldo, Ditricus comes de Vormbach. Gebehardus comes de Piugen et frater eius Ernest.

[B] Ruodolfus de Berga (Perg), Ovdalricus de Williheringen, Adalbero de Griezbach, Meginhard de Sarblingin, Werinhart filius Reginberti, Reginger, Isker, Wolftrigil, Amalbrecht de Breitinwisin, Gotifrit et frater eius Pabo de Riedmarcha, Otto et frater eius Hartwicus de Purchstal et alii multi...

FRA II-69, S. 328, Nr. 188; *BUB* IV, S. 62, Nr. 634; *MBR*, S. 15, Nr. 23.

「この裁判集会 placitum には多数の principes, nobiles が出席した」と記され、辺境伯が有力貴族との協議をふまえて係争を調停する典型的なラント集会（場所は不明）であったと考えられる。

⑥ [1131 年] 兄弟 Otto, Nantwicus はゲットヴァイク修道院に Blindorf の所領を寄進し、Otto は十字軍出征に際し、辺境伯レオポルト 3 世の裁判集会 placitum でこのことを明らかにした。

[A] Adalbertus aduocatus, Adalbertus comes de piugin (Poigen),

[B] Ernest de chuliub, Otto et fratres eius de machlant, Gerolt de Elsarn (C?), Chadolt de okkilsdorf (Zogelsdorf),

[C] Walchun et frater eius Chunradus, Starfrit et ceteri quam plurimi.

FRA II-69, S. 371-372, Nr. 230; *BUB* IV, S. 72, Nr. 656; *FRA* II-8, S. 91, Nr. 350.

Adalbertus aduocatus は当時ゲットヴァイク修道院のフォークトであった、レオポルト 3 世の息子である。Otto はこの少し以前に既に、ゲットヴァイクの修道士でもあった兄弟 Nantwik とともに同修道院に寄進を行っており、この寄進に関して後に異論が出ぬよう辺境伯の裁判集会で公表したとあるように、この集会は②と同様な機能を持った。ゲットヴァイク修道院寄進帳の編者 A. フクスによればこの集会は、当時マルクの貨幣製造所が置かれており、トゥルンやマウテルンと並ぶ重要な集会地の一つであったクレムスで開催された。

⑦ [1131-33年] Otto はクレムスの市場広場での集会において辺境伯レオポルト 3 世の面前で、既に寄進していた Blindorf の所領の所有権を確認した後、これを改めてゲットヴァイク修道院に寄進した。

[A] Gebehardus comes de Piugen,

[B] Otto et frater eius Hartwicus de Lengenbach, Hademarus de Chufarn (Kuffern), Hartwicus de Rudnich,

[C] Hademarus de Kuneringen (Kuenring) et frater eius Albero de Chobanesburc (Gobelsburg), Hartunc de Ruhenekke.

FRA II-69, S. 439-441, Nr. 304; *BUB* IV, S. 77, Nr. 667.

⑥の Otto はすぐには聖地に出発せず、また寄進後親族から異議が呈されたのであろう。このクレムスの集会では、改めて Otto の自由な所有権を確認のうえ、寄進が行なわれ、親族の買い戻し権は高額の価格設定により困難にされた。やはり所有権の移動の確実化は、辺境伯の司宰する集会による集団的確認が最も有効と認識されたのであろう。なおフクスによれば、このクレムスの集会では下記⑧のゲットヴァイクへの寄進も確認されたように、幾つかの案件が協議、裁定された。同一集会で作成された複数の証書を確認する事例は稀であるが、一つの集会で複数の事項が扱われたと考えるのが自然であろう。

⑧ [1133年] Otto von Loosdorf はクレムスにおいて辺境伯レオポルト 3 世（及びパッサウ司教 Reginmar）の臨席下に開かれた集会で in generali colloquio, エーデルフライエの Gertrud から託された所領をゲットヴァイク修道院に寄進した。

[A] Gebehardus comes de Piugin,

[B] Adalram de Berga (Perg), Pabo de Amerange, Otto de Lenginbach et fratres eius Hartwicus et Heinricus, Chadolt de Mauriberge (Mailberg), Bertoldus, Walchun de Machlant, Herimannus de Hunteshaim et alii quam plurimi.

FRA II-69, S. 382-383, Nr. 243; *BUB* IV, S. 78, Nr. 668; *FRA* II-8, S. 94, Nr. 361.
前述のようにこの寄進は⑦と同じクレムスの集会において確認されたが、証人が同一でないのは、フクスによれば数日に亘って行なわれたためであるという。

⑨ [1135年] 辺境伯レオポルト3世はパッサウ司教 Reginmar のためにマルクの13教区の十分の一税を放棄した。

[A] Albertus et Liupaldus filii marchionis, Dietricus comes (de Formbach),

[B] Adalrammus et frater eius Adalbertus de Perge, Otto et frater eius Walchun de Machlant, Dietricus de Adelgerispach (Ollersbach), Chadolt de Zokilisdorf (Zogelsdorf), Chunradus de Sunnilburch (Sindelburg), Hadamarus de Chuphare (Kuffern), Chunradus de Wirnilaha (Würmla), Odalricus de Woluisteine (Wolfstein), Walchun de Griespach, Wolfhere de Tegirwach, Heinrich de Husrukke, Rudolfus de Pucinperch (Bisamberg?), Herrimannus de Chezilisdorf, Chadalhoch de Chirichperch (Kirchberg)*, Dietricus de Aspach (Aschbach), Rudigerus de Gruninpach (Grünbach).

[C] De ministerialibus vero Walchun de Marcinrute, Arnoldus de Porinheim, Ebo, Marchwardus de Sconenpuhele (Schönbichl), Marchwardus de Issanisdorf, Odalricus de Merdin et alii.

BUB IV, S. 83, Nr. 674.

この辺境伯による自身の私有教区に対する権限放棄は、マルクの教区組織を巡るパッサウ司教とバーベンベルガーの緊張関係と、そのなかでの一つの和解として重要な意味を持つが、ここではこの問題には立ち入らない⁷⁾。こうした広くマルクの教区権に関わる重要な行為を確認するために、パッサウ司教が赴いた自身のトゥルン近傍のブルク Greifenstein には、マルクに定着したエーデルフライエを中心とする多数の貴族、ミニステリアーレンが集ま

った。

- ⑩ [1136 年以前] 辺境伯レオポルト 3 世はザルツブルク聖堂参事会のためにクレムス付近の葡萄園の賦課を免除した。

[A] comes Gebehardus de Burchusin (Burghausen),

[B] Adelpreht de Berga (Perg), Reinger de Ride, Henric de Gundrammisdorf (C?), Adelber et frater eius Henric de Cebingin (Zöbingen, C?), Henric de Sekirgen*, Ekkehart de Montigile*, Ulrich de Gumprehtingen*, Babo de Amaranga, Alram de Perga (Perg), Henric de Purcstalla (Burgstall), Cunrad de Emcinsbach (Anzbach), Hartwich de Rodenich (Reidling).

BUB I, S. 4-5, Nr. 4.

これはレオポルトの発給した証書 Siegelurkunde であり、この決定はザルツブルクにおいてなされた。[B] のうち 4 人はザルツブルク、バイエルンの貴族であるが、他のエーデルフライエは辺境伯に随ってマルクよりザルツブルクに赴いたのであろう。

- ⑪ [1136 年] 辺境伯レオポルト 3 世とその妻 Agnes 及び息子達はベルヒテスガーデン参事会教会にクレムス付近の所領を寄進し、その年租を免除した。

[A] Theodericus (Dietrich) comes de Crizinsteine (Kreuzenstein 別写本では Viechtenstein), Gebehardus comes de Beuguen (Poigen) filiusque eius Hermannus, Lotoldus comes de Pleigen (Plain),

[B] Pabo de Amarangen, Hartwicus de Rudnic, Megenhardus de Rotehouen, Berinhardus de Trunah (Traun),

[C?] Purchardus de Frondorf (Frouendorf), Sigifridus Waiso.

BUB IV, S. 89, Nr. 693.

12 世紀初にズルツバッハーによって建立されたこのバイエルンの改革教会

に対するレオポルト3世の家族を挙げての寄進と支援を確認した証人として、ザルツブルク出身の貴族家系プライナーの名が初めて現われている。

⑫ [1136年] 辺境伯レオポルト3世は Heinrich, Rapoto von Schwarz(en)burg による Klein-Mariazell 修道院の建立と建立資寄進, そして自身によるフォークタイの掌握などを確認した。

[A] comes Chunradus de Pilsteine, comes Leutoldus de Plain,

[B] Adelramus de Perge et frater eius Adelbertus, Otto de Machland et Walchun frater eius, Otto de Lenginbach et frater eius Hartwicus, Wernhardus de Ivlbach (Julbach), Dietmarus de Engilschalchisvelde, Chunradus de Sunnelburch, Hademar de Chufarne, Waltherus de Traisme (Traisen) et frater eius Hartwicus, Dietricus de Algerisbach, Starchfrid de Pecilinesdorf (Pötzleinsdorf), Vdalrich de Valchinsteine, Reginger de Tekkenbach, Dietprand de Chustulwanch.

BUBI, S. 10-11, Nr. 9.

かつてレヒナーはこの証書の意味をシュヴァルツェンブルガー (ハデリッヘ), R-D とバーベンベルガーの親族関係等をも含めて考察した。辺境伯はこの建立者家系 (建立者兄弟を最後に断絶する) の遺領に強い関心を持ち, その修道院をも自身の影響下に置こうとしたのである。ここでは多数のエーデルフライエの出席が注目される。なおこの寄進は Neuburg (Klosterneuburg, Korneuburg?) に続いて, トゥルン, 聖ペルテンでも明らかにされ, 「全ての貴族 omnes nobiles の同意により確認され」, 「その証人はこの地方の全ての貴顕たち totius provincie principes である」と記されている。上掲の証人たちが全てこれら3カ所の集会に参加したとは考えにくい。むしろ重要な案件の協議・合意・決定を複数の場所の集会において, 極力広範な人びと (即ち totius provincie principes) に周知徹底させることへの配慮が感じられる。

⑬ [1136年] 辺境伯レオポルト3世はクロスターノイブルク修道院と所領を交換した。

[A] Otacharus marchio de Stir, Ditricus comes (de Formbach),
Leutoldus comes de Plegen (Plain),

[B] Willehalmus de Ramminsten (Rabenstein), Ditricus de Adelgerspach (Algersbach), Adelbertus Vuistrize (Feistritz)*, Diprant de Chustilwanch (Kösslwanch), Starchfridus de Pecilinstorf, Waltherus de Treism (Traisen), Sigehardus de Flaece (Flatz), Wolfkerus de Lanenchirchen (Lanzenkirchen), Pernhardus de Trune,

[C?] Perhtoldus de Suarzahe (Schwarzau), Pruno de Pusinperch (Pusenberg), Herimannus de Suarzahe.

FRA II-4, S. 104, Nr. 482; *BUB* IV, S. 91-92, Nr. 696.

⑭ [1136年] 辺境伯レオポルト3世は妻と息子達の請願により、クロスターノイブルク修道院にその聖堂聖別式の折に二人の従属民を寄進し、さらに同修道院を教皇の保護下に置くことを明らかにした。

[A] Otacharus Marchio Stirensis, Dietricus de Gritsansteine (Kreuzenstein), Chunradus de Pilsteine, Gebehardus de Piugen cum fratre Adelberto et filio Herimanno, Liutoldus de Plegen (Plain) et filius eius Liutoldus, Eckebertus de Putin (Pitten), Sigehardus et Gebehardus de Purchusin (Burghausen) comites,

[B] Adalrammus cum fratre Adelberto de Perge, Otto de Lengenpach et frater eius Hertuicus de Rechperch germanusque suus Heidenricus de Purchstalle, Waltherus de Sancto Andrea cum fratribus suis Adalrammo de Eppinperge (Eppenberga), Hertwico de Rudniche, Ernesto de Treisme, Otto et frater eius de Machlande,

[C?] Isenricus de Simmanningen, Rudolfus de Pekahe.

FRA II-28, S. 106, Nr. 1; *BUB* IV, S. 92-93, Nr. 697.

レオポルト 3 世の建立したクロスターノイブルク (1133 年よりアウグスティヌス派律修参事会教会に) はレオポルトが宮廷を営んだ場所でもあり, 将来のパッサウ司教から自立した領邦司教座 *Landesbistum* たるべく構想された重要な修道院である。この証書は 1141 年ころ同修道院において作成され, 同時期に修道院で作成 (偽造) された辺境伯の建立文書 *Stiftsbrief* (*BUB* I, S. 13, Nr. 10, 13 世紀の写本) と対をなす。何れにせよこの修道院にとって, そしてバーベンベルガーの構想にとっても極めて重要な意味を持つ聖堂の聖別と教皇の保護の確認が行なわれたクロスターノイブルクの集会には, 上掲の証人リストが正確であるとすれば, フォルムバッハーの各家系 (*Kreuzenstein, Pitten*), ジグハルディンガーの各家系 (*Peilstein, Burghausen-Schala*), ポイゲン・レプガウアー, プライナーなどの伯家系や, レンゲンバッハー, ペルガー, マッハレンダーなどの有力エーデルフライエが, 他の集会には見られぬほど多数出席し, 彼らは *comites et primi Orientalis regionis nobiles* と表現された。こうした集会出席者の構成は, レオポルトの最晩年において達成されていたラントの統合のレベルを示すものである。(また証人リストには記されなかったが, 証書の文言からパッサウ司教を初めとする複数の司教や聖職者も参加していたことがわかる。)

⑮ [1136 年(?)] 辺境伯レオポルト 3 世はゲットヴァイク修道院に *Trasdorf* の所領を遺贈した。

[A] *Heinricus et Liutpoldus filii eius* (辺境伯の息子たち), *Sigihardus de Scalah et Gebehardus frater eius de Purchusin, Chunradus de Pilstein, Liutoldus de Plein,*

[B] *Otto de Purcstal et frater eius Hartwicus et Heinrcus, Odalricus de Wolfunstein,*

[B, C?] *Chadolt de Occisdorf (Zogelsdorf).*

BUB I, S. 7, Nr. 6.

このゲットヴァイクで開かれた集会にも⑭と同様, ジグハルディンガーの各

家系の人々が集まっている。なお Sighard von Schala, Konrad von Peilstein はともにレオポルト 3 世の姉妹を妻とし，3 人は義兄弟の関係にあった。

小 括

以上のように史料からレオポルト 3 世時代までの集会とその出席者をリストアップすると，実際には殆どレオポルト 3 世時代に，しかもその後半の 1120 年代，30 年代に偏ったものとなる。先にも述べたようにそれは証書作成の慣行の普及とレオポルトの治世後半期における集会開催の頻繁化を反映するものといつてよい。

出席者の特色についてふれるなら，まず有力伯家系ではフォルムバッハー (de Pitten, Kreuzenstein)，ジグハルディングアー (de Tengling, Burghausen, Schala, Peilstein)，ポイゲン (Poigen-Rebgauer)，プライナーの 4 家系にほぼ限られ，しかもこれらは繰り返し登場する。各集会あたりの伯家系の出席者は 2～4 人程度が通例であるが，この 4 家系の各々の構成員は取り上げた 15 の集会の約半数に出席している。しかも 15 のうち 10 例が 1131～36 年に，さらに 5～6 例は 1136 年に開かれた集会であることを考慮すれば，これらの家系の構成員はかなりの頻度で出席し，相互の，そして辺境伯との密接なコミュニケーションを維持していたといえよう。バイエルンの北部に強力なヘルシャフトを形成したズルツバッハーやラポトーネン・ディーポルディングアー (R-D) と比べれば，これらの家系がなおバイエルンに所領を維持しつつも，マルクにおける拠点所領を確立し，そのブルク名を名乗り，マルクにおける活動及びバーベンベルガーとの関わりを強めつつあったことは，上記の 15 の証書以外の史料をもふまえて前章で明らかにしたとおりである。

証人＝出席者リストの多数を占めるのは伯のタイトルを持たないエーデルフライエであり，その大半はオーストリアに拠点所領を持つ家系で，上記のリストでは約 50 家族を数える。しかしこれらのエーデルフライエ家系はそもそも伯家系に比して遙かに多く，従って一家系の出席頻度は平均的には伯

家系を下回り、大半はレオポルト3世の集会には1～2度出席したにとどまる。比較的出席頻度が高いのは、前章でも言及したレンゲンバッハー、ペルガー、トライゼナーやマッハレンダー、そしてde Burgstallを名乗るOtto von Lengenbachの兄弟(Hartwig, Heinrich)など数家系である(何れも5度以上)。これらの有力エーデルフライエ家系が伯家系、或いはバーベンベルガーと親族関係にあり、またレオポルト3世時代以後、辺境伯、大公の証書に頻出するように、バーベンベルガーの活動を支え、その所領と活動範囲からも「オーストリア貴族」と呼びうる存在であることについても前章で述べた。こうした家系とともに彼らに次ぐ頻度で、やはりマッハレンダーと同様の有力家系であるグリースバッハー、そしてKuffern, Algersbach (Ollersbach), Reidling, Kilb, Pötzleinsdorf, Loosdorfなどメルクからトゥルン、ヴィーンにかけてのマルク中枢部に存在する所領拠点を名乗る中小エーデルフライエ家族の集会参加が確認される。残念ながらこれらの家族の系譜や所領形態について詳論することはできないが、全体として在地領主的性格を持つグループとあってよいだろう⁸⁾。これに集会場所や取り扱われる事項への関わりに応じてその都度、数人～10数人の中小エーデルフライエが加わった。ミニステリアーレンと小エーデルフライエの厳密な区分は史料上屢々困難をともなう。確認しえたかぎりではミニステリアーレンはKuenringer一族(de Zöbingen, Gobelsberg)など後の有力家系を中心に既に登場しているが、地名を付されぬ者も多く、全体としてなお集会の恒常的で不可欠な構成集団をなしてはいないように思われる。少なくとも①のministeriales marchieは12世紀半ば以後の実態に基づく表現であろう。

以上より、レオポルト3世時代、そして少なくとも証書史料が示す集会の頻度から認識されるかぎりでは、その治世晩年において顕著な進捗がみられる人的団体としてのラントの統合に関して次のような小括が可能であろう。即ちこうした統合においては、さしあたり上記のような少数の伯家系に属す有力貴族と、所領規模と出席頻度でこれに次ぐ有力エーデルフライエの5～6家族がその頻度と影響力において中核的存在としての意義を持っていた。

これに中・小のエーデルフライエ家族のその都度大きく変動する集団を加えて、辺境伯の下で行なわれる協議と合意の繰り返し、ルーズながら一つの政治的団体を形成しつつあった。伯家系は少数ながら、たとえばフォルムバッハーは11世紀にはなおバーベンベルガーを凌ぐ権力基盤を有し、またいずれもオーストリア以外にも拠点を有したことをも考慮するなら、彼らが辺境伯の下で頻繁に「助言と援助」を与える存在となったことの意義は重要である。また中世後期の領邦身分制議会＝ラント・タークに比べれば、12世紀初の集会ではミニステリアーレンの出席が少なく、さらに騎士身分が未確立であることから、全体としての出席者は少数で非固定的である。しかし例えばシュタウフェン朝の皇帝フリードリヒ1世の巡行に各地域において随行し、宮廷集会 Hoftag に出席したのは出席頻度の高い有力聖界諸侯を合わせても平均的には20人前後の諸侯（伯を含む）であったことを思えば、オーストリア（オストマルクとその周辺）という限定された地域内の有力貴族のこのような結集は、この程度の人数と頻度であっても一定の意義を有したと考えねばならない⁹⁾。

しかし彼らは決して辺境伯の封建家臣ではなかったのみならず、少なくとも12世紀においてはバーベンベルガー、伯貴族、エーデルフライエ家族の間のどのレベルの関係においても、レーエン関係が規定的ではなかった。旧稿で明らかにしたように、彼らの所領＝ヘルシャフトは多様な起源を持つ様々な権限より構成されるが、その中心部は自有地 *freies Eigen* と観念された¹⁰⁾。また個別的には既に言及したように、辺境伯と伯家系、有力エーデルフライエ家系との姻戚関係はとりわけレオポルト3世時代にはかなり広範なネットワークを形成しており、その政治的協働における意義は無視しえぬものであるが、しかしそれをもってラントの本質を親族共同体とすることは正当ではない。レオポルト3世の直接的、間接的親族関係はオーストリアを越えて広がっており、さらに帝国東南部の有力貴族は全体として広く親族関係の網目に編み込まれていたからである。そしてレオポルト3世の親族関係の政治的意義は、妻アグネスによるザリア、シュタウファー王家との親族関

係、そして姉妹、息子、娘の婚姻を通じてのベーメン、ポーランド大公家、ハンガリー王家との親族関係など、むしろ帝国レベルで重要性を持っていたのである。また有力貴族との姻戚関係はそれらの家系の断絶後、遺領へのバーベンベルガーの影響力の強化に貢献したことは明らかであるが、これは12世紀後半以後におけるラントの統合の第二段階に属す問題であり、ここでは立ち入らない。

従ってラント集会は、第一義的には親族関係やレーエン関係に基づくものではなく、辺境伯を含めた、当該地域に関わりを持つ貴族の利害調整と全体としての利益保全のための集会であったと考えねばならない。こうした広義の裁判機能を中心とする集会に貴族が関心を高めるには、やはり彼らがその地域に強い利害関係を持つこと、換言すれば存在基盤と活動の地域化 Lokalisation が重要な契機をなしたと考えられる。それによって辺境伯を含めた貴族たちは、次第に緊張を孕んだ相互関係に入ることを余儀なくされたであろうゆえにである。こうした人的団体としてのラントの統合はレオポルト3世期に続く12世紀半ば、そしてマルクのオーストリア大公領への昇格(1156年)以後の集会を考察することによってより明確になるが、他方でこのころから伯家系やエーデルフライエ家系が相次いで断絶しはじめ、また辺境伯や断絶した伯家系のミニステリアーレンが自身のヘルシャフトの形成により、ラントを構成する自立的存在へと成長する(ラント統合の第二段階)。ここでは新たな視点からの考察が必要となろう。

注

- 1) Brunner, *Land und Herrschaft*, S. 361. 辺境伯への王領下賜は1076年を最後とする。ポングラーツによれば10世紀には国王はマルクの王領を直接寄進、下賜したが、11世紀にはバイエルン大公や辺境伯が請願(仲介)、同意するという形式をとることが多くなる。Pongraz, W., *Königsschenkungen in Niederösterreich mit besonderer Berücksichtigung des Waldviertels: Das Waldviertel* 34, Folge 1-3, S. 4. 但しファウスナーはマルク内の王領(帝国領)は辺境伯の権力とはなお一体化せず、12世紀後半にも大公領内の帝国領は大公権と別に授封される必要があったとする。Faußner, H. C., *Herzog und Reichsgut im bairisch-österreichischen Rechtsgebiet: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte* GA. 85, 1968, S. 37ff, 43ff.
- 2) レオポルト3世のマルクの統治、諸政策については Lechner, *Die Babenberger*, S. 118-141; Dienst,

Werden und Entwicklung der babenbergischen Mark, S. 94-102. 一般的に指摘されるその特色は、王家や有力諸侯、貴族との婚姻政策、帝国の政争（1125年の国王選挙など）に距離を置き、戦いを避け、オーストリアに勢力を集中したこと等。なおレオポルトは1485年に列聖され、ラント守護聖人となる。

- 3) 拙稿「中世オーストリアの身分制的構造」, 24頁以下, 同「中世ドイツの領邦国家と騎士身分」, 33-38頁。
- 4) ブルンナーもラント法に基づく上級ラント裁判集会 Landtaiding をラントの本質的指標と考えた。Landtaiding については A. Luschin von Ebengreuth, *Geschichte des älteren Gerichtswesens in Österreich ob und unter der Enns*, 1879, S. 14-18, 47-66.
- 5) ここでは証人リストに名を連ねた者がその証書発給に立ち合ったとの前提に立っている。この前提は「証人 testes として……」との文言以外に、「出席していたのは……praesentes fuerunt」との文言が屢々用いられていることから、殆どの場合成り立つと考えられる。
- 6) Mitis, *a. a. O.*, S. 218; vgl. Lechner, *Die Anfänge des Stiftes Melk und des St. Koloman-Kultes*, S. 54-55.
- 7) マルクにおける教区形成については Feigl, H., *Zur Entstehung des Pfarrnetzes in Österreich unter der Enns im Zeitalter der Babenberger: JbNö* 42, 1976, S. 59ff; Dienst, H., *Niederösterreichische Pfarren im Spannungsfeld zwischen Bischof und Markgraf nach dem Ende des Investiturstreites: Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs* 34, 1981, S. 1-44.
- 8) 中小エーデルフライエ家族の集会出席者は全体としてドナウ流域、とくにドナウ以南のマルク中心部に所領を持つ者が多い。これはレオポルト3世時代までにマルク北西部の開墾と所領形成がなお完了していないこと、また遠方に拠点を持つ家族がメルク、トゥルン、クレムス、クロスターノイブルクなどの集会地に頻りに赴くことの困難さなどによる。勿論マルク北部のエーデルフライエがラント外にあったということではなく、たとえばマルク北東部の旧パーメン・マルク地域の Chadolt (de Mailberg, Zogelsdorf) は3度の出席が確認される。
- 9) Patze, H., *Friedrich Barbarossa und die deutschen Fürsten: Die Zeit der Staufer V. Katalog der Ausstellung*, 1979, S. 64-67.
- 10) 拙稿「中世オーストリアの身分制的構造」, 29頁以下。

VI 結 語

本稿はラントを貴族の人的団体として捉え、11世紀～12世紀前半をオーストリアにおけるラント形成の第一段階と考えた上でそのプロセスを、辺境伯のイニシアチヴの下に開かれた集会に出席した貴族と彼らの存在形態及びその変化をふまえて明らかにしようとした。以下に本稿で確認しえたところを簡略に記しておく。

(広義の) バイエレン地域に所領拠点を持つ有力貴族の祖先は、一部はカロリング末期より、そして多くは10世紀末からオストマルクとその周辺で活動していたことが確認される。彼らは11世紀前半のザリア王朝初期には、

国王に従ってマルク東部境域においてハンガリー、ベーメンに対する防衛や遠征に従事し、またミニステリアーレンを投入しつつマルクの所領を拡充していった。これに対しバーベンベルガーの辺境伯はようやく11世紀半ば過ぎよりマルクの防衛において一定の自立的指導力を発揮し始め、また数度の王領下賜に示されるように、ようやくマルク内の自身の基盤を拡充しつつあった。しかしバイエルン系の有力貴族はなお国王との直接的関係を保ちつつ、マルクの枠を越える広域的、分散的な権力基盤を持ち、同様に広範囲に亘る活動を続けた。かかる貴族に対する辺境伯の影響力は必然的に限定されていたのである。

叙任権闘争期の「トゥルン集会」は一挙に政治的「誓約団体」としてラントを確立したかの印象を与える。しかしオストマルクとその周辺では辺境伯、パッサウ司教、ザルツブルク大司教、フォルムバッハー、シュパンハイマー、オタカーレなどの少数のグレゴリウス派グループ以外には、実際にグレゴリウス派としての活動が確認される貴族は多くはなく、辺境伯もマルクに関わりを持つ全ての貴族に自身の政治的立場を強制しうるほどの実力は持たなかった。確かにこの時バーベンベルガーの下でマルクは初めて国王から離反し、独自の政治的意志表明を行なった。叙任権闘争を通じて明らかに王権のオストマルクへの直接的影響力は後退し、このころからバーベンベルガーの下でマルクは自立した政治的団体として歩み始めたといえる。しかしラントは都市共同体のごとく誓約共同体として短期間に確立されるものではなく、むしろ辺境伯と貴族の相互の協働の繰り返しの中で漸次的に形成されたものと考えねばならない。この過程の考察において重要なのはやはり、貴族の存在形態と活動をふまえて、彼らが一つの人的・政治的団体に編入される状況、あるいは背景を明らかにすることである。

さて叙任権闘争期から12世紀半ばころまでオストマルクに関わりの深い貴族家系を個別的に考察すると、元来バイエルンから辺境諸地域に広く所領を有したこれらの家系は数回に亘って幾つかの家系に分化し、11世紀末から12世紀前半のうちに各々が1～2の拠点ブルク名を家名のごとく名乗る

に至ったこと、そのうちマルクに拠点を持つ家系はレオポルト 3 世時代には屢々レオポルトの司宰する集会に出席し、証書に証人として名を連ねたことが確認される。他方でバイエルンにおいてやはり家名をなすブルクを中心にヘルシャフトを形成し、次第にオストマルクとの関わりを弱めていく貴族家系もみられた。従って辺境伯下の一定規模の集会の史料的確認が可能となる時期を重視するなら、やはりレオポルト 3 世期に前者のタイプの伯貴族や有力エーデルフライエ家族を中心に人的団体としてのラントが成立したと考えられる。同時代の編年誌や「アルトマン伝」の著者が *principes, primores sui regiminis* との表現を用いたときに念頭に置いたのは、第一にこうした貴族であった。またオーストリアとの結びつきを強めつつあった伯のタイトルを帯びる最有力貴族は、一方ではシュミットのいう意味での「家門化」の傾向を示しつつも、他方では古いバイエルンの所領やブルクをなお維持し続け、両地域にまたがる分化した家系相互間の様々な協力関係や、私有修道院を中心とした一種の共属意識をも失わなかった。この点で彼らの家門意識とは、なお重層的なものであったとも言えよう。さらにこうした事実をふまえるなら成立期のラントとは、その構成員の権力基盤からすればなお地域的完結性を持ちえず、この意味でも人的団体であったといえる。こうした人的団体に属す所領が領域的完結に向かうのは、前述のように伯や有力エーデルフライエ家系が断絶し、中小エーデルフライエ家族、さらにミニステリアーレン身分を中心とした政治秩序が形成される 13 世紀以降のことになるろう。にもかかわらず 11 世紀～12 世紀前半の段階において、マルクに大きな影響力を持つこうした有力貴族がルーズながらも辺境伯のイニシアティブにより、その集会に体现される政治的団体を形成し、この地域の「秩序と平和」を維持するひとつの政治システムを作り出したことは、後続時期のラントの発展にとっても決定的意義を有したのである¹⁾。

なお本稿で課題としたのは、以上のような貴族の存在形態の変化からラントの統合が進捗する時期とその構造的要因を長期的パースペクティブにおいて明らかにすることであった。したがって政治的共同体としてのラントの機

能を個々の局面において具体的に明らかにするには、上掲の各集会の内容に即した考察が必要となろう。また貴族所領＝ヘルシャフトの構造と機能については既に旧稿で明らかにしたので本稿では立ち入って論ずることはさけた²⁾。さらにフライブルク・グループが追求してきた貴族の親族構造、とりわけ「自己理解・家門意識」については、史料上十分な考察ができず、エーベルスベルガーやフォルムバッハーなど史料に恵まれた一部の貴族を別にすれば、主としてブルクや所領基盤の在り方＝存在形態と家名などの外的徴表から考察を加えるにとどまった³⁾。

最後に本稿で得られた貴族の存在形態に関する理解をいま少し一般的なかたちで国制史と関連させて見通しを述べておきたい。本稿では伯と称する有力貴族 *Dynastenadel* を 9, 10 世紀に遡る貴族層として一枚岩のごとく扱ったが、前稿で論じたように、近年この古い有力貴族層をカースト的ではなく、より流動的な集団として捉らえる必要性を指摘する研究者は少なくない⁴⁾。ここで指摘したいのは、本稿で示しえた広域的貴族の地域化は、古い有力貴族家系の中で確認されるばかりでなく、ブルクと流血裁判権を中心とした一定の地域的完結を示す支配を基盤とした新しい貴族の台頭という側面をも持つことである⁵⁾。ラープサー、ポイゲン・レプガウアー、ペルガー、マッハレンダー、レンゲンバッハー、その他のいくつかの有力エーデルフライエ家系は系譜的にはともかく、このような支配基盤を持って 11 世紀末～12 世紀前半にオーストリアの指導的貴族として登場した。12, 3 世紀に *comitia* と称された彼らの所領は古いタイプのグラーフシャフトではなく、ブルクと流血裁判権（ラント裁判権）を備えたヘルシャフトであったことを意味する。しかしこのような新勢力をも加えて有力貴族層は 12 世紀のうちに一層地域化への歩みを強め、従来の地域（シュタム、ラント）の枠を越えた活動と親族関係、所領基盤のネットワークを失っていく。この過程をヘルシャフトリヒな視点からみれば、かかる貴族が国王との直接的関係を失い、次第に後の帝国諸侯＝ランデスヘルの下に「領邦貴族」に編成されていく過程でもある。かつてドゥンゲルンが *Dynastendaristokratie* は 12 世紀にランデスホー

ハイトの発展によって解体すると述べたのは、正確な表現ではないにせよ、このような古い有力貴族家系の変化、危機（断絶）と国制の変化の重要な関連を指摘したものとして理解できよう⁶⁾。

有力貴族の「地域化」は中小貴族の場合と異なり、なお厳密な意味での在地化と言いうるものではなく、また「地域化」と本稿で考察した視点からの「ラント形成」は単純な一方的因果関係において説明できるものでもない。エーベルスベルガーやアリボーネンを典型とする、カロリング末期以来の王権との直接的関係を持ち、広域的な権力基盤と活動によって特徴づけられる貴族から、ジグハルディンガーの諸家系やエーデルフライエ家系のように次第に一定地域に基盤と活動を集中させていくような貴族のタイプへの移行が、当該地域での貴族相互間の、そして上位権力との関わり（対立と協調の両面での）を強めたこと、こうした貴族制の新たな局面は帝国レベルでの権力の再編成、すなわちラントの形成と密接に関わること。このような見通しを、他の地域をも射程に入れてより広く検証することが今後の課題となろう⁷⁾。

注

- 1) このことは、ブルンナーがラントの核をなすものとし、オーストリア法制史家が Landtaiding と呼ぶ上級ラント裁判集会在がこうした貴族と辺境伯との協働により定礎されたということのみならず、有力貴族の中小エーデルフライエ家族への影響力（レーエン関係に限定されない）や、断絶した有力貴族のミニステリアーレンの一部が辺境伯のミニステリアーレンとともにオーストリア貴族身分＝ラントヘレンを構成することを考えれば、後続時代のこのような一層緊密な人的統合の出発点としても重要な意味を持つ。
- 2) 拙稿「中世オーストリアの身分制的構造」、29-36頁、同「中世上オーストリアにおけるラントとヘルシャフト」、51-72頁、同「中世オーストリアにおけるランデスヘルシャフトと貴族支配」、74-116頁。
- 3) 辺境伯家バーベンベルガーについても、その権力基盤が11世紀前半のうちにマルクに集中したことは既に述べたが、この家系の「自己理解」を知る手掛かりは意外なほど少ない。オットー・フォン・フライジングの記述に由来する「バーベンベルガー」との呼称も後世のオーストリア歴史意識の所産である。この点については再論したい。vgl. Fichtenau, *Herkunft und Bedeutung der Babenberger im Denken späterer Generationen*.
- 4) 拙稿「ドイツ中世貴族史研究の一課題」、98頁、下野義朗『西欧中世社会成立期の研究』、創文社、1992年、98頁以下参照。
- 5) バイエルンにおいてエーベルスベルガーの所領に見られるような、自由封臣に支えられた古いグラーフシャフトが叙任権闘争期に解体に向かい、かわって中心ブルクとミニステリアーレンに支えられたヘルシャフトが貴族支配の基盤となることについては、Flohrschutz, *a. a. O.*, S. 151-152.

- 6) Dungen, O., *Adelsherrschaft im Mittelalter*, 1927, S. 71. 9～12世紀には伯号を帯び、相互に血縁関係にある均質的・閉鎖的な貴族身分が存続したとのドゥンゲルン説自体は再検討の余地がある。
- 7) 本稿で明らかにしたプロセスがバイエルンの貴族グループと政治構造に与えた影響はなお十分に明らかにされてはいない。シュテルマーはバイエルン大公領は11世紀よりすでにブルンナーのいう意味でのラントであったと述べる。本稿で言及した貴族たちをラント・バイエルンの視点から考えるなら、元来バイエルンに拠点所領を有する貴族たちが、王家と王権の強い影響力の下にある大公と一定の政治的、軍事的協働を行なったとすれば、この指摘は誤りではない。しかしエーベルスベルガー、アリポネン、ジグハルディンガー、フォルムバッハーなどの有力貴族は既述のとおり王権と直結し、狭義の大公領を越える所領と活動を示した。またラポトナー・ディーポルディンガーがバイエルン北部のノルトガウに有した強力なヘルシャフトは、自立的なテリトリウムに発展する可能性をも示した。そして11世紀には大公の催す「ラント集会」は殆ど確認されず、国王の直接的支配期間の長かった11世紀には、これらのバイエルン貴族はむしろレーゲンスブルクで頻繁に開催された王国集会に加わっていたと思われる。大公の指導する政治的団体としてのラントはやはりヴェルフェンの大公位世襲が始まる11世紀末以後ではないかと思われる。

またオーストリア、シュタイアマルクの両大公領の成立、ザルツブルク大司教領やティロール伯領の領邦としての自立化による12、3世紀のバイエルン大公領の国制上の縮小も、個々の貴族の存在基盤と活動範囲の縮小、地域化と並行する現象と考えてよい。そしてラント・オーストリアの第二段階に相当するのはバイエルンでは、12世紀末以後のヴィッテルスバッハーの大公による、断絶貴族の遺領継承やアンデクサー、ファルケンシュタイナーなどの広域的貴族の抑圧・排除を含めた領域政策の展開過程であろう。この過程でバイエルンも在地貴族と大公の関係を軸としたより緊密なラントへと発展する。Störmer, *Bayern und der bayerische Herzog im 11. Jh.*, S. 534-535; vgl. Spindler, *Die Anfänge des bayerischen Landesfürstentums*, ND 1973, S. 14ff, 89-92, 103-104.

〔付記〕 本稿は1993年度文部省科学研究費補助金による一般研究(C)の成果の一部である。

Adel und Land im Südosten des deutschen Reichs vor und nach dem Investiturstreit

Hattori, Yoshihisa

[I] Otto Brunner hat in seinem Buch „Land und Herrschaft“ das Land für eine politische und landrechtliche Gemeinde der Adeligen erklärt. Dieser „Land“-Begriff Brunners wurde nach dem 2. Weltkrieg in Deutschland viel diskutiert, aber oft auch aufgenommen in die politische und verfassungsgeschichtliche Beschreibung der Entwicklung von Landesherrschaft im Mittelalter, und zwar ohne diese Entwicklung vom Wesen des Landes her zu erläutern. Das Land ist, wie Max Weltin betont, besonders in den früheren Phasen ein Personenverband der Adeligen, die mit einem Landesherrn für die Bewahrung des Friedens und der Ordnung in seinem Regierungsgebiet zusammenwirken. Wenn dem so ist, muß man vor allem die konkreten Besitzlagen, Verwandtschaftsverhältnisse und politischen Tätigkeiten der Adeligen, die zur werdenden „Landesgemeinde“ gehörten, betrachten, um den Entstehungsprozess des Landes nicht ereignisgeschichtlich, sondern strukturgeschichtlich zu erläutern. In dieser Arbeit handelt es sich darum, die Entstehung des Landes Österreich (Ostmark) vom 11. bis zur Mitte des 12. Jhs. unter besonderer Berücksichtigung der Adelsgeschichte im Südosten Deutschlands, d. h. in Bayern und seinen benachbarten Marken-gebieten zu deuten. Dergleichen Forschung ist auch in Deutschland

und Österreich noch nicht weit vorangetrieben worden. In meiner Untersuchung sollen insbesondere die folgenden Fragen und Aufgaben in Betracht kommen:

- 1) Seit wann wurde die Gerichtsversammlung (Landtaiding) von Adeligen unter Vorsitz des babenbergischen Markgrafen in der Ostmark vom bayerischen Herzog unabhängig und regelmäßig abgehalten? Die früheren Markgrafen hatten wenig Verwaltungsmittel zur Verfügung, und in dieser Versammlung der Adeligen an sich, die im Land Besitz und Herrschaftsrechte hatten, verkörperten sich daher die Funktionen und die persönliche Zusammensetzung des Landes.
- 2) Seit wann konnten sich die Adeligen in der Ostmark unter Leitung des Markgrafen militärisch selbständig gegen Böhmen und Ungarn verteidigen? Solche militärische Unabhängigkeit soll als die Voraussetzung zur Verselbständigung der Ostmark vom Königtum und bayerischen Herzogtum verstanden werden.
- 3) Als Hintergründe der Erscheinung der oben erwähnten Versammlung sollen die Verhältnisse der Adelherrschaft und ihre Veränderung in Betracht kommen. Besonders wichtig ist dabei die Frage, ob und wann die „Lokalisation“ des bayerisch-österreichischen Adels in der Ostmark zu erkennen ist, der seit dem Ende 9. Jh. überregional verbreiteten Besitz und umfangreiche Verwandtschaftsbeziehungen hatte. Und ferner, ob diese Lokalisation mit der Ausgestaltung des agnatischen Adelsgeschlechts im Sinne von K. Schmid in Zusammenhang stand, das durch die namengebende Hauptburg und die territoriale Herrschaft charakterisiert wird.
- 4) Welche Einflüsse haben die gregorianische Reform und der In-

vestiturstreit auf die in 1) 2) 3) genannten Prozesse und Verhältnisse ausgeübt? Im folgenden fasse ich die Ergebnisse der nach derartigen Fragen und Aufgaben orientierten Forschung kurz zusammen.

[II] Die mächtigen Adelsfamilien im bayerischen Stammesgebiet waren zum Teil seit dem Ende der Karolingerzeit, und in der Hauptsache seit dem 10. Jh. in der Ostmark und in ihrer Umgebung politisch und militärisch tätig. Sie nahmen oft an den aktiven militärischen Aktionen der frühsalischen Könige gegen die Ungarn und Böhmen teil. Dadurch bekamen sie reicheren Besitz auch im östlichen Grenzgebiet der Mark und konnten ihn durch Einsatz ihrer Ministerialen verstärken und ausbauen. Die babenbergischen Markgrafen erschienen erst um Mitte des 11. Jhs. als relativ selbständige militärische Leiter, und konnten durch mehrere königliche Schenkungen ihre Machtbasis in der Mark erweitern. Aber die mächtigeren Adelsfamilien (der sogenannte Dynastennadel) aus Bayern, wie die Ebersberger, Aribonen, Sighardinger, Rapotonen-Diepoldinger oder Formbacher, erhielten ihre unmittelbare Beziehung mit dem König und den weit in Bayern, Salzburg, Steiermark, Kärnten sowie der Ostmark verstreut gelegenen Besitz. Bei ihnen ist deswegen die einzige namengebende Hauptburg vor dem Investiturstreit schwerlich zu erkennen, die nach Schmid der Kern des agnatischen Geschlechtsbewußtseins bilden soll. Bis zum Investiturstreit konnten die Babenberger auf solche interlokale Adelsgruppe selbstverständlicherweise nur sehr beschränkte herrschaftliche Einflüsse ausüben.

[III] Nach der „Vita Altmanni episcopi Pataviensis“ schwor Markgraf Leopold II auf einer Versammlung von 1081 in Tulln der

Herrschaft König Heinrichs IV ab, verstieß dessen Anhänger aus seinem Herrschaftsbereich und versprach den Anhänger des Papstes Verteidigung mit allen Waffen. Dies geschah in Gegenwart der „Mächtigeren seines Herrschaftsbereiches“ (*primores sui regiminis*). Th. Mayer hat dies Ereignis so interpretiert, daß der Markgraf mit den bei der Versammlung anwesenden „primores“ Schwurgenossenschaft geschworen habe und beide zusammen das „Land“ bildeten.

Zwar gibt uns die Tullner Versammlung den Eindruck, als ob sie das Land als politische Gemeinde auf einmal ausgestaltet hätte, aber der Markgraf hatte damals allem Anschein nach nicht genug Gewalt zur Verfügung, um den mächtigen Adel in der Mark zur Stützung seines Parteiwechsels und des eigenen politischen Willens zu zwingen. Noch wichtiger ist, daß in Bayern und Österreich damals außer Bischof Altmann von Passau, Erzbischof Gebhard von Salzburg und etlichen weltlichen Größen, wie den Welfen, Formbachern, Spanheimern, Otakaren, fast keine einflußreiche Adelsfamilie ihren eigenen Standpunkt als Anhänger des Papstes (gegen König Heinrich) klargemacht hatte, und daß die Partei des Königs zweifellos die Reformpartei völlig überwog. Land wurde nicht als Schwurgenossenschaft wie die Stadtgemeinde im kürzeren Zeitlauf institutionell ausgestaltet, sondern entstand allmählich durch die Häufung der militärischen, politischen und rechtlichen gemeinsamen Taten und Handlungen. Um diesen Prozeß strukturell zu erläutern, ist es unentbehrlich, die Lage des Besitzes und den Rahmen der politischen Tätigkeit der Adligen über einen längeren Zeitlauf näher zu betrachten, und dadurch zu erklären, unter welchen Verhältnissen diese Adelsfamilien in die Landesgemeinde integriert wurden.

[IV] Durch die Betrachtung der Besitzlage, der politischen Aktionen und der verwandtschaftlichen Beziehungen der einzelnen wichtigen Adelsfamilien bis in die Mitte des 12. Jhs. werden die folgenden Punkte festgestellt.

Die größeren Grafenfamilien (Dynastenadel) wie die Sighardinger und Formbacher, die in Bayern und in den umgebenden Marken- gebieten seit alters her reich begütert waren, teilten sich seit dem Ende des 11. Jhs. mehrere Male in einige Linien, und die Angehörigen jeder Linie nannten sich nach einer oder zwei Burgen wie Familienname. Die Angehörigen der Linien, die ihre Stützpunkte in die Ostmark gelegt hatten, erscheinen außerdem oft in den Ur- kunden Markgraf Leopolds III (1095-1136) als Zeuge (Linie von Ratelnberg, Kreuzenstein, Pitten der Formbacher, und die von Schala, Peilstein der Sighardinger ua.). Andererseits gab es Familien, die in Bayern die intensivere Herrschaft mit der Hauptburg gebaut und allmählich die Grundlage der politischen Macht in der Ostmark verkleinert haben (Rapotonen-Diepoldinger, Sulzbacher ua.). Es dürfte daher möglich sein, bei diesen Adelsfamilien nach der Teilung die Tendenz zur „Lokalisation“ anzuerkennen. Gleichzeitig läßt sich in bestimmten Schriften des Hausklosters (z. B. Codex Traditionum Formbacensis) der Keim des agnatischen Geschlechtsbewußtseins der Stifterfamilie erkennen.

Trotzdem soll es nicht übersehen werden, daß auch jene Familien, die in der Mark namengebende Burgen gebaut haben und mit den babenbergischen Markgrafen eng verbunden waren, bis zu ihrem Aussterben (zumeist in der 2. Hälfte des 12. Jhs. und in der ersten Hälfte des 13. Jh.) ihren alten Besitz und ihre Burgen in Bayern er- hielten. Mit solchen Grundlagen konnten sie über die Grenze der

Ostmark hinaus im weiteren Raum aktiv sein, und deswegen kann man sie nicht als Landadel im genaueren Sinne erklären. Außerdem scheinen die einzelnen geteilten Linien noch lange eine Art Zusammengehörigkeitsgefühl bewahrt zu haben, das sich z. B. im gemeinsamen Interesse für das Hauskloster als ihren geistigen Mittelpunkt zeigte (wie bei 3 Linien der Formbacher). In diesem Sinne war das „Selbstverständnis“ der einzelnen Linien der alten Grafenfamilien als agnatisches Geschlecht noch mehrstufig.

Im Vergleich zu diesen Grafenfamilien scheinen eine Reihe von angesehenen edelfreien Familien, wie die Perger, Machländer und Griesbacher, deutlicher lokalisiert zu sein, und die mittleren und kleineren Edelfreien kann man sicher als die Gruppe des „Lokaladels“ erklären. Derartige Edelfreie wurden fast immer nach einem Sitz benannt, und sie treten sehr oft mit den Markgrafen in verschiedenen Urkunden auf.

[V] Erst in der Regierungszeit Markgraf Leopolds III wurden die Urkunden vom Markgrafen selbst ausgestellt, und deren Zahl vermehrt sich in den letzten zwanzig Jahren seiner Regierung beträchtlich. In den babenbergischen und auch anderen kirchlichen bzw. klösterlichen Urkunden in der Zeit Leopolds III kann man die Versammlung der Adelligen unter Vorsitz des Markgrafen als frühere Form des Landtaidings samt deren Teilnehmer erkennen. Durch die Auswertung der Zeugenlisten lassen sich die folgenden Punkte feststellen:

Der Kern der Teilnehmer an der Versammlung unter Leopold III setzten sich aus 4 Grafenfamilien (Formbacher=Grafen von Kreuzenstein, Pitten; Sighardinger=Grafen von Tengling, Burghausen, Schala, Peilstein; Poigen-Rebgauer; Plainer) und den an-

gesehensten edelfreien Familien (Lengenbacher, Perger, Machländer, Traisener) zusammen. Fast alle diese Familien waren damals schon mit dem Markgrafen verwandt, und diese edelfreien Familien können wegen der Lokalisation, wie oben gesagt, als österreichischer Adel charakterisiert werden. Außerdem nahmen je einige Male auch mittlere edelfreie Familien an der Versammlung teil, die nach Kuffern, Algersbach (Ollersbach), Reidling, Kilb, Pötzleinsdorf, Loosdorf genannt wurden, und dazu traten bei jeder Versammlung einige oder manchmal mehr als 10 kleinere edelfreie Familien auf. Dagegen scheinen die Ministerialen im ersten Drittel des 12. Jhs. noch keine maßgebliche Gruppe gebildet zu haben. Wenn man die oben betonte politische und verfassungsgeschichtliche Bedeutung dieser Versammlung akzeptiert, kann man sagen, daß das Land als Personenverband der Adeligen sich in einer solchen Struktur der Teilnehmer verkörpert.

Die Zahl der Teilnehmer aus Grafenfamilien war zwar nicht hoch, aber es darf nicht übersehen werden, daß ihre häufige Teilname und gemeinsame Handlung mit dem Markgrafen zur Integration des Landes umsomehr beigetragen haben, als ihre Machtgrundlage fast gleich stark wie die der Babenberger war, und als ihre Tätigkeiten noch nicht auf die Ostmark begrenzt wurden. Die Teilnehmer als ganzes sind veränderlich und im Vergleich zu denen des späteren Landtags auch zahlenmäßig klein. Aber, wenn man sich vorstellt, daß die Zahl der adeligen Begleiter und Anwesenden bei Hoftagen Kaiser Friedrichs I zumeist nur 10 bis 20 betrug, dann kann man leicht verstehen, daß in einem kleineren Raum wie der Ostmark eine Versammlung von gleicher Größe zur politischen Integration wirksamer war.

Das Land als ein derartiger Personenverband entstand weder durch Lebensverhältnis noch durch Verwandtschaft zwischen Markgrafen und Adeligen. Es war ein Verband der Adeligen zur Bewahrung des Friedens und der gemeinsamen Interessen. Daher nahm die Versammlung die Form des Gerichtstags (Taidings) im weiteren Sinne an. Die Lokalisation des mächtigen Adels in der Ostmark und die dadurch beschleunigte Verdichtung des gegenseitigen Verkehrs (inklusive der Konflikte) war die wichtige Voraussetzung zur Entstehung dieses Verbandes.

Seit der 2. Hälfte des 12. Jhs. traten auf der Versammlung immer mehr Ministerialen auf, und die Grafenfamilien und Edelfreien verringerten sich schnell, hauptsächlich wegen des Aussterbens. Seitdem begann die zweite Phase der Entwicklung des Landes. Wichtig ist es, daß sich in der ersten Phase der Landeswerdung bis zur Mitte des 12. Jhs. durch die häufigen gemeinsamen rechtlichen und politischen bzw. militärischen Handlungen einflußreicher Grafenfamilien und Edelfreien mit den Markgrafen allmählich ein politisches System gestaltete, und daß dieses auf der ersten Stufe entstandene System auch für die weitere Entwicklung des Landes Österreich bedeutungsvoll war.